

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
352	平成21年 9月25日 東京地裁 平20 (ワ)6165号	損害賠償請求事件	◆原告は、被告との間で、商品先物取引に係る委託契約を締結したが、被告には、迷惑勧誘、適合性の原則違反、新規委託者保護義務違反、無断・一任売買、説明義務違反、特定売買、仕切拒否の違法があり、それにより901万0690円の損害を被ったとして、被告に対し損害の賠償を求めた事案	◆被告の営業担当者が、原告の勤務時間中に勤務先に電話をかけて訪問したりして取引の勧誘をし、不当勧誘により、それまでハイリスクの取引とは無縁であり、先物取引の知識経験のなかった原告を誘い込み、原告の申告した収入資産の状況等に照らしても多すぎる回数、金額、内容の取引を勧誘し、多額の損失を被らせ、多額の手数料収入を得たものと認定するなどし被告担当者らの一連の行為につき、原告に対する不法行為を構成すると判断し、2割の過失相殺を認定し、請求を一部認容した事例	先物	2割	被告は、原告が先物取引により損失を被る可能性のあることを十分に予見しながら、多額の手数料収入を得るために、原告を勧誘して本件取引を行わせたものであり、そして、本件取引により原告に820万円余の損失を被らせる一方で、自らは1300万円を超える収入を得ている。
353	平成21年 9月15日 東京地裁 平19 (ワ)1634号	損害賠償請求事件(本訴)、差損金請求事件(反訴)	◆被告に委託して商品先物取引を行った原告が、取引には適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、一任売買、両建勧誘、無意味な売買の回復、資力を越えた取引の拡大、仕切拒否・回避の違法があるなどとして、不法行為等に基づく損害賠償を請求した本訴と、被告が委託契約に基づく差損金の支払を求めた反訴の事案	◆断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、両建勧誘、無意味な売買の回復、資力を越えた取引の拡大の違法を認め、取引上の損失から差損金を差し引いた額を損害とし、7割の過失相殺をして、本訴請求を一部認容し、被告の差損金請求を信義則に反し許されないとして、反訴請求を棄却した事例	先物	7割	
354	平成21年 9月 8日 東京地裁 平19 (ワ)1954号	損害賠償請求事件	◆被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告らに対し、その取引には適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、両建玉勧誘、過度の取引、仕切り拒否・回避等の違法事由があるなどとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、両建玉勧誘、過度の取引等の違法事由は否定したものの、被告従業員らが共同して仕切り拒否及び回避をしたことを認め、仕切りをしていた場合の返金額に7割の過失相殺をして、請求を一部認容した事例	先物	7割	
355	平成21年 8月28日 東京地裁 平19 (ワ)16008号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員被告Y1の勧誘で商品先物取引を行い、損失を被った原告が、被告らに対して損害賠償の支払を求めた事案	◆被告Y1には、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、社会的相当性を欠く両建ての勧誘などの点で違法性があると認め、被告会社は被告Y1の上記不法行為について使用者責任を負うとして、原告の請求を一部認容した事例(過失相殺6割)	先物	6割	
356	平成21年 8月26日 東京地裁 平20 (ワ)25328号	損害賠償請求事件	◆被告会社と商品先物取引委託契約を締結した原告が、外務員である被告らが契約の勧誘及び取引に関して不法行為を行い、代表取締役である被告Y1は違法行為を防止する販売体制を構築すべき義務を怠ったなどと主張して、被告らに対し、不法行為等に基づく損害賠償を請求した事案	◆外務員である被告らの説明義務違反等を認め、当該被告らの取引勧誘等が不法行為に該当するとして、当該被告ら及び使用者である被告会社の不法行為責任を認め、被告会社では適法な販売を行う体制が構築されておらず、被告Y1は適切な体制を構築することに何ら意を用いることがなかったとして、被告Y1の会社法429条1項に基づく責任を認め、請求を認容した事例	先物	否定	原告は、被告Y2から商品先物取引の説明を受けたが、同人に対し取引を辞めたい旨の申し出をしたこと、被告Y3は、これに対して、サヤ取りは安全であると説明をして、取引を勧誘したこと、にもかかわらず、2日後には、被告Y4が、サヤ取りから通常の取引への変更を勧誘し、それを行なわせたことが認められるから、被告らが原告に対してなした勧誘は、信義則に反するというべきである。
357	平成21年 7月29日 東京地裁 平20 (ワ)18526号	差損金請求事件(本訴)、損害賠償請求事件(反訴)	◆原告が、被告との間で商品先物取引委託契約を締結して、先物取引を行ったが、差損金が発生し、商品取引所に立替払したとして、被告に対して、立替金の支払を請求した本訴に対し、原告が、商品先物取引について、迷惑勧誘行為、説明義務違反、断定的判断の提供をしたとして、被告が、原告に対し不法行為に基づく損害賠償を請求する反訴を提起した事案	◆先物取引委託契約を締結を認めた上で、原告の従業員が、被告に対し、先物取引を勧誘したことが認められるものの、執拗に勧誘を行ったと認められるに足りず、また、説明義務違反、断定的判断の提供は認められないとして、本訴請求を認容し、反訴請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
358	平成21年 7月29日 東京地裁 平18 (ワ)11201号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引業者である会社を通じて商品先物取引を行っていた原告が、同取引において会社の被用者らによる勧誘等につき会社ぐるみでの違法があったとして、会社の役員及び従業員である被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆適合性原則違反、説明義務違反、無断取引の主張は認めなかったが、新規委託者に対する配慮義務違反は認め、その損害額は700万円としたが、原告は本件訴訟中に訴外会社と和解しており、800万円を受領したものと認められ、これは訴外会社の原告に対する上記損害賠償債務の弁済に充当されるべきであり、解決金の支払いにより遅延損害金を含めてすべて弁済されたとして、請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
359	平成21年 7月29日 東京地裁 平20 (ワ)36747号	差損金請求事件	◆証券会社である原告が、日経225の平均株価を指標とする先物取引の口座開設をインターネット経由で原告に申し込み、ホームページ及び原告担当者の電話による質問について取引内容を理解した旨の回答をした上、同口座においてインターネットを通じて先物取引を行った被告に対し、取引約定に基づき、取引の結果生じた差損金の支払を求めた事案	◆被告の原告に対する適合性原則違反、説明義務違反、不法提訴等に基づく、損害賠償請求権を自働債権とする相殺の抗弁をいずれも排斥し、請求の全額を認容した事例	先物	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
360	平成21年 7月15日 福岡地裁 平19 (ワ)4337号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引に関する被告の違法行為によって損害を被ったとして、主的に民法709条、715条に基づき、予備的に商品取引員としての債務不履行があったとして民法415条に基づき、損害賠償金等を請求した事案	◆原告は、取引当時、60歳の単身者女性。収入は年金のみ。取引開始時既に外国為替証拠金取引及び商品先物取引の経験があった。年金生活者であり被告の内部規則には反するが、商品先物取引の不適合者とまではいえないとしつつも、被告担当者の一連の行為は、実質的一任売買、違法な両建の勧誘、特定売買の反復等の点から、全体として違法性を帯び、不法行為を構成し、被告は使用者責任を負うと判断し、過失割合を6割とした事例 ◆本件取引は、差玉向かいの状態が生じているが、そのことが直ちに違法とはいえず、また、商品取引員において委託者に差玉向かいを行っていることを説明する義務があるとまではいえないとした事例	先物	6割	
361	平成21年 5月29日 東京地裁 平17 (ワ)22489号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社の従業員や取締役であるその他の被告らから勧誘を受けるなどして商品先物取引を行ったことにつき、原告がうつ病に罹患しているのに勧誘した行為は適合性原則に違反するもので不法行為に当たり、また被告会社従業員らや取締役は説明義務違反、断定的判断提供、新規委託者保護義務違反、実質的一任売買、仕切回避ないし仕切拒否を行ったものであり、これら一連の行為が不法行為に当たると主張して、被告らに対し、損害賠償の支払を求めた事案	◆関与を認めるに足りる証拠がない1人の被告を除いて、原告の請求を一部認容した事例	先物	3割	
362	平成21年 3月31日 東京地裁 平19 (ワ)27022号	商品先物取引仕切差損金等本訴請求事件、差損金等請求反訴請求事件	◆商品先物取引の委託注文を受託することを業とする原告が、委託注文者である被告に対し、売付・買付注文のそれぞれにつき、原告が定めた料率による委託手数料を請求した事案(本訴)	◆一部追加支払義務を否定した他はこれを認容し、被告が原告に対してした不法行為に基づく損害賠償請求(反訴)については、適合性原則違反や説明義務違反があったとは言えないとして棄却した事例	先物	請求棄却	
363	平成21年 3月27日 神戸地裁 平19 (ワ)2712号	損害賠償請求事件	◆被告に委託して商品先物取引を行った原告が、被告に適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護育成義務違反等の不法行為があるとして、被告に対し、使用者責任又は債務不履行責任に基づき、損害金等の支払を求めた事案	◆被告外務員らは、先物取引の適合性を欠く原告に対し、勧誘目的を告げずに近づき、原告の拒絶にもかかわらず勧誘を行った上、説明義務、新規委託者保護規定に違反する勧誘をし、さらに他人名義の取引を勧めるなど原告の意思に反して過大な取引をさせ、結果的に原告に多大な損害を与えたものであって、被告外務員らの行為は全体として違法であり、不法行為を構成するとして、被告の使用者責任を認定する一方、原告の過失割合を2割と認定した事例	先物	2割	特に記載なし。
364	平成21年 3月11日 東京地裁 平19 (ワ)13414号	損害賠償請求事件	◆被告との間で「ロコ・ロンドン貴金属取引」と称する先物取引を行った原告が、被告に対して、同取引について、被告による断定的判断の提供、投機性の説明の欠如(不利益事実の不告知)、適合性原則違反、公序良俗違反等があったなどと主張し、消費者契約法4条に基づく売買委託契約の取消し及び不法行為又は債務不履行を理由に、預託金の返還、弁護士費用及び慰謝料の支払を求めた事案	◆同取引には、消費者契約法4条所定の取消事由は認められないものの、説明義務違反及び一任売買の違法があるなどとして、被告に不法行為責任を認めた上で、5割の過失相殺をし、原告の請求を一部認容した事例	先物	5割	
365	平成21年 1月27日 東京地裁 平20 (ワ)311号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引を行った結果、多額の損失を受けた原告が、被告の担当者に不適格者に対する勧誘、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、実質的一任売買、過度な売買取引、断定的判断の提供及び両建の勧誘があったとして、使用者責任に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告の職業や商品先物取引の経歴からみると、原告が躁うつ病で通院中であったからといって、適合性原則違反があるとはいえないなどとして、請求を全部棄却した事例	先物	請求棄却	
366	平成20年12月16日 東京地裁 平19 (ワ)24751号	損害賠償請求事件	◆訴外会社に委託して、商品取引所において、アラビコーヒー生豆及び金等の先物取引を行っていた原告が、執ような勧誘、説明義務違反、受託管理業務規則違反、無断売買・一任売買、過大な取引及び無意味な特定売買があったなどとして、会社分割によって訴外会社の債権債務を承継した被告に対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求をした事案	◆先物取引で約2600万円の損失を被った原告が、執ような勧誘、説明義務違反、受託管理業務規則違反、無断売買・一任売買、過大な取引及び無意味な特定売買があったなどとして、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を請求したが、申込書の商品先物取引の経験欄に経験がある旨記載し、実際にも過去に商品先物取引の経験があったなどとして、請求が認められなかった事例	先物	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
367	平成20年12月5日 東京地裁 平19 (ワ)17265号	損害賠償請求事件	◆被告の勧誘により、先物取引を行った原告が、これにより損害を受けたとして、前記取引による損失等について、被告に対し、説明義務違反等を理由とする損害賠償を求めた事案	◆商品先物取引で約3000万円の損失を被った原告が、適合性の原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、その他の法令違反があったとして主位的に不法行為、予備的に債務不履行を理由とする損害賠償を求めたが、本件は、予め相当の株式取引を有し、資産も一定程度保有していた原告が、自身の相場観を示した上で、投資による利益を獲得する目的の下、相当程度積極的に働きかけ、自分の意見も相当程度主張した上で行われた先物取引であるとして請求が認められなかった事例	先物	請求棄却	
368	平成20年11月25日 東京地裁 平20 (ワ)2983号	損害賠償請求事件	◆原油・生糸等の商品先物取引をしていた原告が、委託先の被告に対し、被告担当者による適合性原則や新規委託者保護義務に違反する違法な勧誘がされたほか、実質的な一任売買や無意味な反復的売買が行われ、また、説明義務違反もあったなどとして、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告担当者が原告に取引の意味・効果等を十分説明しないまま手数料稼ぎの目的で全体として違法な取引勧誘を行ったとして被告の使用責任を認めたものの、原告にも売買状況の報告を受けながら何の疑問や異議を述べることなく経過させた落ち度があるとして5割の過失相殺をした事例	先物	5割	
369	平成20年11月5日 東京地裁 平18 (ワ)19170号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引受託業者である被告に対し、商品先物取引の勧誘等に適合性原則違反等があったと主張して、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を請求した事案	◆適合性原則違反、説明義務違反・断定的判断の提供、一任売買、両建、差玉向い、仕切拒否の違法は認めなかったものの、新規委託者保護義務違反を認め、過失相殺を7割として、不法行為に基づく損害賠償を一部認容した事例	先物	7割	
370	平成20年10月27日 千葉地裁 平18 (ワ)2619号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員である被告甲野、被告乙山及び被告丙川の違法勧誘、断定的判断の提供、説明義務違反、一任売買・無断売買、両建規制違反、仕切拒否等の不法行為により、被告会社と商品先物取引の委託取引を行い多額の損失を被った、被告会社の行為は、商品取引員としての善管注意義務、誠実公正義務に違反するなどとして、被告甲野、被告乙山及び被告丙川に対しては不法行為(民法709条、及び719条)に基づき、被告会社に対しては不法行為(民法715条)及び債務不履行(民法415条)に基づき、損害の賠償を求めた事案	◆商品先物取引の勧誘を行った商品取引会社の従業員に説明義務違反があったとして、同会社と従業員の不法行為責任が認められた事例	先物	6割	
371	平成20年10月20日 東京地裁 平19 (ワ)6936号	立替金等請求事件、損害賠償請求事件	◆商品先物取引の受託業者である原告が、顧客であった被告に対し、商品先物取引の売買差損金を立替払したと主張して、立替金等を請求し(本訴)、被告が、原告に対し、断定的判断の提供等があったと主張して、主位的に消費者契約法4条2項に基づく取消しによる不当利得返還、予備的に不法行為に基づく損害賠償を請求した(反訴)事案	◆消費者契約法上の取消権が発生していたとしても、追認可能な時点から6か月が経過しているとして取消権の消滅時効を認め、適合性原則違反、説明義務違反・助言指導義務違反、不当勧誘、断定的判断の提供等は認められないとして、反訴請求を棄却し、本訴請求を認容した事例	先物	請求棄却	
372	平成20年8月28日 東京地裁 平18 (ワ)4512号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引で損害を被ったとする原告が、商品取引員である被告会社及び同社の従業員ら2名の被告を相手に損害賠償を請求した事案	◆被告従業員らの先物商品についての相場観に基づくアドバイスは合理的なものであったことなどから、被告らが適切な情報提供及び助言を意図的に又は過失によって行わなかったという原告の主張を排斥して請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
373	平成20年8月27日 東京地裁 平18 (ワ)23546号	損害賠償請求事件	◆原告が商品先物取引受託業者である被告に対し、被告の適合性原則に反する違法勧誘、説明義務違反等の一連の違法行為により損害を被ったとして不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告が4年間にわたって株式取引の投資経験を有していたことや適合性の審査において被告の従業員に進んで商品先物取引の仕組み等を理解しているかのような受け答えをしたことなどからすれば適合性原則違反は認められないとしつつ、その他の違法行為については認めて原告の請求の一部を認容した事例	先物	4割	
374	平成20年6月30日 東京地裁 平18 (ワ)11057号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引をした年金生活者である原告に対し、被告従業員による違法行為があったとして損害金等を請求した事案	◆適合性原則違反、説明義務違反及び新規委託者保護義務違反が被告勧誘員にあったことによる不法行為の成立を肯定した上で、原告にも過失相殺4割を認めて損害賠償請求を一部認容した事例	先物	4割	
375	平成20年6月27日 東京地裁 平18 (ワ)8165号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引会社である被告に委託して商品先物取引を行った原告が、被告に対し、被告従業員らによる不招請勧誘、適合性原則違反、一任売買、説明義務違反、新規委託者保護義務違反等が不法行為又は債務不履行に該当するとして損害賠償を請求した事案	◆不招請勧誘、適合性原則違反、一任売買及び説明義務違反の事実は認めなかったが、原告が過大な取引を行ったのは被告従業員らが新規委託者保護義務に違反した勧誘をしたためであるとして、被告の使用責任を認めた上で、5割の過失相殺をして、請求を一部認容した事例	先物	5割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
376	平成20年 6月20日 東京地裁 平18 (ワ)11013号	損害賠償請求事件	◆被告従業員からの勧誘により金の商品先物取引を行い、多額の差損金を生じた原告(専業主婦、62歳)が、被告らには説明義務違反、断定的判断の提供、一任売買、新規委託者保護義務違反、過当取引といった違反行為があったとして、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案	◆被告らは一任売買を行ったことや十分な説明をしないまま特定売買を勧誘したことにつき不法行為責任を負うとした上、原告が先物取引の仕組みや危険性について説明を受けていたことや、損失発生後も取引を継続させ損害を拡大させていることなどから、原告の過失割合を4割とした事例	先物	4割	
377	平成20年 6月19日 東京地裁 平19 (ワ)972号	損害賠償請求事件	◆被告従業員の勧誘によって金の先物取引を行った原告が、適合性原則違反・説明義務違反・断定的判断の提供・一任売買等の違法行為のほか、仕切回避によって損害が生じたとして損害賠償請求をした事案	◆原告の株式取引の経験、従業員による商品説明の内容や時間に照らすと、適合性原則違反や説明義務違反があるとはいえないし、被告従業員が原告の意思に基づかない一任売買をしたとか、仕切を意図的に回避したという事情も認められないとして、請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
378	平成20年 5月13日 東京地裁 平18 (ワ)13150号	損害賠償請求事件	◆被告を介して商品先物取引をした原告が、当該取引には適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、実質的一任売買、過当取引等の違法事由があり、それによって原告が損害を被ったとして、被告に対し損害賠償を求めた事案	◆原告が商品先物取引の不適格者であったとまではいえないが、被告には過度の取引を防止する注意義務があり被告はこれに違反したこと、本件について実質的一任売買及び過当取引があったことを認め、被告の行為の違法性を肯定した上で、原告の過失割合を2割と認定し、請求を一部認容した事例	先物	2割	特に記載なし。
379	平成20年 3月26日 東京地裁 平18 (ワ)24143号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引により多大の損失を計上した原告が、同取引の受託業務を行う被告会社に対し、同社従業員らの「客殺し」といわれる違法な勧誘行為によって損害を受けたものであるとして、使用者責任に基づき損害賠償を請求した事案	◆断定的判断の提供等を含む説明義務違反や過当取引の違法性が認められるとした上、原告にも損害の発生拡大に寄与した面があるとして4割の過失相殺をして、請求の一部を認容した事例	先物	4割	
380	平成20年 3月25日 東京地裁 平19 (ワ)93号	損害賠償請求事件、未精算損金請求事件	◆商品取引員である被告に委託して行った商品先物取引における被告従業員の不法行為により損害を被ったとして、被告に対し共同不法行為や使用者責任等に基づきその損害金の支払を求めた事案	◆適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反の不法行為は認められないけれども、過当頻繁売買、無意味な特定売買、一任売買については社会的相当性を欠く不法行為が認められるとし、原告の損害の拡大についての過失を七割として過失相殺して原告の請求の一部を認容するとともに、被告の原告に対する未清算の差損金請求についても一部認容した事例	先物	7割	
381	平成20年 3月24日 東京地裁 平19 (ワ)2873号	損害賠償請求事件	◆海外商品先物取引に関する委託契約を被告との間で締結し、原油の取引を行っていた原告が、被告が新規委託者である原告に適合した取引を仲介しなかったため損害を受けたとして不法行為に基づく損害賠償請求をした事案	◆原告は高齢で先物取引の経験がなく、障害を持つ子の生活資金を原資としていたにもかかわらず、被告はその仕組みやリスクの説明を十分にしないで原告を勧誘し、以後も強引に取引の継続を勧誘して、原告に損失を生じさせたから、本件取引には適合性の原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、過当取引があり、全体として不法行為が成立するとして、原告の請求を全部認容した事例(過失相殺なし)	先物	主張なし	
382	平成20年 3月10日 東京地裁 平17 (ワ)21854号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引につき被告従業員による適合性原則違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反などの不法行為によって損害を被ったとして、不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償を請求した事案	◆適合性原則違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、説明義務違反及び無断売買についての事実は認められないが、本件取引は一任売買として行われ、かつ被告は特定売買を手段として利用し、手数料の取得を目的とした無意味な売買を繰り返したのであるから全体として不法行為を構成するとして、精神的損害を除く請求につき、五割の過失相殺がされた上で認められた事例	先物	5割	
383	平成20年 3月 3日 東京地裁 平17 (ワ)18835号	損害賠償等請求事件	◆被告に金等の商品先物取引を委託した原告が、被告の被用者による勧誘等の一連の行為に違法があったなどとして、被告に対し、債務不履行又は使用者責任に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告の主張した適合性原則違反、不当勧誘、新規委託者保護義務違反、断定的判断の提供及び説明義務違反、手数料稼ぎ目的の違法行為の各責任原因がいずれも否定され、原告の請求が棄却された事例	先物	請求棄却	
384	平成20年 2月25日 東京地裁 平18 (ワ)1336号	委託金返還請求事件、反訴請求事件	◆被告との間で商品先物取引委託取引を行っていた原告が、被告の勧誘に適合性原則違反・偽計勧誘・断定的判断の提供・説明義務違反等の違法があると認め、不法行為による損害賠償を、消費者契約法ないし詐欺に基づく取消しによる不当利得返還請求等を選択的に請求したのに対し、被告が原告に対し、商品先物取引委託契約に基づき原告が負担するに至った差損金を反訴により請求した事案	◆取引における被告従業員の行為に違法があるとまではいえないし、取消事由も認められないとして本訴請求を棄却し、被告の差損金請求が信義則に反するものではないとして反訴請求を認容した事例	先物	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
385	平成20年 2月25日 東京地裁 平18 (ワ)11679号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告従業員による適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供等があったと主張して、取引に拠出した金銭相当額等の賠償を求めた事案	◆原告は中国国籍の専業主婦であるが、日本語による説明を受ければ取引の仕組みを理解する能力を有しており、取引を行う適合性を欠いていたとは認められず、また、被告従業員による説明義務違反及び断定的判断の提供等の違法行為も認められないなどとして、請求が棄却された事例	先物	請求棄却	
386	平成20年 1月25日 東京地裁 平18 (ワ)27340号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引について、被告会社及び従業員による適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護育成義務違反、過当取引、一任売買といった違法があると主張して、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告らには、先物取引の経験のない新規の委託者には、その資産、リスクの許容度等に応じて取引額を制限して不測の損害を被らせないようにする注意義務があるのに、多額の取引をさせるため資産額について内容虚偽の申出書を提出させて取引を行わせた行為は、新規委託者保護育成義務違反に当たり不法行為を構成するとされ、他方損害については五割の過失相殺がされた事例	先物	5割	
387	平成20年 1月21日 東京地裁 平18 (ワ)4665号	損害賠償請求事件	◆被告に委託して行った商品先物取引について、被告従業員らによる違法行為があり、不実の告知や不利益事実の告知がされたことと主張して、債務不履行若しくは不法行為に基づく損害賠償又は消費者契約法四条に基づく不当利得を請求した事案	◆原告主張の適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、強引な勧誘、新規委託者保護義務違反、一任取引、仕切拒否・回避はいずれも認められず、特定売買比率・手数料化率についても違法な特定売買とはいえ、利益が得られる旨の言辞も単なるセールストークの範疇にとどまるものであって違法とはいえないとして、原告の請求が棄却された事例	先物	請求棄却	
388	平成19年12月13日 東京地裁 平18 (ワ)11514号	損害賠償請求事件、差損金反訴請求事件	◆商品先物取引をした原告が、取引の違法事由を主張して被告らに損害賠償請求をした(本訴)のに対し、被告が未払の差損金の請求をした(反訴)事案	◆原告には従前株式取引の経歴はないが、原告は会社経営者であり、相応の流動資産を有していたのだから、取引が適合性原則に違反しているとはいえないし、被告が執拗な勧誘、リスクに関する説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、無意味な売買の回復、一任売買、仕切拒否といった違法事由を行ったとも認められないとして、本訴請求を棄却した上、差損金に係る反訴請求を認容した事例	先物	請求棄却	
389	平成19年11月28日 東京地裁 平18 (ワ)1025号	損害賠償請求事件	◆亡Aが被告会社との間で行った商品先物取引について、亡Aの相続人である原告が、被告会社及び同取引に関与したその従業員である被告らに対して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆原告の主張する被告らの違法行為(不適格者への投資勧誘、説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、無意味な回復売買、亡Aの個別的指示に基づかない売買、取引成立通知の欠如、仕切り拒否、返金拒否など)はいずれもその事実を認められないとして、原告の請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
390	平成19年10月29日 東京地裁 平18 (ワ)18102号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品取引員である被告に委託して行った商品先物取引における被告従業員の不法行為により損害を被ったとして、被告に対し、使用者責任に基づきその損害金を求めた事案	◆適合性原則違反、説明義務違反及び新規委託者保護義務違反の不法行為が認められるから、被告は使用者責任を負うものと認められるとし、原告の損害の発生についての過失を二割として過失相殺し、原告の請求の一部を認容した事例	先物	2割	特に記載なし。
391	平成19年10月11日 東京地裁 平18 (ワ)7113号	損害賠償請求事件	◆69歳の主婦であった原告が、被告との間で商品先物取引に関する委託契約を締結し、金の先物取引を行ったところ、損失を被ったとして、被告従業員に適合性原則違反、虚偽の事実の告知又は不利な事実の不告知、説明義務違反、委託者の保護に著しく欠ける行為等の違法があると主張して、被告に対し不法行為(使用者責任)に基づき損害賠償を請求した事案	◆原告が高齢者、主婦であること、先物取引に関する知識の乏しさ、財産状況等に鑑みると、原告は商品先物取引の不適格者に該当し、説明義務違反、告知義務違反、委託者保護義務違反等も認められるとされた上で、3割の限度で過失相殺を行った事例	先物	3割	
392	平成19年 7月23日 東京地裁 平17 (ワ)13931号	委託金返還請求事件	◆被告会社の勧誘員に勧誘されて同社に商品先物取引を委託した原告が、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反及び一任売買等による不法行為を主張して、被告に対し、先物取引による損失及び弁護士費用の損害賠償を求めた事案	◆収入・貯蓄、理解力・判断力及び取引経験からすると原告には勧誘相手としての適格性がなく、また、勧誘担当者が先物取引の仕組みや危険性等について十分な説明を行わずに、原告が理解しないままに取引を継続していたことなどからすると、先物取引への勧誘及びその継続について全体として不法行為が成立するとして、不法行為の性質が故意に準ずるものであり過失相殺はできないとして、請求が全部認容された事例	先物	否定	原告を商品先物取引に引き込むことを予定して、原告に会い、白金の値上がり予想をさせて原告を勧誘し、理解力の甚だ欠如した原告が商品先物取引とはどのようなものかを正確に理解していないのに、安易に値上がり益が得られると誤信させ、老後の生活資金であった預貯金を拠出させて、その殆どを費消させた事案であり、本件勧誘と取引継続は、故意に準ずる不法行為である。

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
393	平成19年6月12日 東京地裁 平17 (ワ)12969号	損害賠償等 請求事件	◆外国為替証拠金取引及び商品先物取引により損失を計上した原告が、商品取引員である被告に対し、被告従業員が賭博行為に勧誘したこと、適合性原則違反、説明義務違反等の不法行為をしたものであるなどとして、使用者責任による損害賠償を請求(前者の取引については、予備的に公序良俗違反・錯誤・詐欺取消し等による無効による不当利得返還を請求)した事案	◆外国為替証拠金取引につき説明義務違反、商品先物取引につき新規委託者保護義務違反による不法行為の成立を認め、後者につき5割の過失相殺をして、請求を一部認容した事例	先物	5割	
394	平成19年5月29日 東京地裁 平16 (ワ)20892号の2	損害賠償請求 事件	◆被告から勧誘を受けてガソリン、灯油等の商品先物取引を行った原告(当時51歳、男性)が、被告に対し、被告従業員による説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、実質の一任売買、過当売買を理由に不法行為に基づく損害賠償の請求をした事案	◆原告の社会的経験及び能力(大学経済学部卒)、原告が元本保証のない商品ファンドの購入経験があったこと、取引開始前に複数回にわたり被告従業員から説明を受けていることからして、被告従業員の発言により原告の自由な意思決定が困難になったとは認められず、原告が先物取引の仕組みについても習熟していたこと、月次報告書等の送付を受けていたこと等から本件取引は、原告の意思に基づくものであって違法なものとはいえないとして、請求を全部棄却した事例	先物	請求棄却	
395	平成19年5月29日 東京地裁 平16 (ワ)20892号の1	損害賠償請求 事件	◆被告から勧誘を受けて金の商品先物取引を行った原告(当時68歳、男性)が、被告に対し、被告従業員による断定的判断の提供、実質の一任売買のほか、取引をやめるか追証で取引を継続するか選択の機会を与えるべきであったのに、これをしなかったこと等を理由に、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆原告の社会的経験及び能力(大学工学部卒)や、原告が以前から元本保証のない商品ファンドの購入経験があったことに照らすと、被告従業員の説明により原告の自由な意思決定が困難になったとは認められず、被告従業員の提供する情報を理解した上で判断する能力もあつたから、違法行為は認められないとして、請求を全部棄却した事例	先物	請求棄却	
396	平成19年5月22日 札幌地裁 平18 (ワ)1096号	損害賠償請求 事件、立替 金請求事件	◆金の先物取引について、被告会社の外交員が原告に断定的判断を提供し、また、新規委託者保護義務に違反して勧誘したことにより損害を被ったとして、原告が、被告会社に対し不法行為に基づく損害賠償を請求したのに対して、被告会社が原告に立替金の支払を請求した事案	◆外交員らは、原告に対し、商品先物取引の仕組みや危険性について説明し、その理解を得た上で取引を行っており、断定的判断の提供の違法はなく、また、原告の申告した投資可能額からすれば、金200枚の建玉は過大なものとはいえず、かつ、その建玉の委託は、原告自らの判断によるものであるから、新規委託者保護義務に違反するものではないとして、原告の請求を棄却し、被告の請求を認容した事例	先物	請求棄却	
397	平成19年4月25日 大阪地裁 平17 (ワ)9958号	損害賠償請求 事件	◆商品先物取引業者である被告を通じて商品先物取引を行った医師である原告が、被告従業員による不適格者に対する勧誘、説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、両建勧誘、仕切拒否、一任売買及び過当取引の違法行為があったとして、債務不履行又は使用者責任に基づき、被告に対し、実損額の賠償等を求めた事案	◆本件で、原告は医師として医院を経営していたのであるから、十分な社会経済上の知識及び判断力を有していたと認められるとして、原告のほとんどの主張を退けたが、新規委託者保護義務違反については、本件取引まで商品先物取引や株の取引をしてこなかった原告に対し、被告従業員が本件取引開始後短期間の間に大量の取引を行わせたとして義務違反を認め、その上で、原告の損害につき5割の過失相殺をした事例	先物	5割	
398	平成19年3月19日 東京地裁 平18 (ワ)4258号	損害賠償請求 事件	◆原告が、被告に委託して行った商品先物取引における被告従業員の不法行為により損害を被ったとして、被告に対し、使用者責任に基づきその損害金を求めた事案	◆適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供(勧誘段階での違法性)という不法行為は認められないけれども、取引継続段階において、原告から商品先物取引を実質的に一任されたことにつけ込んで、原告の利益を犠牲にして被告の利益を図る手数料稼ぎの取引を行った事実が認められ、被告従業員には誠実公正義務に違反する違法があるとして、原告の請求を認容した事例	先物	否定	原告が、生来的な欲動の減弱を伴う意志欠如者であり、他者からの被影響性が強く抵抗不能であるという性格の偏りがあると推察されるため、原告の過失と評価して、その損害額を減ずるのは相当ではない。
399	平成19年3月13日 東京地裁 平17 (ワ)92号	損害賠償請求 事件	◆原告が、商品取引員である被告に委託して行った商品先物取引における被告従業員の不法行為により損害を被ったとして、被告に対し、使用者責任に基づきその損害金を求めた事案	◆適合性原則違反、説明義務違反及び情報提供義務違反の不法行為が認められるから、その余の無断売買等の主張につき判断するまでもなく使用者責任が認められるとし、原告の損害の拡大についての過失を三割として過失相殺し、原告の請求の一部を認容した事例	先物	3割	
400	平成19年1月22日 東京地裁 平17 (ワ)2848号	損害賠償請求 事件	◆商品取引員である被告Y1・Y2に委託して、商品先物取引を行ったところ、多額の差引損が発生したが、それは各取引での被告らの従業員の勧誘ないし、執行の際の①適合性原則違反、②断定的判断の提供、③説明義務違反などの違法事由によるとして、不法行為に基づく損害の賠償等を請求した事案	◆原告が常時両建にし、因果玉の放置をくり返すような内容の取引を行ったのは、被告らの過当かつ危険性のある勧誘によるものであるとし、被告らは不法行為に基づいて本件取引により出した損害を賠償する義務があるとした事例(Y1につき過失相殺5割・Y2につき3割)	先物	3割/5割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
401	平成18年12月20日 神戸地裁 平16 (ワ)2848号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告に委託して商品先物取引を行った原告(昭和13年生まれ、女性、短期大学家政科を卒業、株式の現物取引の経験はあるが、その他の投機的取引をしたことはなかった)が、被告会社N支店の登録外務員らの勧誘等に違法があったなどとして、登録外務員、被告会社及びN支店の支店長に対し、民法709条、民法715条1項及び2項に基づき損害賠償を請求した事案	◆本件取引の勧誘及び取引態様は、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、断定的判断の提供の点で違法であり、しかも、詐欺的な要素が極めて強いとして登録外務員らの賠償責任を認めるとともに、支店長及び被告会社の賠償責任も認め、過失相殺については原告の過失を1割として請求を一部認容した事例	先物	1割	被告の不法行為の態様が詐欺的であり、違法性が強い。
402	平成18年11月29日 東京地裁 平16 (ワ)13055号	損害賠償請求事件	◆東京工業品取引所のガソリンを目的とする商品先物取引において、原告が、被告らから違法な勧誘及び受託業務の実施を受けたと主張の上、被告乙川に対しては不法行為に基づく損害賠償として、被告会社に対しては民法715条所定の使用者責任に基づく損害賠償として、支払を求めた事案	◆ガソリンの商品先物取引において、新規委託者保護義務違反・過度な取引の抑制義務違反により原告に短期間で大量の新規取引を開始させ、虚偽の説明や断定的判断を提供し、多額の損失が発生している状況で仕切り、手仕舞いも拒否し、違法な両建・特定売買を行ったことが全体として不法行為を構成するとして、原告の被告らに対する損害賠償請求が一部認容された事例(過失相殺5割)	先物	5割	
403	平成18年10月26日 大阪地裁 平16 (ワ)12757号	損害賠償請求事件	◆原告(取引当時59才)が、被告との間で締結した商品先物取引委託契約に基づいてした商品先物取引(以下本件取引)において、被告従業員に違法があり、これにより損害を被ったとして、被告に対し、使用者責任に基づき損害賠償の請求をした事案	◆被告には、適合性原則に反した点及び説明義務を尽くさないままに両建てを勧誘したという点において違法があり、不法行為を構成するとして一方で、原告にも、商品先物取引の説明を受け、抽象的には多大な損失を受ける可能性があることを認識していたことや、売買報告書に目を通して損失をその都度認識し、差金決済をして本件取引を終了させる機会は十分にあったのに、取引を継続拡大させ、損失を招いたことを考慮して原告の過失割合を4割とするなどとして請求を一部認容した事例	先物	4割	
404	平成18年10月10日 福岡地裁 平14 (ワ)3373号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告と商品先物取引の受託契約を締結した原告A(取引当時59才・公務員・現物株経験者)、原告B(取引当時59才・左官業・投資経験なし)、及び原告C(取引当時50才・うつ病で通院治療中・会社員・先物経験者)が、被告従業員らによる違法行為によって損害を被ったとして、被告に対し不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆原告Cの請求については、うつ病は外見から判断しにくい精神疾患であり、被告従業員に原告Cの病気について認識がなかったとしても無理からぬことであり適合性原則違反はないなどとして被告の賠償責任を認めずに請求を棄却したものの、原告A及び原告Bについては、被告従業員の説明義務違反や新規委託者保護義務違反などを認めて被告会社は賠償義務があると、過失相殺については原告らの属性や本件事情などを考慮して原告Aの過失相殺3割、原告Bの過失相殺2割などとして請求を一部認容した事例	先物	2割/3割	Aにつき、先物取引の仕組みや危険性について十分な説明がなされず、具体的に十分な理解をしていないことや、被告従業員らの違法行為の態様その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、過失割合は3割と認めるのが相当である。 Bにつき、投資経験、資産のほか、被告従業員らの違法行為の態様その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、過失割合は2割と認めるのが相当である。
405	平成18年 6月15日 東京地裁 平16 (ワ)7727号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員から商品先物取引の勧誘を受けて同社と委託契約を締結して先物取引をした原告(六〇歳女性)が、当該取引により多額の損害を被ったとして損害賠償を請求した事案	◆被告会社の従業員による説明義務違反、違法な過当取引、詐欺あるいは組織義務違反はいずれも認められないとして請求が棄却された事例	先物	請求棄却	
406	平成18年 6月 5日 東京地裁 平16 (ワ)24352号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告と商品先物取引の委託契約を締結した原告が、原被告間での商品先物取引に関し、被告従業員らが適合性原則違反、断定的判断を提供した違法な勧誘、説明義務違反、一任売買禁止義務違反、新規委託者保護義務違反、過当な頻繁売買、特定売買等を行ったと主張し、右行為が不法行為(民法709条)に該当し、被告が使用者責任(民法715条)を負うと主張して、不法行為に基づき、被告に対し、本件取引により生じた損害等の支払を請求した事案	◆商品取引員である被告会社は、その担当者において、原告に対し、商品先物取引について十分な説明をすることなく、断定的判断を含む勧誘文言を用いて取引を勧誘したり、原告に適合しない過当な取引を実質的な一任売買として行い、その際、相当数行われた特定売買についても原告に十分な説明を行っていなかったりしたもので、これら一連の行為は相互に関連性を有し、全体として不法行為を構成すると判示された事例(過失相殺二割五分)	先物	2割5分	
407	平成18年 4月26日 大阪地裁 平17 (ワ)2708号	損害賠償請求事件	◆被告従業員の勧誘によって行った先物取引によって損害を被った原告(昭和22年生まれ・本件取引まで商品先物取引や株の信用取引をした経験はなし)が、被告に対し、不法行為(使用者責任)に基づき損害賠償を請求した事案	◆投機的な指向性はなかった原告に対し、商品先物取引を勧誘すること自体は許されるとしても、勧誘する者は勧誘に当たって、新規委託者保護の規則を守り、過大な取引をさせないように配慮するとともに、利益が確実に得られるかのような断定的判断の提供を避け、先物取引の仕組みや危険性について十分な説明をなす注意義務を負っていたが、被告従業員は勧誘者に課せられた上記注意義務に違反しており、被告従業員の勧誘は違法性を有するなどとして被告の賠償責任を認める一方で、原告は一応の説明を受けていたことなどの事情を考慮して、原告の取引損から4割を過失相殺した事例	先物	4割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
408	平成18年3月3日 東京地裁 平16 (ワ)3216号	差損金請求、損害賠償請求事件	◆東京工業品取引所等の商品取引員である被告会社が、被告会社との委託契約に基づき商品先物取引を行った原告X1及び原告X2に対し、委任契約に基づく立替費用の償還等を請求したのに対し、原告X1及び原告X2が、主位的には、被告会社並びに同会社の従業員である被告Y2、被告Y3及び被告Y4に対し、被告会社の従業員らによる上記取引への勧誘及び取引行為全体について、不当な勧誘、説明義務違反、無断売買、一任売買、過当取引、不当な利益金の証拠金振替え及び特定売買等の違法行為があったと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆金先物取引を行った原告らが、先物取引会社及び原告らに取引を勧誘した従業員らを被告として、断定的判断の提供、説明義務違反、無断売買、適合性原則及び新規委託者保護義務に違反した過当取引、不当な利益金の証拠金振替え等、いわゆる直しや両建などの特定売買等を理由とする不法行為ないし受託者としての善管注意義務違反による債務不履行に基づく損害賠償を請求したが、原告らのうちの一人についてはいずれの主張理由も認められず請求が棄却され、もう一人については被告らに説明義務違反、断定的判断の提供による不当勧誘、過当取引、特定売買をしたことにつき違法が認められるとした上で二割の過失相殺を受けた上で請求が一部認容された事例 ◆被告先物取引会社の原告らに対する委任契約に基づく立替費用の償還請求がいずれも認められた事例	先物	2割	先物取引を含む取引行為が、委託者の自己責任においてなされるべきものであることは、少なくとも取引に参加する者にとっては通常有すべき知識といえるところ。証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告X2は、原告X1の勧誘を契機として、商品先物取引につき経験はおろか何ら知識を持たないにもかかわらず、初対面の被告Y2及び被告Y3から、これについて満足な説明を受けることなく、安易に2日間で合計1200万円もの高額な金銭を交付したというのであるから、その行動は軽率と評価されてもやむをえないところであり、原告X2に係る本件取引による損害の発生、拡大については、原告X2には消極的にせよ落ち度があるものといわざるを得ない。
409	平成18年2月23日 東京地裁 平16 (ワ)18641号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引の受託会社である被告に対し、被告担当者の説明義務違反、適合性原則に違反する過当取引、両建て等の特定売買等により損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆被告担当者は商品先物取引の知識・経験を有する原告に対しても新規取引者に対するのと同様に商品先物取引の仕組みや危険性を説明しており、被告会社には相場変動リスクの高い取引についてこのような一般的な情報提供義務を超えて委託者に損失を受けさせない義務やそのための助言をする義務はなく、両建て等の特定売買も一定の合理性があったとして、請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
410	平成18年2月15日 神戸地裁 平16 (ワ)1184号	損害賠償請求事件	◆商品取引所の取引員である被告会社との間で商品先物取引受委託契約を締結し、同社を通じて商品先物取引を行った原告(取引時76歳)が、被告会社の従業員らによる違法な本件取引への勧誘及び取引段階における違法な一連の行為により損失を被ったとして、その損害の賠償を求めた事案	◆原告は取引当時、病的な記憶障害の状態であったなどの本件事情からすると、被告従業員らによる本件勧誘及び取引段階における行為は、適合性違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、過大取引等に該当し違法であるとして、被告従業員らの共同不法行為責任及び被告会社の使用者責任を認めた上で、被告側の過失相殺、消滅時効の主張を退けて、原告の請求を一部認容した事例	先物	否定	原告には、商品先物取引の適合性がなく、本件取引の意味自体を理解する能力に欠けていたと考えられ、原告には、本件取引による損失が発生すること及びその損失が拡大したことについて、落ち度があったとは認められず、被告らの過失相殺の主張は理由がない。
411	平成17年8月30日 東京地裁 平16 (ワ)153号	損害賠償請求事件	◆被告との間で商品先物取引委託契約を締結し、商品先物取引を行った原告が、被告が、本件取引において取引勧誘段階から手仕舞いに至るまで、一貫して客殺しの意思の下に不法行為を行ったと主張して、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆商品先物取引の受託業務等を目的とする被告と東京工業品取引所のゴム等の商品先物取引を行った原告が、本件取引は被告が取引勧誘段階から手仕舞いに至るまで一貫して客殺しの意思の下に不法行為を行ったと主張して不法行為に基づく損害賠償を請求したところ、執拗な勧誘、適合性原則違反、断定的判断の提供ほかの説明義務違反、新規委託者保護義務違反、無断売買及び両建の勧誘といった原告の不法行為事由についての主張は排斥したが、被告の従業員が、原告の資金が不足し証拠金を現金で預託するのが困難になっていることを知りながら、取引の規模を拡大し、二〇〇枚を超える枚数の取引を勧誘したのは原告に対する不法行為を構成するとして、過失相殺七割による損害賠償請求の一部を認容した事例	先物	7割	
412	平成17年4月14日 東京地裁 平16 (ワ)370号	損害賠償請求事件	◆原告が被告に委託してなした商品先物取引について、原告において、被告の勧誘から個別取引、終了に至るまでの一連の行為は、先物取引という取引形態を装って、いわゆる客殺しの手法を駆使して原告から多額の金員を収奪しようとした詐欺又は背任であり、不法行為及び債務不履行を構成するとして、損害賠償を請求した事案	◆原告が被告会社に委託してなした商品先物取引において、被告会社による適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護育成義務違反、一任売買、仕切り拒否・回避、特定売買があったなどとして原告が被告会社に対して求めた損害賠償請求の訴えにつき、原告の主張は認められないとしてその請求が棄却された事例	先物	請求棄却	
413	平成17年2月22日 東京地裁 平15 (ワ)14581号	差引損金請求、損害賠償請求事件	◆商品先物取引により多額の損失を被った顧客が商品取引員である会社に対し、損害賠償を請求(反訴)した事案	◆商品先物取引員である会社が顧客に対してした売買差損金の請求(本訴)が認容された事例 ◆従業員のした勧誘の違法、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、実質的一任売買、仕切り拒否・回避の違法などがいずれも認められないとして、同請求が棄却された事例	先物	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
414	平成17年2月18日 東京地裁 平14 (ワ)27921号	損害賠償請求事件	◆美容院等を経営する原告が商品先物取引等を業とする被告との間で行った外国為替証拠金取引及び商品先物取引に関し、被告担当者に適合性原則違反、断定的判断の提供等の違法があるとして、被告らに損害賠償の支払を求めた事案	◆被告担当者が外国為替証拠金取引については、断定的判断の提供、不実告知、不利益事実の不告知等の説明義務違反、他人名義の勧誘等の違法行為、商品先物取引については、断定的判断の提供及び不実告知の説明義務違反、転がし・無意味な反復売買、事実上の一任売買等の違法行為をそれぞれ行い、これらに加えて両取引において、不当な無敷き・薄敷きを行ったとして、これら取引開始段階から終了段階までの行為が一体として不法行為を構成するとして事例（原告の過失相殺六割）	先物	6割	
415	平成17年1月21日 仙台地裁 平15 (ワ)1223号	損害賠償請求事件	◆商品取引所における先物取引を委託した顧客である原告が、商品取引業者である被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆新規委託者保護義務違反、説明義務違反、無意味な反復売買及び違法な両建の勧誘が認められる被告外務員らによる一連の行為は、原告のように経験の十分でない一般投資家から取引の委託を受ける商品取引員の行為としては著しく社会的相当性を欠くもので、これらの被告外務員らの行為は、全体として不法行為を構成するというべきであり、当該行為が、被告の事業の執行として行われたことは明らかであるから、被告はこれにより原告に生じた損害を賠償する義務があるが、本件においては原告にも落ち度が認められるから、2割の過失相殺をするが相当であるとして、原告の請求の一部を認容した事例	先物	2割	原告も、被告の外務員から商品先物取引に関する資料の交付を受け、その説明も聞いていたのであるから、その社会経験に照らせば、商品先物取引の仕組みや危険性について理解し得る状況にあったといえることができること、原告は、取引開始の直後から、当初考えていたよりも大きな差損が生じていることを認識していたにもかかわらず、取引を継続していたこと等の前記認定の事実を考慮すると、本件取引による損失が発生し、それが拡大したことにつき、原告にも落ち度があつたものと認められるので、本件においては、原告の過失の割合を2割として、過失相殺をするのが相当である。
416	平成16年11月25日 大阪地裁 平15 (ワ)9141号	債務不存在確認請求事件、損害賠償請求反訴事件	◆商品先物取引員である原告との間で商品先物取引受委託契約を締結した被告（取引当時61歳）が、同取引によって損失を被ったことに関し、原告が、債務不履行に基づく損害賠償債務は存在しないとしてその確認を求めたのに対し、被告が、原告従業員らによる取引への勧誘及び取引段階の一連の行為の違法性を主張して損害賠償を求めた事案	◆被告の知識、資産状況、取引経験などによれば、本件原告従業員には、被告に対する説明義務違反、違法な両建て勧誘及び不合理なアドバイスによる過大取引をさせたことが認められ、これら一連の行為は全体として違法であるから、原告は損害賠償責任を負うとしたものの、被告は積極的に本件取引に関与した面があるなどとして、損害につき5割の過失相殺をした事例	先物	5割	
417	平成16年11月17日 大阪高裁 平16 (ネ)2120号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人との間で商品先物取引を行った控訴人が、被控訴人の勧誘行為から取引終了に至る一連の行為は、商品先物取引についての知識経験のない控訴人に対する善管義務、忠実義務ないし信任義務に違反してなされたものであり、これにより売買損失、手数料相当額等の損害を被った等と主張して、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆大手ゼネコンの幹部社員との商品先物取引について、商品先物取引業者に新規委託者保護義務違反、説明義務違反、断定的判断提供の違法等が認められないとして、その業者に対する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求が認められなかった事例	先物	請求棄却	
418	平成16年10月26日 大阪高裁 平16 (ネ)2209号	損害賠償請求控訴事件	◆商品取引所員である第1審被告との間で先物取引委託契約を締結した第1審原告（取引当時51歳）が、第1審被告の従業員による説明義務違反等の一連の違法行為により損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償を求めたところ、原審で第1審被告の不法行為責任を認めた上で8割の過失相殺がなされたことから、双方が控訴した事案	◆本件事情の下では、第1審被告の従業員による無断取引、第1審原告の取引中止要請に対する不当拒否、断定的判断の提供、違法な一任売買、新規委託者保護義務違反の過当売買等が認められるから、第1審被告は本件取引全体につき不法行為責任を負うとした上で、第1審原告につき3割の過失相殺を認めて、原判決を一部変更した事例 ◆商品先物取引における適格性につき、先物取引の特色から、取引の仕組み及び危険性を理解して自己の判断で売買を行う能力を欠く者や、取引の損失に耐え得る資力を有しない者などは、そもそも先物取引を行う適格性に欠け、商品取引員は、このような者に対しては、先物取引を勧誘すること自体が許されず、また、勧誘自体が許される場合であっても、初心者に先物取引を勧誘する場合は、同人が経験不足のため、不測の損害を被ることがないよう、過大な取引の受託を控えるべき信義則上の義務を負うとされた事例	先物	3割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
419	平成16年7月9日 大阪高裁 平15 (ホ)3502号	損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件	◆被控訴人が、控訴人に対し、控訴人の従業員から、適合性原則や説明義務等に反する違法な勧誘を受けて行った海外先物オプション取引により損失を被ったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆控訴人担当者による本件取引の勧誘行為は、適合性原則、説明義務及び新規委託者保護義務に反し、全体として違法性を帯び、不法行為に該当し、控訴人は、使用者責任に基づき、被控訴人に生じた損害を賠償する義務を負うとする一方、被控訴人は、本件取引が投機的な取引であることを抽象的には理解しうる状況にあったことから、本件取引による被控訴人の損失を全面的に控訴人に負担させることは公平でないとして、1割の過失相殺をした事例	先物	1割	被控訴人は本件取引への適合性を欠く者であること、控訴人担当者らの勧誘行為の執拗性、新規委託者保護義務違反の重大性等を考慮すると、被控訴人の過失を過大評価することは相当でなく、本件に現れた全事情を総合し、1割の過失相殺をすることが相当である。
420	平成16年5月20日 東京地裁 平14 (ワ)23529号	損害賠償等請求事件	◆原告が、被告と間で商品先物取引をした際、その従業員らの説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者に対する保護義務違反等の行為により損害を被ったとして、その使用者である被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆商品取引員は、商品先物取引について十分な知識や経験を持たない顧客に対しては、安易に取引に関与させて予想に反した大きな損害が発生しないように努めるべき注意義務があるところ、本件取引に関する被告の外務員らの一連の行為は、全体として同注意義務を欠き、不法行為に当たるとする一方、原告には先物取引を含む証券取引の経験があることなどから、原告にも4割の過失を認め、請求の一部を認容した事例	先物	4割	
421	平成15年10月21日 大阪地裁 平14 (ワ)6605号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告に対し、被告の従業員から、適合性原則や説明義務等に反する違法な勧誘を受けて行った海外先物オプション取引により損失を被ったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆原告は、本件取引のような投機的オプション取引をする適合性に極めて乏しい者であったことが明白であり、被告担当者らはこのことを知るに至ったはずであるから、被告担当者らの本件勧誘行為が適合性原則に反する上、被告担当者らは、原告に対し、オプション取引の基本的な仕組みさえ十分に説明することなく、断定的判断を提供して積極的に原告の判断を誤らせて本件取引を勧誘したものであるから、説明義務にも反するとして、原告の請求を一部認容した事例	先物	否定	被告は、少なくとも8割の過失相殺がなされるべきであると主張し、原告が本件取引の内容及び危険性につき自ら調査確認しなかったことが認められるが、この点は、被告担当者らによる前記勧誘行為の重大な違法性に比して無視できるほど軽微であって、過失相殺を行うのは相当でない。
422	平成14年12月26日 東京高裁 平14 (ホ)2951号	損害賠償請求控訴事件	◆控訴人との間で商品先物取引委託契約を締結し、商品先物取引を控訴人に委託した被控訴人が、が、本件取引については、控訴人外務員らが各自役割分担の上、「客殺し」の口口により、商品取引所法等に違反する行為を重ね、無断で売買取引を行うなどしたと主張して、上記控訴人外務員らに対し、民法七〇九条、七一九条の不法行為責任に基づき、控訴人に対し、民法七五条の不法行為責任又は商品取引員としての善管注意義務、誠実公正義務に違反した債務不履行責任に基づき、損害賠償を求めた事案	◆スイス人宣教師に対する商品先物取引の勧誘について、不適格者に対する勧誘、断定的判断の提供、新規委託者の建玉制限違反等の違法行為があったとして、商品取引業者に対する損害賠償請求を一部認容した事例	先物	主張なし	
423	平成14年9月12日 東京地裁 平12 (ワ)24277号	損害賠償請求、債務不存在確認請求事件	◆商品先物取引によって短期間に多額の損失を被った顧客が、商品先物取引受託業者及びその担当者らを相手に損害賠償を請求した事案	◆担当者においては、一、説明義務違反、二、虚偽事実の告知、三、新規委託者の保護違反、四、過当な取引の勧誘、五、実質的な仕切拒否などの違法があり、全体として不法行為を構成するとして、同請求が一部認容(過失相殺四割)された事例	先物	4割	
424	平成14年8月21日 岡山地裁 平12 (ワ)368号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告に委託した商品先物取引に関し、被告の従業員らから、違法な勧誘を受け、十分な説明もされず、その後の取引の過程において違法な取り扱いを受けるなど、一連の不法行為によって損害を受けたとして、被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案	◆原告は、本件取引以前に商品先物取引の経験がないとはいえ、税務署に勤務した経験がある上、長年、経理事務を担当しており、先物取引を行うだけの能力及び資力がないとはいえないことなどから、被告従業員らには、本件取引において、説明義務違反、一任売買、断定的判断の提供など不法行為と構成するだけの違法な行為があったとは認められないとして、原告の請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
425	平成14年3月19日 東京地裁 平12 (ワ)1679号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告に委託して商品市場における商品先物取引を行った原告が、被告の担当外務員に説明義務違反や新規委託者保護育成義務違反等及び断定的判断の提供や誤情報の提供等の違法な行為があったとして、被告に対し、不法行為(民法715条)に基づく損害賠償として、当該取引による損失相当額及び本訴提起追行のための弁護士費用相当額の支払を求めた事案	◆税理士である夫の事務所を手伝ってきた女性が商品先物取引業者との間で委託契約を結び商品先物取引を続けてきたところ、業者の外務員の誤った情報提供により損害を被ったとして業者の不法行為責任が認められた事例	先物	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
426	平成14年2月27日 京都地裁 平10(ワ)3181号	損害賠償請求本訴、立替金請求反訴事件	◆被告との間で商品先物取引の委託契約を締結した原告が、被告との一連の取引は、被告担当社員による説明義務違反、無断・一任売買、いわゆる特定売買等によって、全体として違法な取引と評価されるべきであるとして、同取引から生じた差損金について、債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償を求めたのに対し(本訴)、被告が、原告に対し、東京工業品取引所及び東京穀物商品取引所の商品先物取引における立替契約に基づく立替金の支払を求めた(反訴)事案	◆原告の主張をいずれも排斥して原告の本訴請求を棄却し、その反面、被告の原告に対する反訴請求を認容した事例	先物	請求棄却	
427	平成13年10月10日 東京高裁 平13(ホ)1390号	損害賠償請求控訴事件	◆控訴人が、被控訴人会社を通じて、控訴人名義で行われた商品先物取引において、被控訴人会社の担当従業員である被控訴人Cら被控訴人会社の従業員が、商品先物取引の経験も知識もない控訴人に断定的判断を提供して取引を一任させ、独断で両建て・途転等の取引を繰り返し、さらには架空名義を用いて控訴人の計算で無断売買を行うなどの一連の違法行為により損害を控訴人に与えたとして主張して、被控訴人らに対し、不法行為(民法709条、719条又は715条)に基づき、連帯して損害賠償を求めた事案	◆商品先物取引につき、取引の委託を受ける商品取引員ないしその従業員は、顧客に対し商品先物取引の仕組み及びその危険性について十分説明し、顧客がその自主的な判断に基づいて取引を委託するかどうかを決することができるように配慮するとともに、顧客が取引により不測の損害を被らないよう配慮すべき信義則上の義務を負うところ、商品取引員の従業員が断定的判断を提供し、顧客から取引を一任されて取引を行うなどして上記信義則上の義務に違反し、顧客に損害を負わせたものであり、商品取引員及びその従業員には損害賠償義務があるとされた事例	先物	3割	
428	平成13年10月2日 名古屋高裁 平13(ホ)278号	損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件	◆控訴人の従業員であるA及びBの被控訴人に対する本件オプション取引勧誘行為は違法であるとして、被控訴人が控訴人に対し、民法715条による損害賠償を請求した事案	◆Aらは、株式信用取引や商品先物取引の経験がない場合には、十分な時間をかけて説明するとともに、具体的な取引例を想定して、手数料も含めた上で、予想される利益や損失を具体的に数字を示して説明すべき義務があり、かつ、当初は少額の取引の勧誘に止めて、その取引の損益を確定させ、実際に取引を経験してもらったうえで、通常規模の取引を勧誘すべき義務に違反したとし、被控訴人にも相当な落ち度があるものとして4割の過失相殺をするのが相当であるとして、これと結論を一部異にする原判決を変更し、請求を一部認容した事例	先物	4割	
429	平成13年6月27日 東京地裁 平10(ワ)23151号	損害賠償請求事件	◆商品先物オプション取引を委託した原告が、これを受託した会社、その代表者、取締役、担当者などを被告として、不法行為などに基づき、取引により被った損害を請求した事案	◆担当者に適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反などの違法行為は存しないとして、同請求が棄却された事例	先物	請求棄却	
430	平成13年2月26日 東京地裁 平11(ワ)6708号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社の従業員である被告Y1及びY2が原告に対して行った商品先物取引の勧誘等が違法であるとして、右両名に対しては民法719条、709条により、その使用者である被告会社に対しては民法715条により、それぞれ損害の賠償を請求した事案	◆商品取引員の従業員が、商品先物取引の知識・経験のない顧客に対しその基本的仕組みや危険性について十分に説明しないまま取引に参入させ、新規委託者保護に配慮しない不当な勧誘と受託をしたものであって、信義則上商品取引員の従業員に要求される注意義務に違反したものであるとして、顧客から商品取引員及びその従業員に対する損害賠償請求が認められた事例(過失相殺四割)	先物	4割	
431	平成12年8月31日 東京地裁 平11(ワ)20510号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引により損害を被った者が同取引の受託業務を行った会社を相手に損害賠償を求めた事案	◆同会社従業員の顧客に対する勧誘に、適合性原則違反、説明義務違反の違法があるとされた事例 ◆勧誘を受けた顧客にも過失があるとして、損害額につき三五パーセントの過失相殺がされた事例	先物	35%	
432	平成12年8月29日 東京地裁 平10(ワ)7672号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引により損害を被った者が、同取引の受託業務を行った会社を相手に損害賠償を求めた事案	◆同会社従業員の顧客に対する勧誘に、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反等の違法があるとされた事例 ◆勧誘を受けた顧客にも過失があるとして、損害額につき四割の過失相殺がされた事例	先物	4割	
433	平成10年11月19日 大阪地裁 平9(ワ)1594号	損害賠償請求事件	◆被告と海外商品先物取引オプション取引を行った原告が、被告は、断定的判断の提供、説明義務違反、一任売買、無断売買不当売買・無意味な反復売買、虚偽の事実を申し向けて原告から金員を騙取したなどとして、右各不法行為に基づく損害賠償を求め、予備的に、債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案	◆海外商品先物取引オプション取引において、被告会社に説明義務違反があり、その取引自体にも不当性(不当売買及び無意味な反復売買)があったとして、被告会社の損害賠償義務を認めたらう原告にも過失があったとして、六割の過失相殺をした事例	先物	6割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
434	平成10年11月6日 金沢地裁 平8(ワ)56号	損害賠償本訴請求、損金反訴請求事件	◆被告から商品先物取引に係る勧誘を受けて商品先物取引を行った原告が、被告の勧誘行為については商品先物取引の危険性を十分に説明したものではなく、利益を生ずることが確実であると誤解させるような断定的な判断を提供したものであり、原告をしてその経験等に照らして明らかに不相当な過度の取引をさせたものであるなどとして、被告に提出した委託証拠金相当額等について、被告に対して損害賠償を請求したところ(本訴)、被告は原告に対して、右商品先物取引の受託終了に基づき清算金を請求した(反訴)事案	◆商品取引員の行った勧誘行為が商品先物取引の危険性に係る説明義務に違反するなど委託者の利益を侵害する社会的に違法なものであって一体として不法行為を構成するとして、顧客の商品取引員に対する損害賠償請求を認め(過失相殺五割)、他方、商品取引員の顧客に対する清算金請求については信義則に反するとして棄却した事例	先物	5割	
435	平成9年12月10日 東京高裁 平9(ネ)1510号	損害賠償請求控訴事件	◆被告会社との間で商品先物取引を行った原告が、被告は、適合性原則違反、不適格者勧誘、説明義務違反、危険性不告知、断定的判断の提供等多数の不法行為を行って、原告に損失を被らせたと主張し、民法七〇九条、七一条に基づき、損害賠償を請求した事案	◆年金生活者である老人に対する商品先物取引において商品先物取引業者の従業員からの勧誘行為に説明義務違反・断定的判断の提供等の違法行為があったとして右業者の不法行為が認められた事例(過失相殺五割)	先物	5割	
436	平成9年2月25日 東京地裁 平6(ワ)8096号	損害賠償請求事件	◆原告が、金の商品先物取引に関する被告従業員の勧誘等の一連の行為が不法行為に当たるとして、被告に対し、右取引によって被った損害及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆金の商品先物取引に関する会社従業員の勧誘等一連の行為が不法行為に該当するとして先物取引会社の説明義務違反による賠償責任が認められた事例(過失相殺三割)	先物	3割	
437	平成2年11月26日 仙台高裁秋田支部 平元(ネ)47号	損害賠償請求控訴事件	◆商品取引員である被告会社の商品取引外務員である被告Y1から商品先物取引委託契約の勧誘を受け、商品先物取引を行った原告が、無差別電話勧誘、不適格者排除義務違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、過当取引、一任売買等を理由に違法行為があるとして、被告らに損害賠償の支払を求めた事案	◆輸入大豆の先物取引につき不法行為の成立を認めた事例(過失相殺4割)	先物	4割	
438	平成23年5月31日 岡山地裁 平19(ワ)1352号	損害賠償請求事件	◆被告との間で土地売買契約及び建物請負契約を締結するなどした原告らが、被告の義務違反により、土壌の汚染された宅地を買ったため、取得費用相当額及び健康被害の各損害を被ったとして、損害賠償を求めた事案	◆本件では、訴外会社から本件分譲地を買った被告が、宅地造成時、販売時に、本件分譲地中に有害物質が存在していたことを認識し、あるいは、認識し得たとまではいえず、また、被告に、各有害物質を完全に除去する義務までは課せられていないといえるから、被告の本件販売及び本件分譲地に対する対策不十分を理由とする不法行為責任が課されるものでもないが、被告は、本件分譲地の安全性、快適性に関する情報の説明義務を怠ったといえるから、同義務違反の不法行為が該当性が認められるとした上、損害につき、被告の行為と原告らの健康被害との因果関係を否定し、売買及び工事代金等の5割を損害として認めるなどとして、請求を一部認容した事例	不動産売買	主張なし	
439	平成23年2月17日 千葉地裁 平21(ワ)2354号	損害賠償請求事件	◆不動産を売買契約により取得した原告が、売主である被告乙株式会社及び売主側の仲介業者である被告丙会社に対し、本件土地が建築基準法に定める接道要件を満たしていないことにつき、被告らから十分な説明がされなかったとして、不法行為に基づき、原告に生じた損害の賠償を求めた事案	◆売買された土地が接道義務を満たしていない場合、売主及びその仲介業者に説明義務の違反があったとして、買主に対する不法行為責任が認められた事例	不動産売買	主張なし	
440	平成22年11月25日 東京地裁 平21(ワ)21422号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告から、自宅を建築する目的で購入した土地について、購入後、①地中に多量の埋設物があること、②既に隣地建物の敷地の一部として建築確認申請がされていたため、本件土地に建物を建築する場合は敷地の二重利用となる問題があること及び③本件土地に接する道路について主要生活道路の指定がされており、将来的にセットバックを要する可能性があることなどが判明したと主張して、被告に対し、瑕疵担保責任又は債務不履行あるいは不法行為に基づく損害賠償の支払を求めた事案	◆上記①及び②について被告は瑕疵担保責任を負い、上記③については瑕疵までは認められないものの、被告には説明義務違反の過失が認められるとして、原告の請求を一部認容した事例	不動産売買	主張なし	
441	平成22年11月12日 東京地裁 平21(ワ)11538号	売買手付金返還請求事件	◆被告が分譲していたマンションの一室について売買契約を締結した原告が、保有する自動車に駐車可能な駐車場の提供を受けなかったところ、被告に対し、同契約について、消費者契約法による取消し、説明義務違反等の債務不履行による解除、錯誤による無効を主張し、手付金の返還を求めた事案	◆被告担当者が原告保有自動車について同マンションの駐車場に駐車が可能であると述べたなどの事実を認めることはできず、重要事項の不実告知があったとはいえない、同契約において駐車場に関する事項は付随的なものにすぎず、債務不履行解除は認められない、原告の錯誤は表示されていない動機の錯誤であるなどとして、原告の請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
442	平成22年 9月 9日 東京地裁 平20 (ワ)34279号	不当利得返還請求事件	◆原告X1及び原告X2は、被告Y1との間で不動産売買契約を締結して手付金を支払い、同契約に際し、被告Y2との間で一般媒介契約を締結して仲介手数料を支払ったところ、①主位的に、被告Y1に対し、特定の銀行の貸付要件を具備していると誤信して本件売買契約を締結したとして錯誤無効による不当利得に基づく返還請求として手付金の支払を求めるとともに、被告Y2に対し、住宅ローンに関する説明義務違反があったとして債務不履行に基づく損害賠償請求として仲介手数料相当額の支払を求め、②予備的に、被告Y2に対し、上記債務不履行に基づく損害賠償請求として手付金相当額の支払を求めた事案	◆本件売買契約書及び重要事項説明書の記載内容からは、特定の銀行を融資利用特約の対象金融機関とすることが本件売買契約の内容になっていたとは認められず原告らの本件売買契約締結の意思表示は要素の錯誤に当たらないと認定し、被告Y2に説明義務違反があったとも認められない等判断し、原告の請求をいずれも棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
443	平成22年 7月22日 東京地裁 平22 (ワ)1873号	売買代金等請求事件	◆原告が、被告会社に対し、土地の売買代金及び測量費用の請求を行うと共に、被告会社代表者Y1及び同Y2に対し、原告に本件土地の境界確定ができないとの虚偽の説明をして右売買代金等の支払義務を免れようとした違法行為等を理由に、上記土地売買代金等と弁護士費用を請求した事案	◆本件売買契約においては境界確定しないことが納期の変更事由となる旨の合意もなく、さらに代金支払時に本件土地の所有権が移転するとの合意がある本件売買契約において、依然所有者であった原告のもとで境界が確定された事実が認められるから、いずれにせよ、被告会社は境界確定が未了であることを理由として売買代金等の支払拒絶はできないとして被告会社に対する売買代金等の請求は認めつつも、被告Y1及び同Y2が虚偽の説明をしたからといって、売買代金等の請求権が失われるものではなく、虚偽の説明と損害との関連性はないとして、被告Y1及び同Y2の違法行為等の成立は否定した事例	不動産売買	主張なし	
444	平成22年 3月 9日 東京地裁 平19 (ワ)22660号	損害賠償等請求事件	◆原告が被告Y1に対し、被告Y1は、原告との間の土地の売買取引において、真実は当該土地の所有権ないし登記を有していないのに、原告に対し、これがあるかのように誤信させて、土地を売却し、原告に売買代金を支払させたのであり、原告は売買契約を詐欺により取り消したなどとして、被告Y1に対し、売買代金相当額及び取引費用の支払を求めるとともに、売買契約を仲介した被告Y2に対しても仲介契約の債務不履行に基づき売買代金相当額及び取引費用の支払を求めた事案	◆被告Y1には詐欺や債務不履行はないなどとして、被告Y1に対する請求を棄却する一方で、被告Y2は売買当時、本件土地について、現況求積図の地形と公図の地形が大きく異なり、登記簿上の面積と現況の面積に違いがあることを認識していたにもかかわらず、原告に対し、本件土地の上記性状により生じ得る問題について何ら説明をしなかったためであり、仲介契約に基づく注意義務違反があるとして、被告Y2に対する請求を一部認容した事例 ◆本件土地についてはその所有権をめぐる紛争が将来生じる可能性があったものといわざるを得ず、このような土地は、売買取引をするについて通常有すべき性能を備えていないものといえることができるから、本件土地には瑕疵があったものと認められるとした事例	不動産売買	主張なし	
445	平成21年11月26日 東京地裁 平21 (ワ)9462号	不当利得返還等請求事件	◆被告から建売住宅6戸の内の1戸を購入した原告が、その後残る5戸を値下げ販売した被告に対し、被告は契約締結時に既に値下げを予定していたにもかかわらずその旨を告げなかったとして、売買代金の一部の返還を求め、選択的に、価格維持義務違反又は説明義務違反に基づく損害賠償を求めた事案	◆売買契約締結時に、不動産市況の悪化がどのくらい継続し、どの程度深刻化するのかが予想することは困難であったから、被告が契約締結時に大幅な値下げを具体的に予定していたとまでは認められないとし、建売住宅の販売行為は、財産を処分する行為であり、値下げ販売も、原則として売主が自由に行うことができるとし、売買価格が適切なものかどうかは、一次的には、原告が確認すべきであるとして、請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
446	平成21年10月29日 東京地裁 平20 (ワ)14891号	損害賠償請求事件	◆被告が原告に売却した不動産につき、その接する土地は建築基準法上の「道路」ではなく「空地」であるため、建築基準法43条1項ただし書に該当しない限り建築許可を得られず、またそのためには隣地所有者の協定書を要することから、原告が、上記不動産には「隠れた瑕疵」があり、なおかつ被告はこのような規制の存在を告知せず、かえって虚偽の説明をした点で信義則に違反すると主張して、被告に対し、瑕疵担保責任又は告知義務違反に基づく損害賠償を求めた事案	◆瑕疵担保責任は約定の2年間が経過した以上消滅しており、また、被告の説明に一部誤りがあったことは認められるが、そのように認識したことにも相応の理由があったとして、結局原告の請求が棄却された事例	不動産売買	請求棄却	
447	平成21年 5月26日 東京地裁 平19 (ワ)13798号	売買代金返還等請求事件	◆被告からマンションの一室を買い受けた原告が、被告に対して、居住に耐えられない異常な湿気が存在する等の瑕疵があり契約を解除したと主張して、手付金の返還等を求め、売買契約を仲介した被告会社に対して、瑕疵の調査義務及び説明義務違反に基づく損害賠償を求めた事案	◆異常な湿気が存在するすれば、原告が、マンションを内覧した時点やリフォーム工事を開始した時点で、絨緞や和室の畳には湿気があり、また、建具等にかび等の痕跡があったはずと考えられるが、全証拠によっても、原告がこれらを認識した形跡は見られないから、売買契約締結以前において、異常な湿気が発生していたことを認めるに足りる証拠はないとした事例	不動産売買	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
448	平成21年 4月13日 東京地裁 平19 (ワ)25813号	損害賠償請求事件	◆土地上の既存建物を取り壊し、建物を新築する目的で当該土地を購入した原告らが、売主(宅建業者)及び仲介業者を被告として、当該土地周辺は第2種高度地区に指定されており、建ぺい率を考慮すると原告らが予定していた4階建ての建物を建築することは法的に不可能であった旨主張し、被告らの説明義務違反を理由として債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆原告らが仲介業者に対し当該土地に述べ床面積100平方メートル程度の建物を新築する予定である旨告げていたという具体的事情の下では、仲介業者には存在する法的規制の種類名称にとどまらず、原告らの希望に沿う建物を建築することができないことを説明する義務があり、宅建業者である売主も、仲介業者による説明の場に立ち会って自ら十分な説明をする義務があったとして、原告らの請求を一部認容した事例(慰謝料、弁護士費用は否定)	不動産売買	主張なし	
449	平成21年 2月 9日 東京地裁 平20 (ワ)1290号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告から買い受けた土地及び建物(本件不動産)の西方約250メートルの場所に多摩市立資源化センター(本件施設)があること、及び、本件施設を改修して廃プラスチックの中間処理施設を開始する計画があることによって、本件不動産の資産価値が下落したとして、被告に対し、主位的に、売買契約の錯誤無効を主張して、不当利得返還請求権に基づき利得金の支払を、予備的に、被告には売買の際の告知義務違反があったとして、債務不履行等に基づき損害賠償を請求した事案	◆原告が錯誤を主張する動機が表示されていない以上、売買契約に錯誤の成立を認めることができない、また、嫌悪施設は宅地建物取引業法35条1項の重要事項説明の対象となっておらず、また、被告に信義則上の告知義務違反も認められないなどとして、原告の請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
450	平成21年 1月28日 東京地裁 平19 (ワ)35340号	損害賠償請求事件	◆被告からマンションの一室を購入した原告が、被告に対し、不動産には瑕疵が存在したとして瑕疵担保責任、説明義務違反、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆保温材の厚さ不足を管理組合から指摘されていたこと、及び管理組合から求められた設置条件を風呂が満たしていないことを説明すべき信義則上の義務があったにもかかわらず説明をしなかったこと、並びに床材について管理組合の定めた改修マニュアルの要件を充たしているとの説明、チラーユニットに問題がないとの説明及び自動ドアの撤去が容易であるとの被告の説明が虚偽の説明にあたり、不法行為を構成するとして請求を一部認容した事例	不動産売買	主張なし	
451	平成20年12月26日 東京地裁 平18 (ワ)16737号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告Y1の従業員の勧誘を受けて、被告Y2又は訴外会社から購入した賃貸運用の中古マンションについて、売主である被告Y2又は訴外会社には売買契約上の説明義務違反があり、説明内容とは異なりローン負担額や必要経費といった支出が賃料や減税効果と要った収入等より上回ったため、持ち出しを余儀なくされたのであり、また、被告Y1は上記売主となった会社と不可分一体であって共同売主として責任があるなどと主張して、訴外会社から購入した物件に関しては被告Y1に対し、被告Y2から購入した物件に関しては被告Y1及びY2に対し、債務不履行ないし不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆売買契約に関与した販売員らに原告らに対して説明義務違反はないとして、原告らの請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
452	平成20年12月25日 東京地裁 平19 (ワ)24131号	損害賠償請求事件	◆被告会社を仲介業者としてハワイ州の土地を買い受け、また、被告会社との間で締結した請負予約に基づき同土地の工事申込金を支払った原告が、上記売買に関して被告に不法行為又は債務不履行があったなどと主張して、被告らに対し、損害賠償及び上記申込金の返還を求めた事案	◆(1)仲介業者である被告会社には、売主の売却希望価格が著しく不相当である場合、顧客に対し、土地の実際の価格に関する情報を提供する義務がある、(2)上記請負予約における工事申込金の不返還条項は、消費者契約法10条により無効であるとした上で、損害賠償について3割の過失相殺を認め、原告の請求を一部認容した事例	不動産売買	3割	
453	平成20年 6月25日 大阪地裁 平18 (ワ)3755号	損害賠償請求事件	◆マンションの高層階を購入した原告らが、被告らが近隣に別のマンションを建築した結果眺望が悪くなったとして説明義務違反等に基づく損害賠償を求めた事案 ◆超高層マンションの高層階の専有部分を購入した原告らが、分譲業者である被告らに対し、被告らが同マンション分譲後に約82.5m離れた場所に別の超高層建築物を建設した結果、専有部分からの眺望が悪くなったと主張して、眺望に関する説明義務違反等に基づく損害賠償を求めた事案	◆契約締結に先立ち中高層建築物が建築されて眺望が変化する可能性につき十分に説明していたとして説明義務違反等を否定した事例 ◆原告らは被告らから重要事項説明を受けるなどして同所に超高層建築物が建設される可能性があることを知っていたなどの事実関係の下では、被告らに上記説明義務違反等はないとされた事例	不動産売買	請求棄却	
454	平成20年 4月28日 東京地裁 平17 (ワ)20687号	売買代金返還等請求事件	◆不動産業者である被告から土地建物を購入した原告が、被告において、本件建物において以前に飛び降り自殺があったことを知りながら、その事実を告げずに原告に不動産を売却したことを理由に、被告に対し損害賠償の支払を求めた事案	◆不動産を取り扱う専門業者として、建物から居住者が飛び降り自殺した死亡事故につき告知、説明すべき義務があったとした上、原告からの懲罰的損害賠償請求を否定し、告知・説明義務違反と相当因果関係の認められる2500万円の範囲内で請求を一部認容した事例	不動産売買	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
455	平成19年10月30日 東京地裁 平18 (ワ)17438号	損害賠償請求事件	◆被告会社を介して被告から土地を購入した原告が、頻繁に浸水被害を受けるとして、被告会社に対して説明義務違反に基づき、被告に対して瑕疵担保責任に基づく損害賠償を請求した事案	◆降雨により浸水しやすいという土地の性状は、治水事業や排水事業の進捗具合など、土地以外の要因によって左右されることが多いことから、一定時期に冠水被害を生じたことのみをもって直ちに土地自体の瑕疵と認めることはできないとして、また、水害歴について説明義務があることを基礎付ける明確な法令上の根拠や宅建業界の慣習を認めることはできず、被告会社にとっても水害歴を調査することは困難であったとして、請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
456	平成19年 7月23日 東京地裁 平18 (ワ)7650号	損害賠償請求事件	◆本件土地等を購入した原告が、同土地に隣接する本件道路が私道であったこと等により損害を被ったとして、本件土地等の購入を媒介し、あるいは同土地上に新築する建物の設計業務をした被告らに対し、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告は、被告らが本件道路が私道であることを説明せず、契約を締結するのを傍観し説明義務に違反したと主張するが、被告らは予め用意した重要事項説明書に基づいて本件道路に関して私道である等を説明したとして、原告の損害賠償請求をいずれも棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
457	平成19年 7月19日 東京地裁 平17 (ワ)25004号	損害賠償等請求事件	◆被告らから土地を購入した原告が当該土地に建物を新築して住んでいるところ、本件土地は建築基準法上の接道義務を満たさないことが後に判明したことから、被告ら及び本件土地の売買の仲介をし、かつ、原告との間で上記建物新築の請負契約を締結した被告会社に対して損害賠償を請求した事案	◆売主である被告らには、錯誤による売買契約の無効、隠れた瑕疵による売買契約の解除は否定した上で、瑕疵担保責任に基づく損害賠償を、仲介した被告会社には、説明義務違反による損害賠償を、建物新築の請負契約についても錯誤無効は否定した上で調査義務を怠った債務不履行の限度で、被告らの各責任を肯定した事例 ◆本件土地が上記接道義務を満たさないものの、現に原告が同土地上に建物を新築して居住している状況及び将来隣地所有者から土地の一部を譲り受けて上記接道義務を満たす可能性もあることなどの事情から、上記各損害につき、売買代金の二割、請負代金の一割とした事例	不動産売買	主張なし	
458	平成19年 5月29日 東京地裁 平17 (ワ)15525号	損害賠償請求事件	◆被告乙の仲介により被告甲から区分所有建物を買い受けた原告が、購入した物件に漏水の隠れた瑕疵があり、かつ、この点につき虚偽の説明を受けたとして、被告甲に不法行為・債務不履行・瑕疵担保責任を、被告乙に不法行為・債務不履行責任を追及した事案	◆漏水の原因は、内装業者等による防水工事が不十分であったことや、建物の経年劣化・記録的な台風被害といったことによるとも考えられ、建物自体に雨漏りを生じさせる構造上の欠陥があったとはいえないし、被告らが雨漏りのおそれや大規模修繕の可能性につき虚偽の説明をしたとか、その調査義務や説明義務を尽くさなかったともいえないとして、請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
459	平成19年 4月25日 東京地裁 平17 (ワ)22669号	損害賠償等請求事件	◆マンションを購入した原告らが、隣接するビルに入居している会社の喫煙室がベランダ向かいにあり、そこに出入りする従業員の視線が気になり住居の平穏が得られないとして、販売代理人である被告A会社には本件喫煙室の存在についての説明義務違反、売主であるB会社には本件居室の隠れたる瑕疵に基づいて、慰謝料としての損害賠償を請求した事案	◆被告Aには販売代理人として本件喫煙室の存在を把握の上説明する注意義務があったとは認められないこと、被告Bにも本件喫煙室の存在が本件居室の瑕疵には当たらないことを認定判断して原告らの請求をいずれも棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
460	平成19年 4月12日 東京地裁 平18 (ワ)6442号	慰謝料請求事件	◆建売分譲住宅を購入した原告が、被告である売主と、同じく被告である仲介業者に対し、原告宅前の道路にゴミ集積場が設置されることを説明する義務を怠ったことを理由として、債務不履行あるいは不法行為に基づく損害賠償(慰謝料)を請求した事案	◆被告らは設置の可能性につき繰り返し説明していること、また、設置がほぼ確実となった時点において、被告売主が原告に対し、設置場所につき、上記場所に設置するのか、もしくは原告宅の階段下にくりぬき型のものを設置するのかについて確認を求めたところ、原告は前者を選択した事実などに鑑みて、被告らは説明義務を尽くしていたと認定し、原告の請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
461	平成19年 3月 5日 東京地裁 平18 (ワ)823号	損害賠償請求事件	◆原告は、被告Y1社から本件建物及びその敷地借地権を購入したが、その際、被告は本件建物の外壁や基礎コンクリートなどにひび割れ等の重大な欠陥があることを知りながらその旨説明せず、又は、本件建物の上記欠陥等存否について調査すべき注意義務があることを怠り、原告に本件建物を購入させたとして、被告らに対し損害の賠償を請求した事案	◆むしろ原告は本件売買契約当時、本件建物に居住する意思はなく、また、そのようなことは不可能であることを認識しており、建物を取り壊して改築する意思で購入したものである以上、建物の不具合について説明しなかったことは違法な行為と解することはできないとして、請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
462	平成19年 2月 1日 東京地裁 平17(ワ)26814号	損害賠償請求事件	◆被告売主からマンションの一角を買受けた原告らが、被告売主らに対して、原告ら住戸の直上階の被告買主らが行った改装工事による騒音は受忍限度を超えていたため、被告売主らはかかる工事を予定していた被告買主に当該住戸を販売しない義務若しくは原告らに対して同工事の内容を説明する義務に違反する債務不履行又は原告ら住戸の瑕疵担保を理由として、本件売買契約の解除及びこれに伴う約定違約金支払などを求めた事案	◆本件改装工事の騒音等は受忍限度を超えるものではなく、また、原告ら住戸には本件売買契約を締結した目的を達することができない瑕疵があるとはいえないとして、原告らの請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
463	平成18年10月23日 東京地裁 平17(ワ)10931号	損害賠償請求事件	◆崖地に面する土地とその土地に建つ建物を購入し、その後、同土地にプレハブ建物を建てた買主が、台風による崖崩れでプレハブ建物が土砂に流され、プレハブ建物内に保管してあった絵画が水に濡れるなどの被害を被ったとして、売主、売主側の仲介業者、買主側の仲介業者を相手に損害賠償の支払を求めた事案	◆本件土地に直接面する傾斜地に一般的な危険を超える、崖崩れ等の特別の危険が存在すると認めることはできず、したがって、崖崩れ発生の予見可能性も認められないから、被告らに崖崩れ発生に関する説明義務や調査義務違反を認めることはできない旨判示して、買主からの損害賠償請求をいずれも棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
464	平成18年 8月30日 東京高裁 平17(ホ)4421号	損害賠償請求控訴事件	◆マンションの買主であるCの権利義務を4分の3の割合で取得した控訴人が、売主である被控訴人Aについては防火戸の電源スイッチが切られて作動しない状態で引き渡されたことにつき売買の目的物に隠れた瑕疵があったことなどにより、また、売主の販売代理人であった被控訴人Bについては上記電源スイッチの位置、操作方法等を説明すべき義務を怠った注意義務違反があったことなどにより、原状回復のための費用や減価による損害を被ったと主張して、被控訴人Aに対しては売主の瑕疵担保等による損害賠償の一部として、被控訴人Bに対しては不法行為等による損害賠償の一部として、支払を求めた事案	◆マンションの売買において防火戸の電源スイッチが切られて作動しない状態で引き渡されたことについて売買の目的物に隠れた瑕疵があったとし、その瑕疵によって発生した損害につき民事訴訟法二四八条に基づき相当な損害額が認定された事例	不動産売買	主張なし	
465	平成18年 5月25日 東京地裁 平17(ワ)18969号	損害賠償等請求事件	◆マンションを購入した原告が、同マンションの隣にオートレース場があり、騒音が発生することについて説明がなかったと主張し、債務不履行又は不法行為に基づき、売主である被告A及び販売代理人である被告Bに対し、損害賠償及び騒音防止工事を請求した事案	◆マンションを購入した原告が隣にオートレース場があり騒音が発生することの説明が購入にあたりなかったとして債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償を売主である会社及び販売代理人会社を被告らに請求したところ、被告らのチラシ等の周辺案内図の記載には表示されていないものの、重要事項説明書にマンションの西側道路を挟んだ隣接地にはオートレース場があり騒音・震動・臭気等が生じる旨の記載をして事前に原告へ送付し、かつその全文を原告へ読み上げて説明していることから、被告らには説明義務違反はなかったとして原告の請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
466	平成17年 9月16日 最高裁第二小法廷 平16(受)1847号	損害賠償請求事件	◆マンションの買主であるCの権利義務を4分の3の割合で取得した控訴人が、売主である被控訴人Aについては防火戸の電源スイッチが切られて作動しない状態で引き渡されたことにつき売買の目的物に隠れた瑕疵があったことなどにより、また、売主の販売代理人であった被控訴人Bについては上記電源スイッチの位置、操作方法等を説明すべき義務を怠った注意義務違反があったことなどにより、原状回復するための費用や減価による損害を被ったと主張して、被控訴人Aに対しては売主の瑕疵担保等による損害賠償の一部として、被控訴人Bに対しては不法行為等による損害賠償の一部として、支払を求めた事案	◆売主から委託を受けてマンションの専有部分の販売に関する一切の事務を行っていた宅地建物取引業者に専有部分内に設置された防火戸の操作方法等につき買主に対して説明すべき信義則上の義務があるとされた事例	不動産売買	主張なし	
467	平成17年 5月30日 大分地裁 平16(ワ)297号	損害賠償請求事件(甲事件)、損害賠償請求事件(乙事件)	◆被告からマンションを購入した原告A、同B及び同Cが、原告Aにおいては、被告の従業員からペット類の飼育が禁止されるマンションであると説明を受けて購入したにもかかわらず、後にその飼育が許容されるマンションとして販売されていたことなどにより生活の平穩等を害されて精神的苦痛を被ったなどと主張し、原告B及び同Cにおいては、被告の従業員からペット類の飼育が許容されるマンションであると説明を受けて購入したにもかかわらず、従前その飼育が禁止されるマンションとして販売されていたことなどにより犬の飼育ができなくなって精神的苦痛を被ったなどと主張して、被告に対し、不法行為(民法715条)又は債務不履行(415条)に基づく損害賠償を求めた事案	◆分譲マンションの販売業者である被告会社の従業員が、ペット類飼育の可否につき販売時期によって異なる説明をして正確な情報提供を怠ったなどとして、購入者である原告らの一部に対する不法行為の成立を認め、慰謝料請求が認容された事例	不動産売買	5割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
468	平成16年12月2日 大阪高裁 平15 (ネ)3590号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人乙山両名から建物を買った控訴人が、本件建物はその西側隣人とのトラブルによって居住の用に耐えないとして、①被控訴人乙山両名及びその仲介業者である被控訴人会社に対し、被控訴人らは控訴人に対する説明義務に違反し、また被控訴人乙山両名は控訴人を欺罔したとして、不法行為による損害賠償を求め、②予備的に、被控訴人乙山両名に対し、本件不動産の売買契約は錯誤により無効であるとして、不当利得返還請求権に基づき、代金相当額の支払等を求めた事案	◆土地建物を購入した者が隣人の苦情により居住することができなくなった場合、隣人からの苦情についての説明義務が尽くされていないとして、土地建物の売主および不動産仲介業者の損害賠償責任が認められた事例	不動産売買	主張なし	
469	平成16年9月22日 福岡地裁 平15 (ワ)974号	損害賠償請求事件	◆原告が被告に対し、被告は原告に対してマンションを販売する際、ペットの飼育に関して不適切な説明を行い、原告を同マンションでのペットの飼育が可能であると誤信させてその売買契約を締結させたとして主張し、債務不履行やマンション売買契約の錯誤無効などに基づき、損害賠償または不当利得の返還を請求した事案	◆被告の従業員は本件マンションにおけるペット飼育に制約があることを説明したのであり、被告には説明義務違反はなく、また、原告は全面的にペット飼育が可能というわけではないが、他人に危害を加えない、迷惑をかけない範囲では禁止されていない旨の説明を受け、そのとおり認識していたのであるから、原告に錯誤があったということではないなどとして原告の請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
470	平成16年6月4日 東京地裁 平15 (ワ)14157号	損害賠償等請求事件	◆マンション分譲業者からマンション一室を購入した原告が、購入後に近隣土地に葬儀場の建物が建築されたことから、錯誤無効、売主である被告の詐欺を理由とする取消、説明義務違反を理由とする債務不履行による契約解除、さらには不法行為を理由として売買代金返還と慰謝料の支払いを求めた事案	◆原告主張の請求原因事実をいずれも排斥して請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
471	平成16年4月23日 東京地裁 平14 (ワ)20038号	損害賠償請求事件	◆被告仲介会社の仲介により被告売主から土地建物を買い受けた原告が、売買契約時に、当該土地建物において過去に火災等が発生したことがある旨の説明がなかったとして、被告らに瑕疵担保ないし不法行為に基づく損害賠償責任を求めた事案	◆火災による焼損が隠れた瑕疵に当たるとした事例 ◆瑕疵担保責任を負わない旨の特約が適用されないとした事例 ◆売主と買主の双方から仲介を依頼された仲介業者は、売主の提供する情報のみに頼ることなく、自ら通常の注意を尽くせば仲介物件の外観から認識することができる範囲で、物件の瑕疵の有無を調査して、その情報を買主に提供すべき契約上の義務があるとした上で、当該建物の焼損の確認義務違反を認めた事例	不動産売買	主張なし	
472	平成16年3月31日 札幌地裁 平15 (ワ)588号	損害賠償請求事件	◆原告らは、被告Aが建築し、被告Bが販売した15階建てマンション(本件マンション)の高層階の区分建物を購入したところ、被告Aが本件マンションの南側に15階建ての新マンションを建築したことにより、原告らの各区分建物からの眺望等を阻害するに至ったが、これはマンション業者としての信義則に違反するなどとして、原告らが、被告らに対し、不法行為ないし債務不履行に基づき損害賠償を請求した事案	◆本件マンションの販売契約締結時に新マンションの計画を説明することは不可能であったなどとして被告Bの賠償責任は否定したものの、被告Aについては、信義則上その眺望を害しないよう配慮する義務があるところ、かかる義務に違反したとして賠償責任を認めて請求を一部認容した事例	不動産売買	主張なし	
473	平成15年11月7日 最高裁第二小法廷 平14(受)458号	損害賠償請求事件	◆金融機関の従業員から勧められて、同金融機関の融資を受けて接道要件を具備しない宅地を購入した顧客が、同従業員に接道要件不具備についての説明義務を怠った過失があるなどと主張して、同金融機関に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆金融機関の従業員が顧客に対し融資を受けて宅地を購入するように勧誘する際に当該宅地が接道要件を具備していないことを説明しなかったことが当該宅地を購入した顧客に対する不法行為を構成するとはいえないとされた事例	不動産売買	請求棄却	
474	平成15年2月3日 東京地裁 平11 (ワ)21193号	損害賠償請求事件	◆原告らは、従前から、被告公団(以下「公団」という。)が経営していた千葉県柏市所在の旧光ヶ丘団地及び横浜市所在の旧日吉団地の住戸を賃借しており、公団による両団地の建替事業の際、新団地の分譲住宅を購入した者であるが、その後、両新団地の分譲住宅が大幅に値下げをして一般に売り出されたのは、公団の原告らに対する債務不履行ないし不法行為であると主張し、予備的に分譲住宅の売買契約が錯誤により無効であると主張し、公団の権利義務関係を承継した被告に対し、損害賠償ないし不当利得返還を請求した事案	◆被告公団のした建替事業に際して、新団地の分譲住宅の購入者に対する説明義務違反があるとして、購入者から住宅・整備公団に対する損害賠償請求が一部認められた事例	不動産売買	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
475	平成14年 6月24日 東京地裁 平10(ワ)25673号	損害賠償請求事件	◆被告Y1から土地建物を買った原告が、同土地は建物の再建築が不可能な土地であったとして、売主である被告Y1に対しては、(1)瑕疵担保責任に基づく損害賠償(売買契約を解除したことを前提とするもの)、(2)瑕疵担保責任に基づく損害賠償(売買契約を解除したことを前提としないもの)、(3)不法行為に基づく損害賠償、(4)売買契約が錯誤により無効であることを理由とする不当利得の返還を求め、さらに、売買契約の仲介業者である被告Y2及び被告Y3に対しては、(5)債務不履行に基づく損害賠償及び(6)不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆接道義務を満たしていないことから土地上に建物建築ができないことが売買目的物の隠れた瑕疵に当たるとされた事例 ◆瑕疵担保による損害賠償請求権が目的物の引渡しから一〇年の経過により時効消滅したとされた事例 ◆仲介業者には、上記建物再建築ができない事実につき説明義務違反が存するが、これによる損害賠償請求権も時効消滅したとされた事例 ◆買主の売主、仲介業者に対する不法行為に基づく損害賠償請求が認容された事例	不動産売買	主張なし	
476	平成14年 5月29日 広島高裁 平12(ホ)547号	不当利得返還請求控訴事件	◆控訴人から土地を買った被控訴人が、本件土地に建物を建築する場合に住民による反対運動が起こりうることを説明しなかったこと、並びに、控訴人、自治会及び住民有志の団体が構成される三者協議会が、被控訴人の集中浄化槽使用に同意しなかったことが債務不履行にあたるとして売買代金等の返還を求めた事案	◆住民が一定の抵抗を示すであろうことは、本件のような位置・形状の土地の売買において一般的に予想されるものであって、売主が説明すべき事柄とはいえないとし、浄化槽利用の申入れは債務履行終了後約8年が経過した後のことであり、しかも、契約時に予定していた利用方法とも異なっていることから、控訴人が浄化槽を利用できるよう協力し、あるいは利用を妨げてはならない義務を負うとは解されないとして、請求を認容した原判決を取り消して、請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
477	平成14年 4月22日 東京地裁 平10(ワ)23166号	売買代金返還等請求事件	◆原告らが、不動産仲介業者である被告会社の仲介によって、被告Y1から同人所有に係る土地を購入したところ、その後同土地に厳しい建築規制等が存在することが判明したとして、被告Y1に対し、主目的に、売買契約の錯誤無効に基づき売買代金の返還を求め、予備的に、瑕疵担保責任に基づき売買契約の解除による売買代金の返還又は損害賠償を求めるとともに、被告会社に対し、債務不履行(説明義務違反)に基づき損害賠償を求めた事案	◆急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律によって建築制限等が存することを理由とする土地売買契約の錯誤無効、瑕疵担保責任による解除、損害賠償請求がいずれも認められなかった事例	不動産売買	主張なし	
478	平成14年 2月22日 東京地裁 平12(ワ)28018号	損害賠償請求事件	◆マンション居室の買主である原告が、被告らは、本件建物のリビングルームの開口部に変圧器付きの電柱が存在することを知りながら、これを秘匿して、原告に本件建物を販売し、原告に適正価格を超える金員を支払わせ、かつ、精神的損害を与えたとして、被告Y1に対しては売買契約上の説明義務違反に基づき、被告Y2に対しては不法行為による損害賠償請求権に基づき、連帯して損害賠償を求めた事案	◆マンション居室の売買契約がマンションの建築前及び建築中に締結される場合には、売主及び販売代理人は、買主に対し、マンションの近くに変圧器付き電柱が存在すること、その内容、位置関係等について説明すべき信義則上の義務があるとされた事例	不動産売買	否定	本件マンションは、平成11年5月ごろに工事が開始されたところ、工事中、マンションの工事現場は工事囲いがされ、躯体部分はシートで覆われていたものであるから、外部からマンションの全貌を把握することは困難であり、まして、購入した居室がどの辺に位置するかを見分けることは極めて難しい状況であったと認められるから、原告が、本件売買契約締結の前後、また、契約締結後に何度か工事現場に臨んだことがあっても、そのような工事現場の状況等に紛れて、本件変圧器付き電柱が存在することを見落としたとしても、あながち無理からぬものがあり、過失があるとまではいえない。
479	平成14年 1月23日 東京高裁 平12(ホ)3706号	損害賠償等請求控訴事件	◆一審被告Y1からマンション(本件建物)の区分所有権を購入した一審原告らが、後に区分所有者となったY2及びY3が、建築確認申請に際して同建物の敷地とされた土地の一部を当時の所有者から買い受けて、連売住宅を建築して分譲したため、本件建物の容積率が建築基準法に違反する結果となり、損害を被ったと主張して、一審被告Y1、Y2及びY3に対し、損害賠償を請求し、(2)本件建物敷地内の駐車場部分を権原なく占有していると主張して、一審被告Y1に対し、その明渡しを請求し、(3)権原なくして本件建物の6階部分(登記簿上5階部分。以下同じ)を増築したと主張して、一審被告Y1に対し原状回復を請求し、(4)共用部分である本件建物5階(登記簿上4階。以下同じ)のベランダを権原なくして浴室等に改装し、占有していると主張して、一審被告Y4に対し、原状回復を請求した事案	◆マンションの所有者が、これを分譲する際、購入者に対し、その敷地についての権利関係について説明する義務を怠った場合、不法行為責任を免れないが、損害の発生が認められないとして、購入者の売主に対する損害賠償請求が棄却された事例	不動産売買	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
480	平成13年12月26日 東京高裁 平13 (ホ)3825号	損害賠償請求 控訴事件	◆第一審被告Y1から土地建物を買い受けたと原告らが、いずれも土地に地盤沈下が発生したため建物に不具合が生じたと主張して、①被控訴人らが、Y1に対し、(ア)主位的に、(a)瑕疵担保責任を理由とする売買契約解除に基づく原状回復請求として、売買代金の返還及び損害賠償の支払、選択的に、(b)詐欺に基づく各売買契約の取消し又は錯誤に基づく売買契約無効を理由とする不当利得の返還及び損害賠償の支払を求め、(イ)予備的に、瑕疵担保責任に基づく補修費等の損害賠償の支払を求め、②被控訴人らが上記売買を仲介した控訴人会社Y2及びY3に対し、それぞれ、売買の目的物である地盤の性質及び施工された基礎工事の内容についての説明告知義務違反を理由として、共同不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償の支払を求めた事案	◆宅地建物取引業者は、信義則上、買主が売買契約を締結するかどうかを決定づけるような重要な事項につき知りえた事実については、買主に説明・告知する義務を負い、土地が軟弱地盤であることを認識しながら説明・告知しなかった場合は、買主に対する損害賠償責任を免れないとされた事例	不動産売買	主張なし	
481	平成12年8月31日 大阪高裁 平12 (ホ)519号	損害賠償請求 控訴事件	◆不動産仲介業者である被控訴人の仲介により不動産を売却した控訴人が、被控訴人は、買主の造成能力や契約後の行動を詳細に調査する義務を負っていたのにこれを怠ったとして、被控訴人に対し、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆不動産仲介業者は、課税上有利であることを示して不動産取引を勧め、委託者がそのことを主たる動機として仲介を委託した場合には、不動産取引による課税の有無あるいは課税額等につき調査確認してこれを委託者に説明し、委託者に不測の損害を与えないよう配慮すべき業務上の注意義務が存するが、課税されるか否かが買主の第三者への転売という取引外の行為にかかっている場合には、買主自ら当該土地を造成する意思と能力を有すると一応認められれば、それ以上、買主の造成能力、契約後の資力の変化等をチェックし、買主が第三者へ当該土地を転売するおそれがあるか否かを調査する義務までは負わないとされた事例	不動産売買	請求棄却	
482	平成12年6月28日 東京高裁 平12 (ホ)665号	損害賠償請求 控訴事件	◆被控訴人には、顧客から税金について質問があったときは課税条件その他の事実関係を十分調査して慎重に回答すべき義務があるのに、被控訴人はこれを怠って控訴人らに損害を与えたなどと主張して、損害賠償を求めた事案	◆宅地建物取引業法は、宅地建物取引主任者をして、顧客に宅地建物の概要や法的規制等の取引に関する重要な事項を説明させることにより当該取引の内容を契約当事者に理解させることを企図しているものであり、宅地建物取引による課税の有無を顧客に説明する義務までを課すものではないとして、宅地建物取引主任者の顧客に対する責任を否定した事例	不動産売買	請求棄却	
483	平成12年3月24日 京都地裁 平10 (ワ)247号	損害賠償請求 事件	◆被告会社が分譲したマンションを購入した原告らが、広告等に全戸南向きと表示されていたのに実際はかなり西を向いており、これによって損害を被ったとして、被告会社に対し、債務不履行又は不法行為を理由に損害の一部の賠償を請求した事案	◆「全戸南向き」と宣伝してマンションを販売したが、実際には「全戸南向き」でないことが判明した場合、売主に不正確な表示・説明を行わないという信義則上の付随義務の違反があったとして債務不履行による損害賠償責任が認められた事例	不動産売買	主張なし	
484	平成11年12月13日 大阪地裁 平8(ワ) 1945号	不当利得金 返還請求事 件	◆マンションの一室を購入した原告が、その交渉段階において、販売担当者から南側部分の眺望が将来不明確であるのに、眺望の良さが長期間継続すると断定して勧誘されて同室を購入し、その後間もなく南側の隣地に別のマンション二棟が建設されて眺望の良さを失い、精神的損害を被ったとして、契約交渉段階における信義則上の説明義務違反に基づき、共同売主ないし販売代理人である被告らに対し慰謝料等の支払を求めた事案	◆同一所有者の広大な土地に一八棟のマンションが建設された場合に、右マンションの建設、販売を行った右所有者の関連会社及び事業提携会社について、北側マンションの購入者に対しての眺望に関しての説明義務違反はなかったとされた事例	不動産売買	請求棄却	
485	平成11年9月30日 大阪高裁 平8(ホ) 2059号	損害賠償請求 控訴事件	◆被告Y2の仲介で所有者である被告Y1から土地と地上建物を買受けた原告らは、被告らは、本件土地建物に瑕疵があることを知りながら、原告らに本件土地建物を買受けたとして、不法行為、瑕疵担保責任及び売買契約上あるいは仲介契約上の債務不履行による損害賠償を請求した事案	◆適法な建築確認を受けておらず、建築基準法上の接道義務を満たさない土地建物の売買につき、売主及び仲介業者の不法行為等の責任が認められた事例	不動産売買	主張なし	
486	平成11年9月8日 東京高裁 平11 (ホ)2264号	手付金返還 請求控訴事 件	◆分譲マンション販売業者である被控訴人から建物を購入した控訴人が、被控訴人に対し、一次的に、建物売買契約には南側隣地に建物が建たないことを保証する旨の特約があったところ、本件建物の南側隣地にマンションが建築されたため、右特約が履行不能になったとして、特約違反による売買契約の解除に基づき、手付金の返還を求め、二次的かつ選択的に、錯誤無効または説明義務違反に基づき、手付金相当額の返還または手付金相当額の損害金の支払を求めた事案	◆マンション購入後その南側隣地に高層マンションが建築されることになった場合、右マンションの購入を勧誘した不動産業者に告知義務違反の債務不履行責任が認められた事例	不動産売買	5割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
487	平成11年8月31日 奈良地裁葛城支部 平10(ワ)224号	損害賠償請求事件	◆宅地建物取引業者の媒介により不動産を購入した者が、カーポートの利用に伴う私有地の通行権の有無に関する右業者の説明義務違反により損害を被ったとして、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案	◆媒介をした宅建業者には、公道に通じる土地の通行承諾の有無についての説明義務があるのに、これに違反したとして、買主に対する損害賠償責任が認められた事例	不動産売買	主張なし	
488	平成11年1月25日 東京地裁 平10 (ワ)9113号	売買代金返還請求事件	◆マンション建築分譲業者である被告との間でマンションの売買契約を締結した原告が、右売買契約の錯誤無効または詐欺取消しを理由に、不当利得返還請求権に基づき、手付金の返還を求めるとともに、不法行為請求権に基づき契約書に貼付した印紙代相当額の損害賠償金の支払を求めた事案	◆マンションを分譲、販売した宅建業者が購入者に対して高速道路の地下トンネル排気塔等の環境悪化が懸念される施設の建設が計画されていることを告知しなかったことが、錯誤、詐欺、告知義務違反に当たらないとされた事例	不動産売買	請求棄却	
489	平成10年11月26日 大阪地裁 平10 (ワ)174号	損害賠償請求事件	◆原告は、その所有土地の一部を被告に売り渡した際、被告から土地譲渡の課税につき誤った説明を受けたため、税務上の優遇措置の適用を受けられると信じて売買契約を締結した上、その譲渡所得につき税務申告したが、その後優遇措置の適用を受けられないことが判明し、修正申告により追加納税等を余儀なくされ損害を被ったとして、被告に対し、不法行為又は債務不履行(売買契約における説明義務違反)を理由に損害賠償を求めた事案	◆原告が建設業者である被告にその所有土地の一部を売却した際、本来右土地譲渡の課税について、優遇措置が受けられないのに、被告の誤解から右措置を受けられる旨原告に説明したため、これを信じた原告が、その後修正申告により追加納税等を余儀なくされ損害を被ったことについて、被告に契約締結上の過失があるとされた事例	不動産売買	3割	
490	平成10年9月16日 東京地裁 平8(ワ) 19369号	損害賠償請求事件	◆不動産業者である被告Y1所有のマンション居室を被告Y2の仲介により購入した原告らが、被告らの従業員は南西側の隣接地に建物が建築される計画があるという事実を認識していたにもかかわらず、虚偽の説明をしたとして、被告らに対し、説明義務違反を理由とする不法行為又は使用者責任に基づく損害賠償として売買代金・諸費用、住宅ローン利息、弁護士費用を請求した事案	◆マンションの売買の仲介人及び売主の各従業員の買主に対する説明義務違反を認めて、買主の仲介人及び売主に対し、買主が支出した費用全額及び弁護士費用の損害賠償を認めた事例	不動産売買	主張なし	
491	平成10年4月22日 東京高裁 平8(ネ) 593号	損害賠償請求控訴事件	◆土木建築工事の設計請負業等を営む被告社員の、等価交換方式によれば税金はかからないからマンションの建築をしたらどうか等の勧めによりYとの間でマンションの建築請負契約を締結したうえマンションを建築し、完成したマンションを売却し原告らが、被告の社員が誤った説明により、マンションの建築・売却を行い、その結果として、所得税及び地方税の納税を余儀なくされたとして、契約締結上の過失があると主張し、被告に対して納税額相当の損害賠償を請求した事案	◆財産的損害について民事訴訟法二四八条の適用によりされた事例 節税のため等価交換方式によるマンションの建築の勧誘につき建設業者の契約締結上の過失に基づく損害賠償責任が認められた事例	不動産売買	2割	控訴人らは、顧問税理士にその経営する会社等の決算書類及び税務申告書の作成等を依頼していたことが認められるから、その税理士に一言相談しさえすれば、本件一及び二の土地の譲渡及び本件のマンションの区分所有建物の取得、売却等に関し、課税の特例の適用を受けるについて適切な指導・助言が得られ、それに従った適切な節税方法を考案・工夫すれば、これほど多額の課税は発生しなかったと考えられるにもかかわらず、顧問税理士等の専門家に全く相談していないから、控訴人らにも各損害の発生につき過失があるものというべきであり、その過失割合は2割と認めるのが相当である。
492	平成10年1月23日 東京地裁 平7(ワ) 9960号	損害賠償請求事件	◆原告が被告らに対し、被告らが原告に対し虚偽の事実を申し付けてハワイの土地の購入を勧誘するという詐欺行為を行ったとして被った損害の賠償を求め、貸付金の返還を求めた事案	◆ハワイ島の土地の分譲を仲介した不動産業者及びその代表者が現地価額等の説明を怠ったとして不法行為責任が認められた事例(過失相殺三割)	不動産売買	3割	
493	平成8年9月25日 大阪高裁 平8(ネ) 214号	損害賠償請求控訴事件	◆マンションを買取れば短期間内に高額で転売して利益を交付するとのセールスマンの申入に応じてマンションを購入したのに買取時より少額でマンションを転売せざるを得なかった控訴人が、不動産会社社である被告控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆マンションを買取れば短期間内に高額で転売して利益を交付するとのセールスマンの申入に応じてマンションを購入したのに買取時より少額でマンションを転売せざるを得なかった場合に使用者である不動産会社の不法行為を認め、買取った者にも七割の過失があるとされた事例	不動産売買	7割	
494	平成6年7月25日 東京地裁 平3(ワ) 6813号	損害賠償等請求事件	◆被告Y1の仲介により被告Y2から宅地を購入した原告が、本件土地の範囲、本件路地状部分の最狭部分等を十分に調査してその真実を原告に告げるべき注意義務があつたのに、これを怠ったとして、損害賠償を求めた事案	◆公道に幅(間口)一・二三メートルで接しているに過ぎず、そのため建築基準法上の接道義務を満たしていない宅地の売買につき、売主及び仲介業者の不法行為責任が認められた事例	不動産売買	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
495	昭和63年 6月28日 札幌地裁 昭57 (ワ)2821号	損害賠償請求事件	◆マンションを購入した原告らが、マンション売主に対し、保証特約違反、契約締結の準備段階における信義則上の債務不履行、または、不法行為に基づいて損害賠償を求めた事案	◆マンションの売主等に対する日照、通風、眺望の享受を保証する旨の契約が成立したとは認められず、契約締結準備段階の信義則上の義務違反についても、あえて売主を誤信させて、売買した事実を見あたらないため説明義務違反とはいえないとして不法行為責任に基づく損害賠償請求を棄却した事例	不動産売買	請求棄却	
496	昭和58年 7月19日 大阪高裁 昭58 (ネ)544号	損害賠償請求控訴事件	◆買主が、家屋建築を目的とする土地の売買において、宅地建物取引業者たる売主及び仲介業者に当該土地に対する建築規制が存することの説明義務を尽さなかつた違法があるとして、契約の解除及び不法行為に基づく損害賠償請求を求めた事案	◆家屋建築を目的とする土地の売買において、宅地建物取引業者たる売主及び仲介業者に当該土地に対する建築規制が存することの説明義務を尽さなかつた違法があるとして、契約の解除及び損害賠償請求が認められた事例 ◆宅地建物取引業者が、その媒介に係る土地売買の買主に対し、当該土地が建築規制を受ける土地であることを取引主任者をして説明させる義務を尽くさなかつた違法があり不法行為責任を負うとした事例	不動産売買	主張なし	
497	平成23年 4月20日 東京地裁 平20 (ワ)29425号	損害賠償請求事件	◆被告A社の仲介で被告J社から本件居室を賃借した原告が、被告A社との間のラティスの設置費用に関する弁償合意の債務不履行又は不法行為の損害賠償請求権に基づき、被告A社に対し、ラティス設置費用の支払を、原告の本件居室からの退去は賃貸借契約上の解約申し入れによる退去ではないから、解約の場合に1か月前の書面による申し入れを要するという本件契約条項は適用されないなどとして、被告J社に対し、不当利得返還請求権に基づき本件居室の18日分の日割家賃相当額の支払を、被告らが本件建物に関する瑕疵を説明せず、また、同瑕疵を修補せずに放置したため損害を被ったなどとして、被告ら及び被告J社代表取締役である被告Y1に対し、損害賠償等を求めた事案	◆上記弁償合意は認められず、また、本件建物の工事前の状態が本件建物の瑕疵と評価できないから、説明義務違反及び瑕疵修補義務違反も認められず、また、本件契約条項は消費者契約法に違反しないなどとした上で、原告の負担部分と被告J社の負担部分を具体的に判断して敷金返還額を算定し、請求を一部認容した事例	不動産賃借	主張なし	
498	平成22年 3月19日 東京地裁 平21 (ワ)3871号	特許権侵害差止等請求控訴事件	◆建物賃借人であった原告が、本件建物が楽器の演奏ができない建物であったにもかかわらず、賃貸人であった被告が楽器の演奏が可能であるとの事実と反する説明をして、建物賃貸借契約を締結させたため、原告は損害を被ったとして、被告に対し、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を請求した事案	◆原告から被告に対し、ライブイベントを行うという本件建物の使用目的は伝えられていないというべきである上、本件建物は、音量や演奏時間帯に配慮すれば、十分に楽器演奏が可能な遮音性を備えているというべきであるから、「ピアノ、楽器演奏可」とした点につき、被告に説明義務違反は認められないとして、原告の請求を棄却した事例	不動産賃借	請求棄却	
499	平成22年 3月15日 東京地裁 平21 (ワ)4100号	敷金返還等請求事件	◆被告は原告社団に対し、aマンションの本件建物を貸し渡し、本件賃貸借契約は原告社団の理事長及びその同居する妻である原告X1らの居住のためにのみ使用することを義務つけるものであったことから、被告は原告社団に対し、原告社団の理事長及びその家族が快適な居住ができるように配慮すべき義務を契約上負っていたというべきであるが、本件マンションの設備更新工事により、すさまじい騒音が発生して原告X1らが通常の生活することは不可能となったため、原告社団は引越先への選定に入り、被告に本件建物を明渡したのであり、被告には工事の説明義務違反などの債務不履行があるとして、原告社団らが被告に対し、損害賠償を請求した事案	◆本件工事は受忍限度を超えるものではなく、また、被告は説明義務を負わないなどとして請求を棄却した事例	不動産賃借	請求棄却	
500	平成22年 2月23日 東京地裁 平21 (ワ)8686号	損害賠償請求事件	◆原告会社が、被告会社の仲介のもと、被告Y1との間で本件建物の賃貸借契約をしたところ、①被告会社は宅建業者としての信義誠実義務に違反し、かつ、誇大広告禁止義務に違反した、②被告Y1は虚偽の事実を説明してはならない義務に違反したと主張して、原告会社及びその代表者である原告X1が被告らに対し、債務不履行及び不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆被告会社及び被告Y1において、本件建物面積について虚偽の情報を提供したとはいえ、債務不履行や不法行為は認められないとして請求を棄却した事例	不動産賃借	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
501	平成19年 7月13日 東京地裁 平18 (ワ)9580号	建物明渡請求事件	◆原告が、被告に対し、定期建物賃貸借契約の終了に基づき、建物の明渡を求めるとともに、未払賃料等の支払を求めた事案	◆本件定期建物賃貸借契約が有効に存続している間は、原告は、賃人として本件建物部分を賃借人である被告に使用・収益させる義務があるから、被告の使用収益が現に妨げられた結果として賃料が不相当になったのであれば、それに対応する範囲において、賃料の全部又は一部の支払を拒絶しうるとする余地があるが、建物の安全性の点は、宅地建物取引業者や賃貸業者の一般になすべき説明事項に含まれていたとは考えられないこと、契約書に記載されている住所と建物内にあった説明書の住所が異なっていたからといって被告の本件建物部分に対する使用収益が妨げられることにはならないこと、契約書に記載された設備状況と実際の設備との相違やテレビ、エアコンの不具合等の問題点については証拠がないばかりか、それが賃料を不相当とするほどの具体的な使用収益上の支障となつたとも考えがたいことなどの理由で被告の主張を退けた事例	不動産賃貸借	請求棄却	
502	平成18年12月 6日 東京地裁 平18 (ワ)35号	損害賠償請求、反訴請求、建物賃料等請求事件	◆被告Aから建物を賃借した原告Xが、仲介人である被告B及び被告Cにおいて、原告Xの賃借建物の階下の部屋で死者が出た事実があるのに、賃貸借契約締結に際してこの事実を告知しなかった説明義務違反ないし詐欺行為があつたとして、被告B及び被告Cに対し、債務不履行又は不法行為に基づき、被告Aに対し、不法行為(被告Cの使用人としての責任)に基づき、損害賠償を求めた(甲事件)のに対し、被告Aが、原告X及び原告Xの連帯保証人である丙事件被告Yに対し、延滞賃料及び共益費並びに賃料相当損害金等の支払を求めた(乙事件及び丙事件)事案	◆賃貸借契約につき建物の階下の部屋で半年以上前に自然死があつた事実は、社会通念上、賃貸目的物にまつわる嫌悪すべき歴史的背景等に起因する心理的欠陥に該当するとまではいえず、仲介人にかかる事実を告知し、説明すべき義務はないとされた事例	不動産賃貸借	請求棄却	
503	平成17年 8月12日 札幌地裁 平16 (ワ)196号	損害賠償請求事件	◆被告から賃貸ビルの入居を勧誘された原告が、被告に対し、勧誘の際、被告の担当者が、原告を入居させるために、虚偽の説明を繰り返し、原告名義で第三者に対し入居前提の内装工事の開始の指示をするなどした結果、損害を受けたとして、主的に被告担当者の行為が詐欺による不法行為を構成するものとして民法715条の使用人責任に基づき、予備的に被告の行為がいわゆる契約締結上の過失に該当するとして民法709条の不法行為責任に基づき、損害の賠償を求めた事案	◆いわゆるメディカルビルの入居勧誘に際し、不動産業者が入居希望者に誤った情報を提供して他の医療機関が同ビルに入居確定であるとの期待を持たせたとして、不動産業者の不法行為責任が認められた事例	不動産賃貸借	主張なし	
504	平成17年 4月 5日 東京地裁 平14 (ワ)7990号	損害賠償請求事件	◆不動産仲介業者である被告Aを介して築五〇年になる木造二階建て建物(本件建物)の賃貸借契約を締結した飲食店を経営する原告が、当該建物の敷地の所有者である被告Bから、借地人であり本件建物の賃主である被告Cとの間で締結された借地契約における地上建物の新築、改築、増築、大修繕するには着工前に地主であるCの書面による同意を得なければならない旨の特約(本件特約)があることを理由に原告による本件建物の飲食店営業用への改装について工事の中止を求められ、結局原告が本件建物の賃借の目的を達することができず契約解除に至つたため、原告が各被告らと相手に損害賠償を請求した事案	◆不動産仲介会社の被告Aは本件特約の存在を知っていたにもかかわらず、賃借後に原告が行おうとしている工事の中身を確認せずに契約仲介し、本件特約の存在を原告に説明すべき注意義務に違反したもので不法行為を構成すると認定し、他の被告らに対する原告の債務不履行ないし不法行為責任は否定した上で被告Aに対して損害賠償請求の一部を認容した事例	不動産賃貸借	主張なし	
505	平成17年 3月30日 東京地裁 平16 (ワ)3528号	損害賠償請求事件	◆繁華街で飲食接待業を営む目的で建物の賃貸借契約を締結した原告が、建物に根拠当権を設定されていることを事前に仲介人である被告から告知されなかったため、建物を明け渡さざるを得なくなり損害を被つたとして、被告に損害賠償を求めた事案	◆仲介人である被告に説明義務違反があるとして、原告請求を一部認容した事例	不動産賃貸借	主張なし	
506	昭和62年 3月24日 名古屋地裁 昭60 (ワ)2169号	損害賠償請求事件	◆喫茶店の賃借権などを譲り受けた原告が、仲介業者である被告に対し、損害の賠償を求めた事案	◆差押中の建物の賃借権譲受人が建物の競落により損害を被つた場合、譲受人側の仲介人が、差押の事実及びその法的な影響についての説明義務を怠つたとして損害賠償責任を認めた事例	不動産賃貸借	6割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
507	平成9年7月28日 東京地裁 平5(ワ)21362号	不当利得請求事件	◆いわゆる不動産(ホテル)共同投資を行った原告らが、ホテル持分の販売者である被告Y1、右持分の賃借人である被告Y2、購入資金の融資者である被告Y3及び右融資の連帯保証人である被告株式会社Y4を相手方として、各原告と被告らとの間の契約が一個であること又は一体性を有することを前提として、右契約についての出資法違反、貸金業法違反、錯誤による無効若しくは詐欺取消しによる不当利得返還請求権若しくは債務不履行に基づく解除による原状回復請求権に基づき、又は被告らの共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、原告らの各支払額から受領した賃料額を控除した金員等の支払を求めた事案	◆一〇年後の買取保証付きでホテルの客室等の共有持分(以下「本件商品」という。)を販売するとともに販売会社の系列会社が買主から本件商品を賃借する、いわゆる不動産共同投資の商品の売買及び賃借並びに買主に対する購入資金の融資及びその連帯保証は、それぞれ個別に締結したと認められ、全体として一個の契約又は一体的な契約であるとはいえないとされた事例 ◆本件商品の売買は、不動産の取引としての実体を伴っていると認められ、出資法一条及び二条一項に違反しないとされた事例 ◆本件商品の購入資金の融資及び連帯保証は、貸金業法一二条、一三条及び一七条に違反しないとされた事例 ◆本件商品の売買時において、販売会社による一〇年後の買取保証の実行、賃借人による継続的な賃料の支払が不可能であったことを理由とする買主の動機の錯誤無効及び販売会社の詐欺による契約の取消しが認められなかった事例 ◆本件商品の購入資金の融資者及びその融資の連帯保証人は、買主に対し、本件商品についての調査、説明等をする義務違反並びに販売会社及び賃借人の債務の履行を確保する義務違反があったとはいえないとされた事例 ◆本件商品の購入資金の融資者、その融資の連帯保証人及び本件商品の賃借人は、買主に対し、販売会社の債務不履行に基づく原状回復義務を連帯して履行しなければならない関係になく、その責任を負わないとされた事例 ◆本件商品に係る販売会社、賃借人、融資者及び連帯保証人につき買主に対する共同不法行為が認められないとされた事例 ◆本件商品の融資の連帯保証人からの求償金等の請求に対し、買主は、本件商品の販売会社又は賃借人の債務不履行を理由として将来的に弁済を拒絶することはできないとして、抗弁の接続が否定された事例	不動産共同投資	主張なし	
508	平成19年9月27日 大阪高裁 平18(ネ)1788号	根拠権抹消登記手続等請求控訴事件	◆一審原告は、取引銀行である一審被告銀行から、一審被告不動産会社を紹介され、資産運用方法として一審被告銀行から新規借入を受けて一審原告の所有する土地に賃貸物件を新築し、その敷地の一部を売却してその売却代金と賃貸料収入で借入金の返済を行う投資プランの提案を受けたところ、かかる投資プランに基づいて賃貸物件を新築した後、敷地の一部を売却することにより同じ土地が全く別個の2つの建築物の敷地として二重に使用されることになる等の問題があったことから、敷地の一部を売却して返済をすることができなくなった等の損害を被ったとして、一審原告が一審被告らに対し、不法行為又は債務不履行を理由として損害賠償を求めた事案	◆本件敷地問題について、一審被告らには、契約に付随する信義則上の説明義務違反があり、これにより生じた損害を連帯して賠償すべき責任があると認められた事例	不動産運用	否定	特に記載なし。
509	平成19年3月16日 東京地裁 平16(ワ)14518号	約定金請求事件、同反訴請求事件	◆原告が、被告に対し、米国不動産の小口化商品として、投資組合の持分を販売し、当該不動産の運用収益期間終了後、債務承認契約に基づく精算金の支払を求めたところ、被告が原告に対し、上記投資取引に関する原告の説明義務違反等を主張し、損害賠償の支払を反訴で求めた事案	◆本件投資取引は不動産を実質的に所有し、減価償却費を損金計上することによって税の繰延べ効果享受する合理性のある商品であるなどとして、原告の請求を認容し、本件投資取引が公序良俗に反して違法であるなどの被告の主張を排斥した事例	不動産運用	請求棄却	
510	平成23年3月25日 東京地裁 平21(ワ)15005号	損害賠償請求事件	◆東京弁護士会所属の弁護士である原告が代表を務める弁護士法人において、被告Y1から債務整理の委任を受けたところ、被告Y1が委任事務の処理をめぐって東京弁護士会に対して原告の懲戒請求を行ったことにつき、原告が、被告Y1は懲戒事由がないことを知りながら懲戒請求を行ったものであるとし、また、本件懲戒請求は、弁護士である被告Y2が、被告Y1を扇動し、または被告Y1の説明に対する調査義務を怠ったことによつてされたものであるとして、被告らに対し、共同不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案	◆十分な法律知識を有しない被告Y1が、被告Y2の説明を聞き、上記弁護士法人の和解の方法に問題があると考えて代表弁護士である原告に対して行った本件懲戒請求は、およそ事実上又は法律上の根拠を欠くにもかかわらずあえて行ったものとは認められないし、被告Y2には原告主張の調査義務の懈怠があったとは認められない等判断して、原告の請求を棄却した事例	弁護士業務	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
511	平成20年10月30日 東京地裁 平19 (ワ)10466号	損害賠償請求事件	◆交通事故を起こしその法的処理等を委任した原告が、受任者である弁護士の被告らは、損害賠償請求権の時効中断について相当でない教示・説明をし、自賠責保険金請求権との異同及び時効に関する説明義務に違反したため、原告は交通事故の相手方等に対する権利を失い、あるいは被告らの不当な弁護活動によって期待権が侵害されたと主張して、被告らに対し損害賠償を請求した事案	◆原告は一方的な希望を述べていただけで被告らとの間に委任契約が成立していないし、交渉の成り行きから一定の説明義務を負うもののその義務違反は認められないなどとして、原告の請求をいずれも棄却した事例	弁護士業務	主張なし	
512	平成20年 3月27日 東京地裁 平19 (ワ)31660号	損害賠償等請求事件	◆原告が弁護士である被告に対して、被告が、原告から依頼された債務整理を適切に行わず原告が債権者から給料債権の差押えを受けるのを放置したなどとして委任契約の解除に基づく既払い金の返還、委任契約上の善管注意義務違反に基づく損害賠償等を求めた事案	◆被告は原告に対する適切な報告や助言を怠り、委任契約の終了時における委任事務の説明をして引き継ぐ義務を怠ったとして慰謝料を一部認容した事例	弁護士業務	主張なし	
513	平成19年 3月28日 さいたま地裁 平16 (ワ)1301号	損害賠償請求事件	◆原告が、弁護士である被告に、原告の親の公正証書遺言の作成等を委任したのに、適切な措置を講じなかったため、原告が取得すべき財産を取得できなかったとして、主目的に、債務不履行による同財産相当額の損害賠償を、予備的に、期待権侵害又は説明義務違反に基づく慰謝料を求め、これに対し、被告が、本訴請求は不当訴訟であるとして、損害賠償を請求した事案	◆証拠等から認められる事実によれば、被告には説明義務違反の事実はないが、その事務処理は著しく不適切で不十分な対応であったと認められる一方で、原告が同財産を取得できなかったことによる損害と被告の弁護活動と因果関係は認められないことから、200万円の限度で期待権侵害による慰謝料請求を認容し、被告の不当訴訟の主張を排斥した事例	弁護士業務	否定	被告の主張する過失は、原告の主張と因果関係がなく、過失相殺すべき事情は認められない。
514	平成19年 2月19日 東京地裁 平17 (ワ)22394号	報酬金等請求、不当利得返還等請求事件	◆弁護士である原告(反訴被告)が依頼者である被告(宗教法人一反訴原告)から二つの事件(一、被告所有の土地の賃借人らが長期間更新料の支払いを拒み、地代を供託している事件、二、被告が所有する別の土地の賃借人の賃料滞納に伴う建物収去土地明渡に関する事件)を順次受任して着手金や経費等の支払いを原告が被告から受けつつ処理に当たっていた事案	◆原告の一事件に関する債務不履行はなく、二事件の処理についても一定の合理性があり被告からも了解を得ていたと認定し、本訴である原告から被告に対する未払報酬請求の一部が認容され、被告の原告に対する不当利得返還請求及び債務不履行に基づく損害賠償請求の反訴はいずれも棄却された事例 ◆被告が原告に事件処理の説明を求めたのにこれに応じなかったこと等を理由として被告が原告所属の弁護士会に懲戒請求したことが原告の名誉を毀損するとして原告が被告に対して求めた損害賠償請求(本訴請求の一部)が、委任事務について原告の被告への事前説明と被告の意向の事前確認に十分でない点があったことから、被告の懲戒請求が不法行為を構成するとまではいえないとして原告の当該請求部分が棄却された事例	弁護士業務	主張なし	
515	平成23年 1月28日 東京地裁 平21 (ワ)24109号	損害賠償請求事件	◆原告が、税務顧問業務を依頼していた被告に対し、免税業者である原告が売上に係る消費税額と仕入額に係る消費税額との差額部分の還付を受けるためには消費税課税事業者選択届出書を提出する必要がある、被告はその旨の説明義務があったのにこれを怠ったため、原告は同届出書を提出できず還付が受けられなかったと主張して、税務契約又は信義則上の注意義務に反した債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案	◆そもそも原告被告間で税務契約が成立していたとは認められず、被告に原告主張の信義則上の義務があったともいえないとして、原告の請求を棄却した事例	税理士業務	請求棄却	
516	平成22年10月18日 東京地裁 平21 (ワ)37838号	損害賠償請求事件	◆宅建業者Y1の仲介で外国法人から不動産を購入した原告が、仲介契約に基づく重要事項説明義務違反及び税理士Y2の税務指導契約に基づく適切な税務指導義務や信義則上の注意喚起義務の違反により、過大な税負担をした等として、債務不履行や不法行為による損害賠償請求をした事案	◆Y2に支払われた報酬金は売買契約の情報提供に対する紹介料や謝礼金だから税務指導契約は成立せず、Y1やY2に源泉徴収義務を指摘すべき信義則上の注意義務もないとした上、Y2への報酬金の支払は税務指導料名目で行われ、税務署が源泉徴収義務を課したことは相当であるから、Y2が原告の出捐によりその納付を免れたことは不当利得などとして請求を一部認容した事例	税理士業務	請求棄却	
517	平成12年 7月26日 東京地裁 平11 (ワ)13910号	損害賠償請求事件	◆税理士の消費税還付制度に関する説明指導義務違反により、既払消費税の還付を受けることができなかったとして、税理士を相手に、債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告と税理士との間に黙示の税務顧問契約が成立したものと認められず、信義則上も消費税還付制度に関する説明指導義務を負っているとはいえないとして、右請求がいずれも棄却された事例	税理士業務	請求棄却	
518	平成元年 8月 7日 横浜地裁 昭61 (ワ)2263号	損害賠償請求事件	◆税理士である被告に相続税申告手続の税務代理を委任した原告が、説明義務違反を理由として、不法行為に基づく損害賠償請求を求めた事案	◆税理士に対して行った相続税納税猶予の要件についての説明義務違反を理由とした損害賠償請求が棄却された事例	税理士業務	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
519	平成18年 5月29日 東京地裁 平17(ワ)21959号	損害賠償請求事件	◆訴外会社が原告のために同社所有の不動産に第1順位の抵当権を設定するとの説明を信じて訴外会社に融資した原告が、訴外会社の説明は虚偽であり、原告は後順位の担保権設定登記を確保することどまったことから、関係登記手続をした司法書士である被告Y1に過失があるとして、同被告に対し民法709条に基づき、被告Y2は被告Y1の利用者であるとして、民法715条1項に基づき、損害の賠償を求めた事案	◆訴外会社から同社所有の不動産に第一順位の抵当権を設定するとの説明を信じて融資をした原告が、結果的に第二順位の抵当権しか設定できず融資金債権が回収不能となったことから関係登記手続をした司法書士及びその使用者を被告として回収不能となった融資金相当額の損害賠償を請求したところ、関係登記義務者の意思確認や既設定の他社による第一順位の被担保債務が弁済されたかどうかという事実関係の調査は融資者である原告がなすべきもので、関係書類の検討と登記手続を委任されたにすぎない被告司法書士には上記事項の調査確認義務があったものとは認められないとして請求がいずれも棄却された事例	司法書士の業務	請求棄却	
520	平成14年 5月20日 東京地裁 平13(ワ)18244号	損害賠償請求事件	◆有限会社から株式会社に組織変更をするに当たり、司法書士の補助者である被告Y1が実際に増資をしなくても計算上の増資を行うことで組織変更は可能であり、この方法を用いても税務上問題もないと不適切な説明を行い、この説明に従い組織変更をした結果、会社の株主である原告らは、実際に増資した場合よりも多額の税金を課税されたとして、不法行為に基づき、被告Y1及びその使用者である被告Y2に対し、税金の差額及び慰謝料の損害賠償を求めるとともに、組織変更を委任した原告会社は、債務不履行に基づき、被告Y2に対し、委任の対価として支払った金員の返還を求めた事案	◆有限会社から株式会社に組織変更するに際し、司法書士の補助者が不適切な説明をして不相当な方法を教示し、株主である原告らに多額の税金を負担させたことが違法であり、過失があったとして、株主の当該補助者及びその使用者である司法書士に対する損害賠償請求が認容された事例	司法書士の業務	主張なし	
521	平成10年 3月25日 東京地裁 平8(ワ)11055号	損害賠償請求事件	◆交換を登記原因として手続をするよう司法書士である被告に依頼した原告らが、被告が、原告らが負担すべき登録免許税を安価にするよう注意義務を尽くさなかったことから、原告らは不必要な支出を余儀なくされたとして、被告に対し、損害賠償を請求した事案	◆司法書士が、遺産共有状態にある複数の不動産をいずれも単独所有にすべく、それぞれの持分を相互に移転する旨の所有権移転登記手続を受任した際、登録免許税が安価である「共有物分割」を登記原因とせず、より高額な登録免許税を課せられる「交換」を登記原因としたことにつき、登記手続委任者らに対する調査義務違反及び説明義務違反はないとした事例	司法書士の業務	請求棄却	
522	平成10年 3月 6日 福島地裁郡山支部 平7(ワ)271号	損害賠償請求事件	◆訴外人に融資したものの、同融資に伴い設定された担保が無価値であったため、回収不可能となった原告が、担保設定を依頼した被告司法書士に対し、担保が無価値となる危険性を説明しなかった義務違反等があるとして、また、本件融資の話を持ちかけた被告に対し、あたかも十分な担保価値があるかのような言動を用いて原告に回収不可能な融資をさせたとして、それぞれに損害賠償を求めた事案	◆認定事実によれば、被告が原告の判断を誤らしめる程度の違法と評価できる言動をしたとは認められず、原告は自ら融資についての意思を決定したといえ、また、被告司法書士は本件融資についての立会いまで依頼されておらず、単に根抵当権設定登記手続及び公正証書作成囑託手続の依頼を受けたにすぎないから、原告の各請求は理由がないとして、棄却した事例	司法書士の業務	請求棄却	
523	平成23年 1月26日 東京地裁 平21(ワ)9488号	損害賠償等請求事件(第1事件)、ロイヤルティ等請求事件(第2事件)	◆元フランチャイジーである被告が、フランチャイザーである原告から著しく合理性を欠いた売上予測等の情報提供を受けてフランチャイズ契約を締結し、これにより損害を被ったなどとして、原告に損害賠償等を求めた(第1事件)のに対し、原告が、被告及び連帯保証人に本件契約に基づくロイヤルティ等未払金の支払等を求めた(第2事件)事案	◆認定事実によれば、原告の提供した売上予測(シミュレーション)は、十分な合理性を有するとはいえないものの、加盟希望者である被告代表者は、過去の勤務経験や知識、自己の調査結果に基づき、本件フランチャイズ店の開店を決意したと推認され、本件シミュレーションが同人に契約締結の判断を誤らせるおそれが著しく大きいものであったとは認められないから、原告の本件シミュレーションの提示は、信義則上の保護義務に違反するとはいえないなどとして、被告の請求を棄却する一方、原告の請求を一部認めた事例	フランチャイズ	請求棄却	
524	平成22年 7月12日 東京地裁 平20(ワ)30752号	損害賠償請求事件	◆被告会社Y1及び被告会社Y2が運営するフランチャイズシステムの加盟店であった原告が、同フランチャイズシステムの内容が契約前に受けていた説明と異なるとして、契約の詐欺取消し、錯誤無効、又は債務不履行解除を主張し、被告会社ら及び被告会社らの代表取締役である被告Y3に対し、詐欺又は情報提供義務違反の不法行為による損害賠償請求権又は会社法350条の規定に基づき、支払った金銭、支出した費用、逸失利益等の賠償を求めた事案	◆本件加盟店契約締結の経緯、本件店舗開店までの研修その他の準備状況、本件店舗開業後の被告会社らの加盟店に対するサポート状況に鑑みて、被告らの行為が不法行為を構成するとはいえないとして、原告の被告らに対する請求を棄却した事例	フランチャイズ	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
525	平成22年 5月27日 大阪地裁 平20 (ワ)661号	ロイヤルティ等請求事件、損害賠償請求事件	◆高齢者向け弁当宅配事業を営むフランチャイザーである原告が、元フランチャイザーである被告に対し、本件フランチャイズ契約(本件FC契約)に基づき、未払のロイヤルティ等の支払を求めるとともに、本件FC契約解除後も被告が高齢者向け弁当宅配事業を継続しているとして、競業禁止特約に基づき、営業の差止めを求めた事案 ◆上記被告が、上記原告に対し、本件FC契約に関する原告の債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案	◆被告の未払債務を認定して、未払のロイヤルティ等の支払請求を認め、また、本件FC契約終了後の競業禁止期間を5年とする競業禁止特約は公序良俗に反するものではないとした上で、本件FC契約解除後も類似事業を営む被告の競業禁止義務違反を認めて、営業の差止め請求も認めた事例(第1事件) ◆被告が主張するような原告の情報提供義務違反、適正なエリア設定義務違反及び経営指導義務違反は認められないとして、被告の損害賠償請求を棄却した事例(第2事件)	フランチャイズ	請求棄却	
526	平成22年 2月19日 東京地裁 平21 (ワ)5006号	損害賠償請求事件	◆被告との間で皮革製品の洗浄等の事業に関するフランチャイズ契約を締結するなどした原告らが、被告には同契約の締結の際及び同契約締結後、信義則上及び同契約に基づく保護義務違反があり、また、同契約締結後、同契約に基づく指導援助義務違反があったと主張して、被告に対して損害賠償等を求めた事案	◆フランチャイザーが負うべき保護義務の範囲は、知識及び経験の格差並びに契約締結に至る経緯等を総合考慮した上で決するべきところ、被告はできる限り客観的かつ的確な情報を提供する義務を負うものと解するのが相当であるとしたが、本件では被告に同義務違反は認められない等として、請求をいずれも棄却した事例	フランチャイズ	請求棄却	
527	平成22年 1月26日 東京地裁 平20 (ワ)23605号	損害賠償請求事件、損害賠償等請求事件	◆原告X1が被告会社に対し、弁当宅配事業のフランチャイズ契約につき、情報提供及び経営ノウハウ提供義務違反、営業権侵害、優越的地位濫用による信義則上の保護義務違反があるとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求め(第1事件)、被告会社が原告X1及び同人が代表取締役を務める原告会社に対し、ロイヤリティの支払い及び競業禁止義務違反行為の差止め等を求め(第2事件)、原告会社が被告会社に対し、原告X1から契約上の地位を引き継いだとして、第1事件と概ね同旨の理由に基づく損害賠償及び契約解除に基づく現状回復等を求めた(第3事件)事案	◆被告会社に義務違反が認められるが原告らには損害がなく、ただ原告会社に現状回復請求権は生じており、他方、被告会社が競業禁止義務違反を主張することは信義則上許されないがロイヤリティの支払いは請求し得るとされた事例 ◆別訴において訴訟物となっている債権を自動債権として相殺の抗弁を主張することは許されず、そのことは各訴訟が併合審理されている場合でも同様であるとされた事例	フランチャイズ	請求棄却	
528	平成21年11月26日 仙台地裁 平18 (ワ)1243号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告に対し、被告との間で締結したフランチャイズ契約締結時における説明義務違反を理由とした債務不履行に基づく損害賠償及び同契約に関する契約書中の条項44条1項に基づく損害賠償を請求するとともに、上記各損害賠償請求に対する遅延損害金を請求した事案	◆フランチャイザーが、リロケイト物件に関して勧誘を行う場合には、フランチャイザーにならうとする者に対し、旧店舗の売上実績や、旧店舗と比較して新店舗の売り上げが改善すると判断した理由等、新店舗の売上予測が、旧店舗の売上実績を踏まえてもおお合理的なものであるか否かを判断するための情報を提供すべきであるところ、本件では、被告は、原告に対して、旧店舗の売上実績等を開示しなかったことから、信義則上の保護義務違反としての説明義務違反が認められると判断された事例	フランチャイズ	5割	
529	平成21年 9月15日 東京地裁 平19 (ワ)20676号	損害賠償請求事件(本訴)、賃料等請求反訴事件(反訴)	◆被告の展開する印章作成、販売等に関するフランチャイズ事業に加盟していた原告が、被告に対し、被告の誤った売上予測に基づき店舗を開店したが売上低迷により閉店を余儀なくされたと主張して、債務不履行(情報提供義務等)ないし不法行為(独占禁止法違反等)に基づいて、損害賠償請求した事案(本訴請求) ◆被告が原告に対し、上記フランチャイズ事業に関する未払のロイヤリティ、物品賃料及び売買代金の支払を請求した事案(反訴請求)	◆本件売上予測が不合理なものというだけではできず、独占禁止法19条にいう不正な取引等に該当するとは認められないとして原告の請求を棄却した事例 ◆原告のロイヤリティ支払義務を認め被告の反訴請求を認容した事例	フランチャイズ	請求棄却	
530	平成20年12月17日 東京地裁 平18 (ワ)9304号	損害賠償等請求事件	◆出張オイル交換業等を営む訴外甲社との間で加盟店契約等をした原告10名が、甲社には業務委託をする意思がなく加盟店において十分な利益を上げることができないにもかかわらず、高額な加盟金等を徴収する目的で不当な勧誘を行い原告らに加盟店契約をさせて加盟金等の支払いをさせたことが詐欺又は説明義務違反による不法行為に当たると主張して、被告乙(甲社の代表取締役)に対して民法709条、同法719条及び旧商法266条の3に基づき、被告丙(甲社の取締役)に対して被告乙の業務執行に対する監視業務の懈怠及び不当な勧誘行為を理由に旧商法266条の3に基づき、被告丁(甲社の取締役)に対して旧商法266条の3に基づき、加盟金相当額の損害賠償を求めた事案	◆甲社が具体的な数字を示して一定の収入金額や業務委託件数を保証するという趣旨の説明がされたことと認められることはできず、甲社が実質上加盟店への業務委託を行う意思がないとまで認めることもできないなどとして、甲社が内容虚偽の説明をするなど不当な勧誘を組織的に行ったとか、違法な説明義務違反があったとは言えないとして、その余の点について判断するまでもなくいずれも理由がないとして請求を棄却した事例	フランチャイズ	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
531	平成20年9月3日 東京地裁 平18 (ワ)27987号	損害賠償請求事件	◆被告会社とフランチャイズ契約を締結し、フランチャイザーとして店舗を開業経営したが経営不振によりこれを閉鎖・廃業した原告が、主位的に、被告会社の従業員らの不法行為(従業員ら個人も被告)及び使用者責任に基づいて、予備的に、被告会社の債務不履行に基づいて損害賠償請求した事案	◆被告会社の従業員らに不法行為責任があるとは認められないが、契約締結に至る過程において、契約当事者としての信義則上の説明義務を尽くしていたとは認められないとして被告会社の債務不履行を認め、原告の損害を認定し、その8割を過失相殺して、原告の請求を一部認容した事例	フランチャイズ	8割	
532	平成19年10月1日 東京地裁 平17 (ワ)17321号	損害賠償等請求事件	◆貸植木のリース及び生花の販売等を目的とするフランチャイズシステムのフランチャイザーである被告との間でフランチャイズ契約を締結した原告が、契約締結前の交渉段階において被告が不適切な説明をしたとして、契約締結上の過失に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告は、売上げ等の収支及び紹介する本部委託先に関して、契約締結に当たって客観的な判断材料となる正確な情報を提供すべき信義則上の義務を怠ったなどとして、請求が一部認容された事例(過失相殺6割)	フランチャイズ	6割	
533	平成19年8月30日 千葉地裁 平16 (ワ)1744号	損害賠償請求、違約金等請求事件	◆被告C(フランチャイザー)との間でたこ焼き店のフランチャイズ契約を締結した原告A(フランチャイジー)が、(ア)被告Cの勧誘方法、営業指導及び店舗改装業者の指定にそれぞれ違法があった、(イ)被告E建設の店舗改装工事に瑕疵があった、(ウ)被告C及び被告E建設(以下、両名を併せて「被告ら」という。)が共謀して店舗改装費用につき過大請求した、などと主張して、被告らに対し、以下の金員の支払いを求めた事案	◆たこ焼き店のフランチャイズ契約の締結に際して、フランチャイザーが、自営業を営んだことのない主婦のフランチャイジー候補者に対し、その自己資金だけでは開業することが困難となるであろうことを告げず、初期投資総額の見込額等を記載した文書を交付せず、加入金等を入金させた後にその不返還を定めた契約書に署名押印させたことが、同候補者に対し同契約を締結してフランチャイジーになるか否かを判断するに足りる必要かつ十分な情報を適時かつ正確に提供・開示すべき信義則上の義務を尽くしたとはいえないとされた事例	フランチャイズ	7割	
534	平成19年6月26日 東京地裁 平17 (ワ)18247号	ロイヤルティ等請求事件	◆運転代行業のフランチャイズチェーンを展開する原告が、フランチャイジーの債務を保証した被告に対し、ロイヤルティ、自動車賃料残額等の支払を求めた事案	◆車両の賃貸借契約を裏付けるに足りる証拠はないことから、原告の請求のうち車両賃貸借契約に基づくものは理由がないとし、フランチャイジーは、交渉過程において、契約を締結するかどうかを判断するために重要な事実について可能な限り客観的・正確・適正な情報を開示・提供する義務があるが、原告が加盟店の募集に当たりその誘因の手段として、重要な事項について十分な開示を行わず、又は虚偽若しくは誇大な開示を行ったとは認められないとして、請求を一部認容した事例	フランチャイズ	請求棄却	
535	平成18年12月8日 さいたま地裁 平16 (ワ)827号	損害賠償請求事件	◆自動車運転代行業のフランチャイズ事業を展開する被告との間でフランチャイズ契約をした原告らが、各契約締結の際に被告従業員から十分な説明を受けられず、あるいは虚偽又は不正確な説明を受けたとして、被告に債務不履行又は不法行為(使用者責任)による損害賠償を請求した事案	◆フランチャイザーには、当該フランチャイズ契約に関する適切な情報を提供し、当該情報の内容を十分に説明しなければならない信義則上の保護義務があり、売上及び営業利益に関し、被告従業員による説明義務違反が認められることから、加盟金相当額の損害を認めただけで、原告らの事前の準備や覚悟が十分でなかった面も否定できないとして、4割の過失相殺をした事例	フランチャイズ	4割	
536	平成18年1月31日 福岡高裁 平17 (ネ)334号	損害賠償請求控訴事件	◆一審原告らが、コンビニエンスストアのチェーン店を展開している一審被告との間でコンビニエンスストア・フランチャイズ契約を締結したと主張し、同契約を締結するに当たっては、一審被告は一審原告らに対し保護義務としての情報提供義務を負っているところ、この義務を怠ったため、一審原告X1が開業費用等の損害を被り、一審原告X2も精神的損害を被ったとして、債務不履行に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払いを求めた事案	◆フランチャイズ契約締結に際して、フランチャイザーにフランチャイジーになろうとする者に対する情報提供義務違反があるとして、契約締結上の過失による損害賠償(過失相殺2割5分、遅延損害金5分)が認められた事例 ◆一審原告ら夫婦が、コンビニエンスストアのチェーン店を展開している一審被告との間で、フランチャイズ契約を締結するに当たって、一審被告が損益分岐点をはるかに下回る売上予測の数値を開示せず、一審原告らの店舗も損益分岐点をクリアできるかのような説明に終始したことが情報提供義務に違反するとして、一審原告らの一審被告に対する開業関係費用の損害賠償請求を認めた事例(過失相殺二割五分) ◆一審原告妻は、一審原告夫の連帯保証人にすぎないが、実質的にはフランチャイジーは一審原告ら夫婦であって、一審被告は、一審原告妻の被った慰謝料についても損害賠償の支払義務を負うとした事例	フランチャイズ	2割5分	
537	平成18年1月31日 福岡高裁 平16 (ネ)205号	損害賠償、損害賠償(本訴)、求償金等(反訴)請求控訴事件	◆本件は、被控訴人(フランチャイザー)との間でフランチャイズ契約を結んでコンビニエンスストアを開店したものの、営業不振で閉店を余儀なくされた控訴人らが、被控訴人に対し、契約締結に先立って客観的かつ的確な情報を開示するなどの信義則上の保護義務を怠った(債務不履行又は不法行為)として、損害賠償を求め(第1事件、第2事件本訴)、他方、被控訴人が控訴人X2に対し、同契約に基づく未送付金のうちの仕入金等の支払を求めた(第2事件反訴)事案	◆フランチャイズ契約を締結した上、コンビニエンスストアを開店した者が、売上不振により閉店を余儀なくされた場合、フランチャイザーに保護義務違反があったとしてその損害賠償責任が認められた事例	フランチャイズ	3割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
538	平成17年12月20日 東京地裁 平16 (ワ)14246号	損害賠償請求事件	◆焼肉レストランの店舗業務委託契約につき、原告が被告の債務不履行(情報提供義務違反、指導援助義務違反、営業店舗変更義務違反、契約更新義務違反)により生じた損害の賠償を求めた事案	◆売上予測、収入予測、自社競合店の出店予定等の情報に関し、信義則上負う、客観的かつ的確な情報を提供すべき義務及びそれらにつき説明する義務に違反するとして、被告の損害賠償責任を肯定した事例	フランチャイズ	否定	特に記載なし。
539	平成17年 6月22日 名古屋高裁金沢支部 平14(ネ)148号	損害賠償等請求、商品代金等請求控訴事件	◆控訴人が、被控訴人との間にフランチャイズ契約を締結してコンビニエンスストアを経営したことに、被控訴人には同契約締結段階において不正確で信頼のできない情報を提供したため、多額の損害を被ったと主張して、被控訴人に対し、情報提供義務違反による損害賠償を請求した事案	◆フランチャイザーからの客観性かつ的確性を欠いた売上予測等に関する情報提供によってフランチャイズ契約を締結したフランチャイジーが、開業後に経営者に通常要求される経営努力ないしは営業努力を尽くしても当該店舗の売上げが上がらず、営業損失が生じ、そのためにフランチャイジーが損害を被った場合には、このような営業損失による損害は当該情報提供義務違反と相当因果関係のある損害というべきであるとして、かかる因果関係を認めなかった原審を一部変更した事例	フランチャイズ	主張なし	
540	平成17年 6月20日 名古屋高裁金沢支部 平15(ネ)142号	損害賠償等請求、精算金請求控訴事件	◆脱退会社との間でコンビニエンスストアのフランチャイズ契約を締結した被控訴人Aが、脱退会社に対し、脱退会社が被控訴人Aに対して適正かつ合理的な情報(売上予測及び利益予測)を提供すべきであるのにこれを怠ったとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、また、脱退会社から提供された上記情報が適正かつ合理的なものであると誤信して本件契約を締結したとして、同契約の錯誤無効による不当利得返還請求権に基づき、それぞれ、損害賠償等を求めた訴訟と、脱退会社が、本件契約に基づき、被控訴人らに対し、中途解約に伴う精算金等の支払を求めた訴訟が併合審理された事案	◆コンビニエンスストアのフランチャイザーによる過大な売上予測を店舗の廃業により信頼したフランチャイジーが損害を被ったことにつき、フランチャイザーに情報提供義務違反があったとして総額約二八五万円の損害賠償を命じ、フランチャイズ契約の中途解約に伴う精算金として、フランチャイジーらに対して総額約三〇三万円の支払が命じられた事例	フランチャイズ	主張なし	
541	平成17年 3月24日 那覇地裁沖縄支部 平11(ワ)373号	売買代金請求、不当利得返還請求、商品代金請求、商品代金等請求、損害金請求、損害賠償等請求事件	◆本件は本訴(商品代金等請求)及び反訴(損害賠償等請求)など合計6件の弁論が併合された事案であるが、大要、原告がコンビニエンスストア経営に関する加盟契約を締結した被告らに対し、未払の商品代金等の支払を請求したところ、被告らが、①加盟契約の錯誤無効、②原告は客観的な資料に基づく正確な情報を提供すべき義務等に違反したから、これに基づく損害賠償請求権等と上記商品代金請求権を対当額で相殺する、③原告の上記商品代金等の請求は信義則に反する等と主張して、支払義務を争った事案	◆コンビニエンスストアの経営を目的とする加盟契約について、フランチャイザーの担当者に、客観的かつ合理的な資料に基づく正確な情報を提供すべき義務や閉店を指導すべき義務の違反がなかったとして、フランチャイザーに対する損害賠償請求が認められなかった事例	フランチャイズ	請求棄却	
542	平成15年 4月28日 金沢地裁 平11 (ワ)641号	損害賠償等請求、清算金請求事件	◆コンビニエンスストアのフランチャイズ契約を締結した原告Aが、被告会社に対し、被告会社が原告Aに対して適正かつ合理的な情報(売上予測及び利益予測)を提供すべきであるのにこれを怠ったとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、また、被告会社から提供された上記情報が適正かつ合理的なものであると誤信して本件契約を締結したとして、同契約の錯誤無効による不当利得返還請求権に基づき、金員の支払を求めた事案	◆コンビニエンスストアのフランチャイズ契約(本件契約)において、売上予測及び利益予測が誤っていたことについて過失があったとして、フランチャイザーの情報提供義務違反による賠償責任を認める一方で(甲事件)、フランチャイザーのフランチャイジーに対する勘定残高及び解約違約金の請求については、フランチャイザーの情報提供義務違反行為がなければ、フランチャイジーは本件契約を締結しなかったのであり、勘定残高及び解約違約金の請求は権利の濫用であるか信義に反し、許されない(乙事件)とした事例	フランチャイズ	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
543	平成14年 7月29日 東京地裁 平11 (ワ)1440号	損害賠償請求事件	◆原告が、エステティックサロンチェーン事業を行っていた被告会社との間で、原告をフランチャイジー(加盟店)、被告をフランチャイザー(フランチャイズチェーン事業者)としてフランチャイズ契約を締結し、原告が店舗経営を行っていたところ、経営が行き詰まり、結局閉店することとなったが、その責任が被告会社並びにその従業員である被告Y1及び被告Y2にあるとして、被告らに対し、契約上の義務違反もしくは不法行為に基づき、損害賠償を請求した事案	◆エステティックサロンチェーン事業のフランチャイジー(加盟店)として既存の店舗で営業していた第三者から営業譲渡を受けて新たにフランチャイジー(加盟店)となった原告が、フランチャイザー(事業者)である被告会社に対し、店舗開店後まもなく閉店せざるを得なくなったのは、被告会社の被告従業員らの責任によるものであるとして、被った営業譲渡契約代金ほかの開業準備費用等の損害賠償を請求したのに対し、被告従業員らには加盟契約締結段階の情報提供義務違反、加盟契約締結後の指導援助義務違反等はないと判断したものの、本件営業譲渡にあたっては、被告会社が原告に対し、できるだけ適正かつ正確な情報を提供する義務を負っていたのに当該店舗の経営状況に関する不正確な情報を与えて原告の判断を誤らせて営業譲渡契約の締結を決意させたとして被告従業員らの不法行為を認定し、被告従業員と被告会社に損害賠償を命じた事例 ◆フランチャイジーが独立の経営主体であることを前提に、フランチャイザーから提供された情報の正確性及び信用性についての検討、吟味が不十分であったことや店舗開店後四〇日あまりで店舗経営を断念したことについて、原告にも落ち度があったとして、原告に生じた損害の五五パーセントを過失相殺により減じた事例	フランチャイジー	55%	
544	平成14年 4月18日 名古屋高裁 平13 (ネ)516号	損害賠償請求控訴、承継参加申立事件	◆フランチャイザーである一審被告とフランチャイズ契約を締結した一審原告らが、開店直後から売上が伸びず、経営に行き詰まって半年ほどで閉店に追い込まれたことに関し、売上予測等に関し虚偽の事実を告げた等と主張して、一審被告に対し、不法行為、契約締結上の過失、あるいは不当利得(詐欺取消、錯誤による契約無効)に基づいて、同契約を締結したことによって生じた損害の賠償を請求したのに対し、一審被告が、本件契約を解除したと主張して、一審原告らに対し、本件店舗の開店に伴う清算金等の支払を求めた事案	◆フランチャイズ契約を締結してコンビニエンスストアを開店した者が経営不振により閉店に追い込まれた場合、フランチャイザーに情報提供義務違反があったとして不法行為責任が認められた事例	フランチャイジー	4割	
545	平成13年11月27日 大阪地裁 平11 (ワ)8330号	売買代金等請求事件	◆フランチャイジーである原告が、被告は、商圏調査報告書の交付と被告従業員の説明を通じて、実現不可能な売上数値を告げて原告を欺罔し、フランチャイズ契約を締結させたのであるから、詐欺又は保護義務違反による不法行為責任を負うと主張して、損害賠償を求めた事案	◆フランチャイズ契約を締結してカメラ店を出店した者が、売上不振により閉店に追い込まれたことにつき、フランチャイザーの市場調査の内容等が客観性に欠け、客観的かつ的確な情報を提供すべき信義則の保護義務違反があったとして、フランチャイジーの損害賠償請求が認容された事例	フランチャイジー	5割または7割	
546	平成13年 7月 5日 千葉地裁 平8(ワ) 1875号	損害賠償請求、清算金等請求事件	◆被告会社との間でフランチャイズ契約を締結した各原告が、右各契約は無効である等と主張して損害賠償等の支払を求め、各原告の債務不履行を理由に右各契約を解除したとする被告会社が、各原告及びその連帯保証人である被告等に違約金等の支払を求めた事案	◆コンビニエンスストア加盟店の経営破綻につき、フランチャイズ契約時においてフランチャイザーの説明義務違反があるとし、加盟店のフランチャイザーに対する損害賠償請求が認容された事例	フランチャイジー	5割/7割 /8割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
547	平成11年10月28日 東京高裁 平11(本)77号	損害賠償請求控訴事件	◆フランチャイジーである控訴人が、クリーニング店のフランチャイズ事業をしている被控訴人との間で、クリーニング店の経営を目的とするフランチャイズ加盟店契約を締結し、クリーニング店を開業したが業績が上がらず、被控訴人の指導を受けたが一向に好転しなかったため、約九か月で閉店し、本件契約の締結に際して提供された売上予測等の情報が適正でなく、被控訴人が適正な情報を提供すべき信義則上の保護義務に違反したとして、開業に要した費用等の損害賠償請求をした事案	◆クリーニング店のフランチャイズ契約を締結した際に、フランチャイザーから提供された情報が適正でないとして、フランチャイジーがフランチャイザーに対してした保護義務違反による損害賠償請求が認容された事例(過失相殺七割) ◆控訴人は、クリーニング業は全くの素人であったので、開業に当たっては相当額の開業費用を要することなどからも、開業することに対する不安が極めて大きかったが、契約に先立って被控訴人から示された開業予定地(物件)に関する売上予測等の最終的な資料によっても、月四〇万円程度のオーナー手取額が得られるとされ、かつ、営業不振の場合には、営業権の本部移管まで約束されたため、本件契約の締結及び開業に至ったのであるから、契約に先立って被控訴人が控訴人に対して示した情報が客観的かつ的確な情報でなく、これにより控訴人のフランチャイズ・システムへの加入(契約者の締結及び開業)に関する判断を誤らせたといえる場合には、被控訴人は、前記信義則上の保護義務違反により、控訴人が右加入により被った損害を賠償する責任を負うというべきであるとされた事例 ◆被控訴人による不正確な情報の提供と控訴人による行徳店の開業及びその経営破綻との間には相当因果関係があると認められるから、被控訴人は、前記信義則上の保護義務違反により、控訴人が本件契約の締結及び行徳店の開業により被った損害を賠償する責任を負うというべきであるとされた事例 ◆控訴人としても、被控訴人が提供した資料等を検討、吟味することが十分に可能であったといわなければならず、そうすれば、同一商圈内に多数の競合店が存し、被控訴人がした売上試算、予測が的確なものであったかについて疑問をもってしかるべきである(現に、国民金融公庫からは、立地条件が悪いなどとして融資を断られている。)ところ、控訴人としても、不安感を抱いていたものの、最終的には被控訴人の売上試算、予測をよりどころとして月四〇万円程度のオーナー手取額が得られるものと信じて被控訴人のフランチャイズ・システム加入を決定したものである。これは、多額の開業資金を投下して商売を始めようとする者としては、フランチャイザーの言動に寄りかかりすぎた軽率なものであったといわざるを得ない。以上の諸点に、控訴人が開業期間中、赤字であったとはいえ前記損害に係るリースないし購入機器等を使用して売上を得ていたこと、その他本件にあらわれた諸般の事情を総合考慮すると、被控訴人の前記義務違反による損害賠償額を定めるに当たっては、公平の原則に照らし、控訴人に生じた前記損害について七割の過失相殺をするのが相当であるとされた事例	フランチャイズ	7割	
548	平成10年3月18日 名古屋地裁 平8(ワ)3028号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告に対して、右持ち帰り弁当販売店の経営とその破綻について、被告の契約締結上の過失又は契約義務違反によるものであるとして、損害の賠償を請求した事案	◆持ち帰り弁当販売のフランチャイズ契約においてフランチャイザーのフランチャイジーに対する情報提供義務違反による損害賠償請求が認容された事例(過失相殺八割)	フランチャイズ	8割	
549	平成7年8月25日 大阪地裁 平5(ワ)7933号	損害賠償請求、店舗使用料請求事件	◆被告の組織するフランチャイズチェーンに加入した原告が、詐欺、契約締結上の過失があったと主張して、損害の賠償を求めるとともに、予備的に、店舗運営業務委託契約の規定が公序良俗に反するものであると主張して、委託預託金の返還を求めた(本訴事件)のに対して、被告は、原告が契約で定められている店舗使用料を支払わないとしてその支払を求めた(反訴事件)事案	◆フランチャイズ契約締結にあたって、加盟店となる者に対し、売上予測等について内容虚偽の情報を提供したとは認められず、また情報提供義務の違反も認められないとして、加盟店からの詐欺又は契約締結上の過失に基づく損害賠償請求が棄却された事例	フランチャイズ	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
550	平成 7年 2月27日 東京高裁 平6(ホ) 2280号	不当利得返還等、違約金等反訴各請求控訴、附帯控訴事件	◆フランチャイザーである控訴人の主宰するフランチャイズ組織の会員となったフランチャイジーである被控訴人は、思うような利益が上がらなかったことから、平成三年一月、控訴人に対し脱会届を提出したところ、契約に基づく解約一時金の請求を受けたので、右債務の不存在確認などを求めたのに対し、控訴人は、反訴として、被控訴人に対し、解約一時金や違約金の支払を請求した事案	◆加盟店側から解約する場合には本部に五〇〇万円の解約一時金を支払わなければならないとのフランチャイズ契約における定めが、公序良俗に違反するとされた事例 ◆サービスマーク等を表示した看板等がフランチャイズ契約解消後に残存していたことをもって、撤去義務違反とは認められないとされた事例 ◆被控訴人がグループ組織加盟に際し控訴人と契約した当時は、被控訴人は自由になんらの負担なく契約関係を終了することができたこと、問題の第一三条を含む本件会員契約書の作成に当たり、控訴人から各条項についての説明がなかったこと、右契約書による契約当時被控訴人はグループ組織の一員として営業すべく多額の投資を行ったばかりで、右契約を拒むことは事実上困難であったこと、右契約書の前記第一二条の契約の有効期間の定めと第一三条の任意契約解除の定めとの関係は、一義的に明白とはいえず、第一二条は期間満了を第一三条は期間中の合意解除を定めたと解する余地がないわけではなく、被控訴人代表者がそのように理解したとしても無理からぬ点もあること、第一三条の解約一時金の支払が期間満了時にも支払うべきものとする、金額が下限のみ五〇〇万円と定められ、上限の定めがないこともあって、被控訴人からの期間満了による契約関係の終了を著しく困難なものとし、会員契約の継続を相当程度強制する結果となること、従前解約一時金は特段の事情がない限り免除されるのが例であったのに、控訴人に対しては会員契約上その他の業務に関係した非違とは直接関係のない理由で免除しないこととされたことが明らかであるから、本件会員契約書第一三条の存在を根拠に被控訴人に五〇〇万円の解約一時金の支払を強制することは、著しく正義に反し、公序良俗に違反するものといわねばならないとされた事例	フランチャイズ	主張なし	
551	平成 5年11月29日 東京地裁 平3(ワ) 4476号	物品賃料等請求、損害賠償請求事件	◆フランチャイザーである原告が、フランチャイジーである被告に対し、本件店舗の原状回復費用、未払賃料及び本件什器等の運送料の支払を求めたのに対し、被告が、原告に対し債務不履行による損害賠償を求めた事案	◆フランチャイズ・システムにおいては、店舗経営の知識や経験に乏しく資金力も十分でない者がフランチャイジーとなる場合が多く、専門的知識を有するフランチャイザーがこうしたフランチャイジーを指導、援助することが予定されているのであり、クレープ販売のフランチャイズ契約において、フランチャイザーが最低保証売上高に関する客観的かつ的確な情報を提供すべき信義則の保護義務に違反したとして、債務不履行による損害賠償責任が認められた事例 ◆右損害賠償責任につき、フランチャイジーに四割の過失相殺が認められた事例	フランチャイズ	4割	
552	平成 3年10月 1日 京都地裁 昭63 (ワ)1808号	損害賠償請求本訴、売掛代金等請求反訴事件	◆パンの製造販売に関するフランチャイズ・チェーンの本部である被告との間で被告のチェーン店になる契約を締結した原告が、原告が店舗を開こうとした場所が立地条件の整っていない場所であったにもかかわらず、被告が、誤った需要予測に基づいて原告に開店を促し、原告の経営破綻を招いた旨主張し、被告の契約締結上の過失及び独占禁止法違反の不法行為に基づいて、被告とのフランチャイズ契約を締結したことによって生じた損害の賠償を請求し、これに対し、被告は、反訴を提起し、原告に対し、パン等の商品の売掛代金、什器、備品の売買代金、フランチャイズ契約上のロイヤリティを請求した事案	◆フランチャイズ・チェーン店の経営行詰りによる閉店につき、フランチャイザーがフランチャイジーに対して適正な情報を提供すべき信義則上の保護義務を怠ったとして、フランチャイザーの損害賠償責任が認められた事例	フランチャイズ	7割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
553	平成19年 7月25日 東京地裁 平18 (ワ)14223号	損害賠償等 請求事件	◆原告が、被告に対し、原告が被告との間で締結した契約が特定商取引に関する法律にいう業務提供誘引販売契約に該当し、同法58条1項に基づき同契約を解除したなどと主張して、不当利得返還請求権に基づく登録料等の返還及び同契約の解除前にこれに基づき被告から受託した業務の委託料等の支払を求めるとともに、被告が原告が副業として上記契約に基づくネットショップを運営している事実を原告の勤務する会社に通知したことが不法行為に当たるとして、損害賠償を求めた事案	◆情報通信機器等を販売する被告と代理店としてネットショップを副業として運営するための契約を締結した会社員である原告が、当該契約の解除を理由に被告に支払った登録料等の金員の不当利得返還請求につき、当該契約は業務提供誘引販売取引に該当するとして、特定商取引に関する法律に基づく解除により原告が被告に支払った金員のうち登録料、研修料の返還請求を認容し、その余の原告と被告の取引部分は業務提供誘引販売取引に該当しないとして棄却した事例 ◆被告が原告の勤める会社に対して原告がネットショップを運営している事実を知らせたことが不法行為を構成するものではないとして原告の被告に対する損害賠償請求を棄却するとともに、被告による原告に対する不法行為(原告が被告の顧客に支払督促を申し立てた行為)並びに上記契約の契約手数料やキャンセル料等に基づく債権を自働債権とした相殺の主張も排斥した事例	代理店契約	主張なし	
554	平成13年 7月31日 東京地裁 平11 (ワ)20091号	損害賠償請求 事件	◆被告らとの間で開業指導養成及び業務委託に関する契約並びに運送委託代理店契約を締結して冷凍軽貨物運送業務を開始した原告が、当初の説明の仕事量が確保できないとして、損害賠償を請求した事案	◆被告らには代理店の仕事の要点、営業の実態を説明すべき注意義務があったがこれを怠ったとして、共同不法行為が成立するとされた事例	代理店契約	否定	被告らは、原告が直接収入等について質問しなかったことをもって、過失相殺すべきであると主張するが、代理店募集が被告両名間の代理店募集委託契約に基づいてされていたことに照らすと、当然収入等の契約内容の説明は募集をしている被告1においてすべきものであり、しかも、応募した原告が、被告1の説明をもって被告2の説明と同一であると考えたことは、当然のことであるから、被告2の指摘する点が原告の過失に当たるといえることはできない。
555	平成23年 4月19日 東京地裁 平22 (ワ)28340号	損害賠償請求 事件	◆被告が製造した芝刈り機を使用中に指を負傷した原告が、被告に対し、製造物責任や不法行為責任に基づき損害賠償請求をするとともに、国に対し、回収命令発令義務違反による国家賠償請求をした事案	◆取扱説明書には注意喚起の記載があり、原告の行為は一般人が通常行う行為とはいえず、通常予見される使用形態ではなく、本件製品が、意思に反して回転刃を始動させる危険性を有し、通常有すべき安全性を欠いていたとはいえないなどとして、請求を全て棄却した事例	製造物の 瑕疵	請求棄却	
556	平成23年 2月18日 東京地裁 平21 (ワ)15185号	損害賠償請求 事件	◆原告が、その所有する居室に設置されていた電気温水器の漏水によって損害を被ったとして、本件温水器の製造者である被告に対し、損害賠償を求めた事案	◆本件温水器の取扱説明書に説明義務違反はなく、本件温水器にも通常有すべき安全性を欠くといえるほどの設計上の過失があるとは認められないとして、請求を棄却した事例	製造物の 瑕疵	請求棄却	
557	平成23年 4月22日 最高裁第二小法廷 平20(受)1940号	損害賠償請求 事件	◆信用協同組合である原告の勧誘に応じて原告に各500万円を出資したが、原告の経営が破綻して持分の払戻しを受けられなくなった被告ら原告らが、原告は、上記の勧誘に当たり、原告が実質的な債務超過の状態にあり経営が破綻するおそれがあることを被告らに説明すべき義務に違反したなどと主張して、原告に対し、主位的に、不法行為による損害賠償請求権又は出資契約の詐欺取消し若しくは錯誤無効を理由とする不当利得返還請求権に基づき、予備的に、出資契約上の債務不履行による損害賠償請求権に基づき、各500万円及び遅延損害金の支払を求めた事案	◆契約の一方当事者は、契約締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、契約締結の可否に関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合であっても、相手方が契約締結により被った損害につき債務不履行責任を負わないとされた事例	契約締結 上の過失	請求棄却	
558	平成23年 4月22日 最高裁第二小法廷 平22(受)1079号	損害賠償等 請求事件	◆信用協同組合である原告の勧誘に応じてこれに出資したものの、経営破綻により持分の払戻しを受けられなくなった被告ら原告が、原告は、勧誘の際、実質的な債務超過状態にあり早晩破綻するおそれがあることを説明すべき義務に違反したなどとして、第1次請求として主位的に不法行為に基づき、予備的に出資契約上の債務不履行に基づき、第2次予備的請求として出資契約の錯誤無効を理由とする不当利得返還請求権に基づき、損害賠償等を求めたところ、原審が原告の債務不履行責任を認めた第1審を支持し、控訴を棄却したため、原告が原告した事案	◆契約の一方当事者が、当該契約の締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合には、当該一方当事者は、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害につき不法行為による賠償責任を負うことがあるのは格別、当該契約上の債務の不履行による賠償責任を負うことはないとして棄却した事例 ◆本件契約の締結に先立ち、原告による信義則上の説明義務違反に基づいて生じた損害は、本件契約上の債務不履行ではなく不法行為により賠償すべきと解されるところ、本件では3年の消滅時効が成立するとして、原判決を破棄して第1次請求を棄却し、第2次予備的請求につき原審に差し戻した事例	契約締結 上の過失	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
559	平成19年10月2日 京都地裁 平18 (ワ)156号	損害賠償請求事件	◆賃貸マンションの賃貸借契約の締結について、原告会社が、賃貸マンションの所有者たる被告に対し、賃貸借契約締結前の準備段階での契約締結拒否につき、賃貸借契約締結の準備段階における信義則上の義務違反に基づき、損害の賠償等を求めた事案 ◆賃貸マンションの所有者である被告が賃貸借契約締結を拒絶したことにつき、原告Aが被告に対し損害の賠償等を求めた事案	◆被告が、契約書を完成させて契約を締結する段階に至って原告会社に十分な説明を行うことなく一方的に契約の締結を拒み、しかも契約を拒むについて何ら合理的な理由がない等として、信義則上、損害を賠償する責任を負うものと解するのが相当であるとしながらも、原告会社が損害として主張する賃借権相当額等は、本件賃貸借契約が成立するとの期待が侵害されたことによる損害ではないとして、請求が棄却された事例 ◆本件賃貸借契約は原告を入居者として予定していたものであって、原告入居予定者が日本国籍でないことを理由として被告所有者が契約の締結を拒絶したことにつき、被告の不法行為責任を認めた事例	契約締結上の過失	請求棄却	
560	平成18年1月25日 東京地裁 平15 (ワ)25939号	損害賠償請求事件	◆大学の教授であった原告が、以前に大学校長から六〇歳定年後も勤務延長の申し入れがあったことを前提に、その後の大学校長が勤務延長の実現を図る方策を講じなかったこと、大学校長や大学の職員らが原告の勤務が延長されないことがほぼ明らかになったことを告知せず、定年退職後に非常勤講師として勤務する意思の確認や条件等の説明をしなかったとして、信義則上の義務違反による国家賠償請求並びに契約締結上の過失又は不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆当時の大学校長が原告に勤務延長の申し入れをしたような実態はなく、その後の大学校長及び職員らにも原告の定年退職に当たって信義に反する対応はなく、当時の大学校長が原告に勤務延長の申し入れをしたことを前提とする契約締結上の過失又は不法行為は前提を欠くとして原告の請求をいずれも棄却した事例	契約締結上の過失	請求棄却	
561	平成23年3月29日 東京地裁 平21 (ワ)46856号	売買代金返還等請求事件	◆中古車販売業者である被告から中古車を購入した原告が、被告に対し、修復歴等の重要事項について説明を受けていなかったとして、消費者契約法4条に基づき、中古車売買契約を取り消し、売買代金の返還及び慰謝料等の返還を求め、予備的に説明義務違反の債務不履行等を原因とする契約解除による損害賠償を求めた事案	◆被告が修復歴等の説明を怠ったものとは認められないなどとして、主目的請求を棄却するとともに、本件中古車には隠れた瑕疵はなく、使用に耐えうるものであったことが認められ、信義則上の説明義務違反や債務不履行を窺わせる事情を認めるに足りる証拠は無いから、契約解除の主張は理由が無いとして、予備的請求についても棄却した事例	その他	請求棄却	
562	平成23年2月25日 東京地裁 平22 (ワ)33168号	損害賠償請求事件	◆パチンコに関する情報提供の代金を支払った破産者訴外Aの破産管財人である原告が、パチンコに関する情報を有料で提供する等を業とする被告に対し、パチンコ攻略法の情報購入を勧誘し、訴外Aから代金を騙取したとして、不法行為ないし使用者責任による損害賠償請求権に基づき、代金相当額の損害金等の支払を求めた事案	◆被告は、訴外Aに対し、有益なパチンコ攻略法等の情報を有していないにもかかわらず、それを有しており、被告のパチンコ攻略法情報によりパチンコにより稼げるものと信じ込ませたとして被告従業員による欺罔行為を認定し、当該欺罔行為の結果、訴外Aが錯誤に陥り、金員を騙取され損害を被ったとして、原告の請求を全部認容した事例	その他	主張なし	
563	平成23年1月12日 東京地裁 平22 (ワ)6963号	不当利得返還請求事件	◆原告が、被告の従業員の欺罔行為により、被告が提供する「モバイル」や攻略情報等を使用すればパチンコ等の収支を上げられると信じ、そのため、640万円余りもの金員を支払ったため、被告に対し、上記詐欺を理由に本件取引を取り消すとの意思表示をしたとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、原告が支払った金員等の支払を求めた事案	◆被告従業員らの勧誘は、いずれも欺罔行為であると認められ、原告は、その欺罔行為により錯誤に陥り、そのため、本件取引を行ったと認められるとして、原告の請求を全部認容した事例	その他	主張なし	
564	平成22年12月28日 東京地裁 平21 (ワ)9484号	損害賠償請求事件	◆本件クラブのメンバーである原告らが、同クラブの地区の最高責任者の地位にあった被告が本件クラブ事務局用の不動産を取得した際、原告らに対する説明義務を懈怠したと主張して、被告及び同人が取締役を務める被告会社に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆本件不動産は、所有者から被告会社に売却され、被告会社から原告らが金銭を預託した法人へ売却されているが、被告と不動産の所有者が意を通じて不動産の購入にかかる取引を行ったことを認めるに足りる証拠はなく、所有者が恣意的に本件物件の売却価格を高額にしたことは認められず、被告がこれらの取引によって原告らが金銭を預託した法人の利益を犠牲にする一方で、被告会社に利益を得させたと認めるに足りる証拠はないなどとして、原告らの主張を棄却した事例	その他	請求棄却	
565	平成22年12月20日 東京地裁 平22 (シ)545号	請負代金請求控訴事件	◆控訴人から自動車整備を請け負った被控訴人が、自動車整備等の代金の支払を求めたところ、控訴人が過剰整備である等として争った事案	◆自動車整備業者は、事前にその内容を依頼者に説明し、その了解を得た上で作業に取りかかるのが通常であるところ、被控訴人は控訴人に対して、実施した作業内容を説明し、その了解を得ていたものと推認されるから被控訴人が実施した整備が請負内容となっていたとし、以前の修理時にオイル漏れが発生していたとは認められないことから、その修理時において点検義務を尽くさなかった為に、オイル漏れに気付かないでパワーステアリングポンプを交換しなかったにもかかわらず、本件契約においてこれを請求するのは権利の濫用である旨の控訴人の主張は採用することができないとして、控訴を棄却した事例	その他	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
566	平成22年12月1日 東京地裁 平22(ワ)4492号	不当利得返還請求事件	◆被告との間でパチンコ・パチスロ関連情報等の提供契約を締結した原告が、被告からパチンコ等に確実に勝てる攻略法が存在し、上記契約をすることによって投下費用に相当する収入を得られるかのように偽られ、その旨誤信させられたとして、詐欺を理由に上記契約を取り消すとの意思表示をして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、契約代金及びこれに対する法定利息の支払を求めた事案	◆被告は、広告、パンフレット、従業員の勧誘を通じて、原告に対し、確実に勝てるパチンコ等攻略法が存在し、被告と上記契約を締結することにより、確実に利益を獲得できると欺罔し、原告にその旨誤信させて、上記契約を締結させたといえることができるとし、請求を全部認容した事例	その他	主張なし	
567	平成22年9月2日 東京地裁 平21(ワ)1499号	損害賠償請求事件	◆訴外会社との間で結婚相手の紹介を受けるという内容の契約を締結して代金を支払った原告が、訴外会社の取締役であった被告らに対し、説明義務違反等を主張して、不法行為等に基づく損害賠償を請求した事案	◆訴外会社は、原告に対し、希望条件に合った異性を紹介することは困難であり、また、中途解約した場合、代金額の半分程度を占める関連海外法人への支払代行分については、一般に返金計算の対象外とする扱いをしていたにもかかわらず、これらの事実を原告に説明していなかったなどと認め、被告らは、訴外会社の取締役として、その説明義務を尽くさないような業務を推進していたといえるとして、不法行為責任を認め、上記請求を認容した事例	その他	否定	被告らは、原告が入会するに当たり、メンバーの数が訴外会社の提供すべき重要な役務内容と考えているといった言動を一切しておらず、そのことを明示しないままに契約締結を行っており、少なくとも過失が存在すると主張するが、原告は、入会に当たり、訴外会社の会員数自体を重要な役務内容と考えていたとは認められず、むしろ、原告にとって、希望する条件に沿った男性を紹介してもらえることが重要な役務内容であって、そのことは、本件契約締結にあたって当然の前提になっていた。
568	平成22年8月30日 東京地裁 平21(ワ)40358号	損害賠償請求事件	◆被告会社からパチンコの攻略情報を購入した原告が、被告会社が一連の勧誘行為において、断定的判断を提供し、虚偽の情報を提示したなどと主張して、被告会社らに対して、不法行為又は不当利得に基づき、損害の賠償又は不当利得の返還として、原告の被った財産的損害、精神的損害及び弁護士費用の支払を求めた事案	◆被告会社は実効性の認められないシステムに基づく本件攻略情報を購入するよう勧誘し、本件攻略情報が有効である旨原告を誤信させて原告から金員の交付を受けたもので、本件契約について消費者契約法上の取消事由となるだけでなく詐欺行為として不法行為に該当するとし、被告会社と代表取締役である被告Y1については共同不法行為が成立するとし、被告Y1と取締役である被告Y2はともに会社法429条1項による取締役の責任を負うとする一方、慰謝料請求には理由がないとして、原告の請求を一部認容した事例	その他	主張なし	
569	平成22年6月9日 東京地裁 平22(シ)91号	損害賠償等請求控訴事件	◆控訴人が被控訴人に対し、主位的に、被控訴人が控訴人をだまし、控訴人の土地に物置を設置する工事を行う旨の契約を締結させ、代金を支払させたのは、不法行為に当たると主張して、不法行為に基づき損害賠償の請求を、予備的に、本件契約は錯誤によるもので無効であると主張して、不当利得に基づく返還請求として、既払代金の返還の支払を求めた事案	◆被控訴人が詐欺の故意を有していたことを認めるに足りる証拠はないのであり、被控訴人について詐欺による不法行為は成立しないし、また、控訴人は、被控訴人は専門業者として本件契約締結の際に適切な説明をして控訴人に通路の確保に関する錯誤を誘発しない配慮義務を負うのに、確認が不十分で通路の確保を行わず、控訴人に通路の確保ができると誤信させたのは、説明義務、配慮義務に違反するものであり、過失による不法行為を構成すると主張するものの、被控訴人は控訴人に対し通路についての意向を調査して確認する義務を負うとはいえないなどとして過失による不法行為の成立も否定するとともに、錯誤無効も認められないとして請求を棄却した事例	その他	請求棄却	
570	平成22年4月9日 東京地裁 平18(ワ)26402号	損害賠償請求事件	◆原告が、訴外会社の執行役員であった被告Y5から、訴外会社のIPテレビ電話事業に関し不実の説明を受けて正規販社業務協約等を締結し、そのため加盟金相当額等の損害を受けた旨主張して、同被告に対して民法709条に基づいて、また、訴外会社の取締役等である被告ら(被告Y5を含む)に対しては、被告らはIP電話の利用者増を見込めないことを知りながら、取締役の監視監督義務等に違反し、原告に多額の加盟金等を支払させたなどと主張して、民法719条に基づいて、損害賠償として加盟金相当額等の連帯支払を求めた事案	◆被告Y5が不実の説明をしたとの原告主張の事実は認められないし、広告と異なってごく僅かなサーバーしか稼働していなかった通信とは異なり、訴外会社は、当時、現実にテレビ電話事業を拡大すべくその事業に取り組んでいたと推認されるのであって、してみれば、他に特段の事情も窺えない本件においては、当時、訴外会社の取締役らであった被告らにおいて、いかに営業努力をしてもIP電話の利用者を確保することは到底困難である旨認識していたとは認められないなどとして、請求を棄却した事例	その他	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
571	平成22年 3月12日 東京地裁 平20 (ワ)2430号	損害賠償等 請求事件	◆原告が、総合建設設計施工請負等を業とする被告会社及びその代表取締役被告Y11に対し、融資を利用したマンション建設を勧められ、建設請負契約等を締結したが、これに関連して、被告会社については、法律上の原因がないのに元利金の弁済名目で原告から金銭を受け取り不当に利得し、また事業費支払い約束があったと主張してそれらの金銭の支払いを求め、更に被告らに対し、説明義務違反等の共同不法行為によりマンションの売却を余儀なくされたと主張して将来20年間に得べかりし賃料相当額のうちの一部の支払いを求めた事案	◆原告主張の、弁済名下の金銭交付や事業費支払いの約束はいずれも認められず、また十分な説明も行われていたとして、原告の請求が全部棄却された事例	その他	請求棄却	
572	平成22年 2月26日 福岡高裁宮崎支部 平21(ネ)159号	損害賠償請求 控訴事件	◆被控訴人に懲戒解雇された(本件各懲戒解雇)ものの、判決により解雇無効が確定して復職した控訴人らが、被控訴人に対し、控訴人らを解雇したこと及び控訴人らの社会保険資格等の回復措置ないし適切な説明を怠ったことが債務不履行ないし不法行為を構成すると主張して、債務不履行ないし不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆本件各懲戒解雇が控訴人らに対する債務不履行ないし不法行為を構成するとはいえないとしたものの、被控訴人は、控訴人らに対し、社会保険の被保険者資格等の回復方法及びその利害得失等について具体的に説明する義務を負っていたところ、これを怠った過失があり、債務不履行ないし不法行為に基づき、これにより控訴人らの被った損害を賠償する義務を負うとし、控訴人らは、解雇時に遡って加入していた場合に得られた年金額と復職時に再加入したことにより得られた年金額との差額分の損害を被ったなどとして、請求を一部認容した原判決は相当であるとした事例	その他	請求棄却	
573	平成22年 2月26日 大阪高裁 平21 (ネ)2455号	損害賠償等 請求控訴、 同附帯控訴 事件	◆破綻した信用組合である1審被告に出資した1審原告が、上記出資時点で1審被告は実質的な債務超過状態であり早晩破たんする恐れがあることを1審被告の役員らにおいて認識し又は容易に認識し得たにもかかわらず、これを告げずに出資勧誘をしたとして不法行為ないし債務不履行に基づき、出資金相当額の損害金の支払を求めるとしたところ、1審被告の債務不履行責任を認めて出資金相当額の損害賠償を認めたことから、1審被告が控訴し、1審原告が遅延損害金の起算日につき附帯控訴した事案	◆本件出資契約の締結に当たった説明義務違反は、契約締結前とはいえず、その成立過程において本件出資契約を締結するか否かや契約条件等に係る意思決定のための情報の提供という本件出資契約自体と密接な関係にある点についての義務違反であって、本件出資契約の付随的義務違反として債務不履行責任を生ぜしめるなどとして、控訴及び附帯控訴を棄却した事例	その他	否定	本件出資に係る被告の勧誘態様は、被告a支店の支店長が原告経営の会社事務所を訪れ、「将来、普通銀行に転換する予定です。自己資本比率8%を目指していますが、わずかに足りません。自己資本比率アップのキャンペーンには是非協力してください。最低、500万円はしてください。」などと述べて勧誘したもので、被告の財務状況等を単に告げなかったというより、むしろ被告の経営や財務の実態を秘匿又は誤解させるようなものであったという点で違法性の高いものである上、他方、原告は、被告に定期預金を有していた以外には、上記原告経営の会社を含め、被告との間に格別の取引関係はなかったもので、被告からの勧誘の際、たまたま上記定期預金の満期がきていたことや原告の娘が当時被告に勤務していたこと等の事情からこれに応じたことになつたものにすぎず、格別の落ち度は認められない。
574	平成22年 2月25日 東京地裁 平19 (ワ)19984号	損害賠償請求 事件	◆原告X1、X2は、被告らから債券を利用した融資を受け、その融資に基づき、インドネシアでの開発事業を立案し準備を進めていたが、当該債券が偽造債券であることが判明したことから融資を得られず、インドネシアで開発事業を行おうとしていた原告会社も、インドネシアで偽造債券による詐欺行為を働いたという印象を与えて信用を毀損されたとして、原告らが、被告に対し、損害賠償の支払を求めた事案	◆被告Y1は本件債券が偽造であり、これを担保に融資を得ることができないことを認識しており、被告Y2も被告Y1に対し本件債券に関する取得経緯、使用許可を受けた経緯、真偽の確認方法、換金方法などを具体的に詳細に聴取して、原告らに説明する信義則上の義務があったところ、これを怠った過失があるとして、原告X1、X2の被告Y1、Y2に対する損害賠償請求を一部認容した事例	その他	2割/5割	被告Y1の不法行為の内容や程度と原告X1らの落ち度を考慮したものである。
575	平成22年 1月22日 東京地裁 平21 (ワ)27490号	情報開示請求 事件	◆訴外亡Bの被告に対する貸金返還債務を相続した原告が、被告は、金銭消費貸借の付随義務、又は、信義則、若しくは、銀行の顧客に対する情報提供義務に基づいて、訴外亡Bとの折衝内容等が記述されている記録書、借入申込書、稟議書等の各文書を原告に対して開示すべき義務を負っている旨主張し、被告に対し、当該各文書の開示を求めた事案	◆当該各文書は、原告が貸金返還債務の内容を正確に把握するために必要な情報が記載されている文書とはいえないなどとし、金銭消費貸借の付随義務ないし信義則によって、原告に対する開示義務が生じるとは解し難いなどと判断し、請求を棄却した事例	その他	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
576	平成22年 1月22日 東京地裁 平21 (ワ)20063号	接続利用料 請求事件	◆被告との間でインターネット接続サービスを提供する契約を締結した原告が、被告に接続使用料の請求をしたところ、従量課金制に係る説明義務違反や利用者に長期にわたる接続につき注意喚起すべき義務を怠ったことを理由として被告が権利濫用の抗弁を主張した事案	◆従量課金制の設定がされたのは被告側で行った接続しない設定方法の誤りに起因するものであるし、原告は、被告に配布したマニュアル冊子において接続方法やパソコンの自動切断について注意喚起も行っていたとして、請求を全部認容した事例	その他	主張なし	
577	平成22年 1月21日 東京地裁 平20 (ワ)32078号	損害賠償請 求事件	◆被告Y1が賃借店舗で営んでいた弁当店事業を原告に譲渡する旨の原告と被告Y1との間の事業譲渡契約に関し、原告が、被告Y1に対し、本件事業譲渡契約の履行不能解除を原因とする既払金の返還を求めた事案 ◆原告が、被告S1に対し、本件事業譲渡契約の媒介を目的とする仲介契約の条件不成就を原因とする既払金の返還を求めた事案 ◆本件事業譲渡契約の契約過程において、真実は訴外Bから賃借権譲渡等の承諾を得る見込みがないのに、被告Y1及び訴外C(被告Sの会長であった者)において、それぞれ訴外D(原告の父であり、本件事業譲渡契約締結に当っては原告から代理権の授与を受けており、原告代理人として行動していた者)に対し、被告Y1は訴外Bとは長年悪意であり、賃借契約の譲渡について当然承諾を得られる旨の虚偽の説明をした共同不法行為があるとして、被告らに対して、損害賠償請求をした事案	◆本件事業譲渡契約の内容として、被告Y1が、訴外B(店舗の質貸人)から店舗の賃借権譲渡の承諾を取得すべき合意又は事業譲渡契約の性質上当然の義務を含んでいたと認めることはできないとして、被告Y1の義務違反を否定し請求を棄却した事例 ◆原告主張の解除条件の合意を認めることはできないとして請求を棄却した事例 ◆詐欺行為の前提としての本件店舗の賃借権譲渡の承諾を得られる見込みはなかった事実を認めるに足りないとして請求を棄却した事例	その他	請求棄却	
578	平成22年 1月15日 東京地裁 平21 (ワ)26612号	情報開示請 求事件	◆故人の法定相続人の1人である原告が、故人と被告信託銀行が、金銭消費貸借契約及び故人の遺言執行業務等の事務に係る委任契約を締結したなどと主張して、融資をした経緯、融資担当者の遺言の勧誘の経緯、故人との折衝内容等が記載されている記録書や稟議書を開示するよう請求した事案	◆銀行法12条の2は、内閣府令で定めるところによって、預金等に係る契約の内容等参考となる情報を提供することを義務付ける規定であるが、前記各書類はこれにあたらぬし、故人と被告信託銀行との間の委任契約は仮に存在したとしても、遺言公正証書の作成により終了しており、原告にその作成経緯等を報告する義務はないとして、請求を棄却した事例	その他	請求棄却	
579	平成21年12月 9日 東京地裁 平21 (ワ)21371号	代金返還請 求事件	◆一般消費者である原告が、パチンコ攻略情報を販売する株式会社である被告との間で、パチンコ攻略情報を有料で提供する旨の契約を締結し、原告は合計430万円を支払ったが、被告から提供された情報はまったく効果がなく、原告は利益を一切上げられなかった、また、原告は被告提供の情報をもとに軍資金20万円を支出して遊戯を行い、軍資金相当の損害を被ったなどとして、本件契約の取消しや不法行為に基づき、被告に対し、450万円の支払を求めた事案	◆消費者契約法4条1項2号により本件契約を取り消すことができ、また、被告の勧誘行為は不法行為にも該当するなどとして、原告の請求を全て認容した事例	その他	主張なし	
580	平成21年10月16日 東京地裁 平21 (ワ)6240号	損害賠償請 求事件	◆被告が主催するモータースポーツ競技会で走行中に発生した事故によって頸椎捻挫となり、自動車を損壊した原告が、被告の安全配慮義務違反や不法行為を主張して慰謝料の請求をした事案	◆コースの安全性に何らかの問題があったとは認められず、事前にコースの走行方法等についても説明がされていた上、被告に、参加者に事前にコース上を歩行させたり、ペースカーで誘導したりする安全配慮上又は信義則上の義務はないとして請求を棄却した事例	その他	請求棄却	
581	平成21年 8月31日 大阪地裁 平20 (ワ)14198号	損害賠償等 請求事件	◆破綻した信用協同組合である被告に対して出資した原告が、被告の役員らが、被告が実質的に債務超過状態にあり、監督官庁から破綻の認定を受けるおそれがあることを認識し又は容易に認識できたにもかかわらず、これを告げずに出資を勧誘したことが不法行為ないし債務不履行に当たるなどと主張して、被告に損害賠償等を求めた事案	◆不法行為による損害賠償請求権と債務不履行によるそれとは競合するものであると解した上、被告には不法行為が成立するものこれは消滅時効が完成しているが、説明義務違反の債務不履行責任も認められるとして、原告の請求を一部認容した事例	その他	否定	原告の請求は、出資金自体の返還を求めものではなく、被告による不当な勧誘行為に基づいて支払った金銭的損害の賠償を求めものであるから、その損害回復の必要性は出資者責任の要請とは無縁であり、被告の主張はその損害賠償責任を軽減する理由とはならず、他に賠償額の制限をすべき理由は認められない。
582	平成21年 7月27日 東京地裁 平19 (ワ)25534号	損害賠償請 求事件	◆原告らが、被告の設置するA大学大学院博士課程に在籍中、指導担当助教であったBからセクハラ又はバフハラ被害を受けたが、被告が、退職したBの後任指導者を速やかに採用せず、他の学生に対する適切な説明を怠るなど、適切な研究環境を提供すべき義務に違反したと主張して損害賠償を求めた事案	◆被告には退職したBの後任指導者を速やかに採用し、他の学生に対する適切な説明をするなどの措置を講ずべき義務があるところ、被告がこれらの義務を果たしたとは認められないとして、損害額を認定の上、請求を一部認容した事例	その他	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
583	平成21年 7月 9日 東京地裁 平19 (ワ)8825号	損害賠償請求事件	◆請負人である被告Y1の事実上の倒産により工事が放置された原告が、Y1に対して、不法行為又は債務不履行責任に基づいて損害賠償を請求し、被告Y2に対して、Y1を完成保証ビルダーとして登録していたY2の過失行為により、又は、Y1をY2の代理人又は表見代理人として完成保証契約が成立したとして損害賠償を求めた事案	◆Y1が工事を放棄したことが債務不履行に当たり、Y1が原告から完成保証契約締結のための費用を徴収した直後に、Y2に対して完成保証契約の申込みを行わなかったことは不法行為にあたるとしたが、Y2の情報提供は登録業者の工事施工能力を保証したものであるから不法行為にはあたらないとし、Y2がY1に対し、基本代理権を授与していたことを認めるに足る証拠はないから保証契約の成立も認められないとした事例	その他	主張なし	
584	平成21年 5月25日 東京地裁 平20 (ワ)27036号	損害賠償請求事件	◆被告甲からパチンコの攻略情報を購入した原告が、被告甲に対し、消費者契約法4条違反により売買契約を取り消したとして売買代金の返還を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償を求め、また、本件攻略情報に関する記事を発行する雑誌に掲載した被告乙に対しても、同様の請求をした事案	◆原告は、被告甲から購入したパチンコの攻略情報は、被告甲が一般には知られていない特別な情報を有して、それにより確実に利益を得られると思わせる内容になっており、本来予測することのできないパチンコで獲得できる出球の数について断定的判断を提供したものと解され、消費者契約法4条1項2号所定の断定的判断を提供したと判断した事例 ◆被告甲が、断定的判断を提供して本件攻略情報を購入させたことは、消費者契約法上の取消事由だけでなく、社会通念上違法な行為として不法行為にも該当するが、不法行為による損害とは不法行為により現実生じた金銭的な被害をいうところ、①パチンコをしたことによる損害については、まさにパチンコをしようと判断したことによって発生した金員のことであり、本件攻略情報の購入それ自体によって発生した法律上の相当因果関係のある損害とは認められず、②逸失利益については、原告が実際に支出した金員の補償ではなく、本件攻略情報の購入に際して保証されたという利益を支払うように求めるものであり、ここでいう損害とは認められず、③本件攻略情報を購入させたことは財産権を侵害する不法行為であるところ、財産権を侵害する不法行為において慰謝料請求が認められるのは相手が殊更に精神上的攻撃を与えることを目的として不法行為をしたような特段の事情がある場合に限られ、本件ではそのような特段の事情は認められないとした事例 ◆被告乙は、その発行するパチンコ情報誌で、被告甲のパチンコ攻略情報を紹介したが、被告乙と雑誌の購入者との間で直接雑誌の売買契約が成立しているわけではなく(同情報誌は書店等から購入される)、被告乙が掲載内容を保証する契約が成立したということもできないとして消費者契約法に基づく請求は理由がないとした事例	その他	主張なし	
585	平成21年 4月24日 名古屋地裁 平20 (ワ)5407号	損害賠償等請求事件	◆被告会社の広告等を見てパチンコ攻略情報の提供契約を申し込み、代金を支払った原告が、被告会社及びその代表取締役である被告Y1に対し、被告会社の行為が詐欺行為であるとして、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めた事案	◆パチンコの遊技において、いわば必勝法と評価し得るパチンコ攻略法は存在しないというべきであると判断した上で、被告会社のパチンコ攻略法情報提供行為は不法行為上としての違法性を有するとして、また、被告Y1は、被告会社の代表取締役として法令遵守義務を負う立場にありながら、被告会社の事業を積極的に推進していること等から、不法行為責任を負うとして、被告らの共同不法行為を認定し、原告の請求の一部を認容した事例	その他	主張なし	
586	平成21年 4月14日 東京地裁 平19 (レ)467号	損害賠償等請求控訴事件	◆控訴人が、被控訴人に対して普通預金口座開設の申込みを行った際に、被控訴人が、外国人登録証明書の写しも必要であるとして口座を開設しなかったことは違法であるとして、不法行為に基づく損害賠償を請求したところ、原審で棄却されたため、控訴した事案	◆私企業である金融機関がどのような書類で本人確認を行うかは、各金融機関の裁量に委ねられていること等からして、被控訴人が外国人登録証明書の写しの提出を求め、その提出がなかった場合に口座開設をしなかったことは、違法、不当であるとは認められず、また、本件において、説明義務違反や目的外使用があったと認めるに足る証拠もないこと等から、控訴を棄却した事例	その他	請求棄却	
587	平成21年 3月27日 東京地裁 平19 (ワ)15441号	損害賠償請求事件	◆原告は、訴外D社に代わり、訴外R社に立替払を行ったが、訴外R社の代表取締役である被告M1に対して、立替金の使途につき詐欺若しくは告知義務違反があったとして、不法行為又は役員等の第三者に対する損害賠償責任に基づき、損害金及び遅延損害金の支払を求め、訴外D社の代表取締役であった破産者である被告K1に対し、訴外D社の担当者による詐欺行為を看過したという役員等の第三者に対する損害賠償責任に基づき、損害金及び遅延損害金の合計額の破産債権を有することの確認を求めた事案	◆被告M1の行為は詐欺には該当しないが、説明義務に違反し、損害との間に因果関係も認められるが、原告にも訴外D社の資金繰り等の状況に関する調査に欠ける点があったこと等相当程度の落ち度があったことから、原告側の過失割合を5割と認定し、訴外D社の担当者に不法行為責任を問うことはできないため、被告K1は責任を負わないと判断し、被告M1に対する請求の一部のみを認容した事例	その他	5割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
588	平成21年 3月27日 東京地裁 平18 (ワ)17581号	地位確認等 請求事件	◆期間1年の有期雇用契約で稼働していた原告が、退職届の提出は錯誤無効であるとして地位確認等の請求をするとともに、慰謝料等の請求をした事案	◆雇用期間は終了しており、原告は疾病により労務提供ができない状態だったから、退職届の提出が錯誤により無効としても、地位確認や賃金請求権は認められないが、有期雇用者に休職規程を適用しないのは任命規程の文言に反する運用で無効だから、被告が原告に休職規程の適用がないかの説明をし、原告に休職の適用を受ける機会を喪失させたことは、雇用契約上の義務違反となるとして、慰謝料請求を認容した事例	その他	主張なし	
589	平成21年 3月13日 東京地裁 平20 (ワ)28428号	賃金等請求 事件	◆インターネットの情報提供等を目的とした会社である被告に勤務していた原告が、被告に対し、残業代、付加金を請求するとともに、残業代を請求するに当たって脅迫があったとして不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆原告は被告より、今後、残業代を請求しないとの条件の下に72万円余りの支払を受けたのであり、もはや原告に対して残業代請求権を有しないとするとともに、また、本件において脅迫は認められないなどとして、請求を棄却した事例	その他	請求棄却	
590	平成21年 3月 5日 東京地裁 平18 (ワ)25059号	損害賠償請 求事件	◆分離前の相被告会社に所有不動産の売却を依頼していた原告らが、相被告会社は売買代金額につき虚偽の説明をして差額を不当に取得したとして、相被告会社の代表者である被告に共同不法行為に基づく損害賠償請求をした事案	◆仲介業者にすぎない相被告会社が、原告らとの売買契約における代金額よりも高い代金額で土地建物を売却し、差額を原告らに引き渡さないことは財産権侵害の不法行為であり、相被告会社は差額を不当に領得しているから、差額につき賠償義務を負うところ、被告は代表取締役として上記不法行為に加担していたと認められるとして、請求を全部認容した事例	その他	主張なし	
591	平成21年 3月 2日 東京地裁 平19 (ワ)23037号	損害賠償等 請求事件	◆原告らが、宅地建物取引業者である被告らから、土地区画整理事業の施行区域内にあり仮換地指定がされた土地を購入したところ、土地区画整理組合の総会決議に基づく賦課金の納付を余儀なくされたため、被告は売買契約の締結に際して説明義務を怠った等と主張して、債務不履行又は不法行為等に基づき、賦課金相当額の損害賠償を求めた事案	◆被告らには、賦課金について具体的に説明すべき売買契約上の義務があったのにこれを怠った債務不履行があるなどとして、請求が一部認容された事例	その他	主張なし	
592	平成21年 2月19日 東京地裁 平18 (ワ)27143号	損害賠償請 求事件	◆被告が開発したソフトウェアにつき被告との間で利用契約を締結した原告が、被告に対し、被告が本件ソフトの動作環境について正確な説明をせず、その後約束した改良作業も怠ったため、同ソフトを使用した事業の継続を断念せざるを得なかったとして、債務不履行に基づく損害賠償と、債務不履行による解除を理由とする同契約所定の月額利用料の支払義務の不存在確認を求めた事案	◆被告には信義則上の説明義務違反が認められるが、ソフトの改良約束がされたとは認められず、また本訴提起前に契約を解除したという原告の主張を認めるに足りる証拠はないとし、被告の過失相殺の抗弁を排斥した上で、原告の請求を一部に限り認めた事例	その他	否定	被告は、本件契約の締結に先立って、原告に対し、本件ソフトが日本語OSのパソコンに対応する製品である旨を説明すべき義務を負っていたにもかかわらず、海外で使用する場合に必要な動作環境について具体的な説明を行っていない以上、他方で、顧客である原告が、使用条件等についての確認を怠ったという事情をもって、過失相殺の対象とするのは、損害の公平な分担という過失相殺の趣旨に照らして相当とはいえない。
593	平成21年 2月13日 東京地裁 平19 (ワ)27864号	過払金返還 請求事件	◆貸金業者である被告から金員を借り入れ、返済を繰り返してきた原告が、過払金の発生を理由とする不当利得返還請求本訴を提起した後、被告に取引履歴の開示を求めてもこれに一切応じないとして、取引履歴の開示及び損害賠償を求めた事案	◆認定事実から、被告の提出しない従前の取引履歴について、その存在が推認できるとした上、原告が、貸金業者の消費貸借契約上の付随義務である取引履歴開示義務に関し、訴訟で直接履行請求することはできないとして、取引履歴開示請求を棄却したものの、被告が、合理的な説明なく容易に開示をしなかった本件取引履歴開示拒否は、原告に対する不法行為に当たるとして、損害賠償請求を一部認容した事例 ◆貸金業者の取引履歴の開示義務は、債権債務内容を明らかにすることが困難である借主が、債務内容の疑義を明らかにし、紛争を解決するための手段として認められるものであるから、借主が、貸金業者に対し、消費貸借契約上の付随義務である取引履歴開示義務につき、訴訟において直接履行請求することはできないとされた事例	その他	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
594	平成20年11月26日 東京地裁 平19 (ワ)24237号	損害賠償請求事件	◆原告の元従業員である被告が、在職中の不動産取引において、原告に事情を秘して、非正規の仲介業者を経由し、原告の支払った仲介手数料名目の金員の一部を受け取った背任行為をしたとして、原告が、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆被告が原告代表者に対して虚偽の説明をすることで、法律上許容される額を超過する仲介手数料を原告に支払わせ、訴外仲介業者に支払われた仲介手数料の約半分を被告が受け取っていたなどの認定事実からすると、被告は、本件支払につき、その違法性や原告が法律上当然に負担すべき義務のないことを認識していたと優に推認されるなどとして、被告の不法行為責任を認め、請求を全部認容した事例	その他	主張なし	
595	平成20年11月11日 名古屋高裁 平20 (ホ)424号	損害賠償請求控訴事件	◆Y社の提供するインターネットオークションサービスを利用して詐欺の被害にあったXらは、Y社に対し、詐欺の被害を生じさせないオークションシステムを構築すべき注意義務を怠ったとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めたところ、原審は請求を棄却したため、Xらが、Y社は民事仲立人(あるいは、それに類似した立場)でありXらの損害について責任を負う、古物営業法21条の2よりY社は出品者情報の真偽を確認する義務があるなどと主張を追加・敷衍して控訴した事案	◆原判決を引用・補正しつつ、Xらの控訴審において追加・敷衍した主張は採用することができないとして、控訴を棄却した事例	その他	請求棄却	
596	平成20年 9月19日 東京地裁 平19 (ワ)16210号	売買代金本訴請求事件、売買代金反訴請求事件	◆原告が被告に対し、両名間の自動車売買契約に基づいて代金を請求したところ(本訴請求)、被告は、原告は被告が希望する車の仕様及びこの仕様の特別仕様車が約1か月後に発売されることを知っていたながらこれとは異なるタイプの在庫車について売買契約を締結させたとして、本件売買契約の錯誤無効ないし詐欺取消を主張するとともに、不当利得に基づく返還請求、不法行為に基づく慰謝料等を請求した(反訴請求)事案	◆外国車の販売ディーラー店である原告の販売責任者が顧客である被告に販売車両に関する重要な事実の説明義務違反があったことを認定し、本件車両の売買契約には被告に要素の錯誤があり無効であるとして、本訴である原告から被告に対する売買代金請求を棄却し、反訴である被告から原告に対する既払いにかかる手付金や本件車両の自動車税の支払いのほか不法行為を理由とする慰謝料及び弁護士報酬を含めて請求を一部認容した事例	その他	主張なし	
597	平成20年 3月19日 東京地裁 平17 (ワ)19506号-2	損害賠償請求事件	◆ゴルフ会員権を購入した原告らが、銀行である被告に対し、被告がゴルフ場経営会社から委託を受け原告らに対して販売する際、無担保・無保証で譲渡困難な長期債権であることなどゴルフ会員権の有する危険性等についての説明義務を怠ったなどとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、ゴルフ場経営会社の倒産により原告らが被った償還予定預託金相当額の損害の賠償を請求した事案	◆ゴルフ場経営会社が特に安全であると保証するなどの説明をした事実は認められないし、被告に説明義務違反等の不法行為は認められないとして請求をいずれも棄却した事例	その他	請求棄却	
598	平成19年12月 3日 東京地裁 平18 (ワ)23616号	損害賠償等請求事件	◆亡Aの相続人である原告らが、Aの遺言に基づいて遺言執行者となった被告Y1ら及びその補助者である被告Y2信託銀行が不当な遺言執行を行ったとして、不法行為に基づく損害賠償及びAの相続財産目録等の交付を請求した事案	◆包括遺贈の遺言執行者等が法定相続人に対して相続財産目録を交付せず、事前に通知をしないまま遺産の不動産を処分したことなどが違法であるとして、法定相続人から遺言執行者等に対する損害賠償請求が認容された事例 ◆遺言執行者は、相続人に対し、遅滞なく被相続人の相続財産目録を作成・交付し、遺言執行の状況について適宜説明・報告すべき義務があるところ、被告らはこれを怠ったものであるとして、損害賠償請求の一部を認容したが、本件の審理において相続財産目録が書証として提出されていることからその交付を命ずる必要はないなどとして、その交付請求を棄却した事例	その他	主張なし	
599	平成19年 8月31日 東京地裁 平19 (ワ)7521号	損害賠償請求事件	◆故Bの相続人である原告が、被告が真意に基づかない遺言書をBに作成させ、また、原告が被告に交付したBの遺産分割協議書を、個人情報保護に関する法律に違反して、目的外に使用し、漏洩を繰り返したことにより、原告に対して精神的苦痛を与えたとして、被告に対し、不法行為に基づき慰謝料等の支払を求めた事案	◆Bの真意が本件遺言とは異なるとする原告の主張を認めるに足りる証拠はないから、本件遺言がBの真意に基づかないとは認められないとし、また、被告の本件遺産分割協議書の利用は、目的外利用とは認められず、かつ第三者に対する提供とは認められず、漏洩とはいえないとして、原告の請求を棄却した事例	その他	請求棄却	
600	平成19年 8月30日 東京地裁 平18 (ワ)7900号	損害賠償等請求事件	◆インターネット接続サービス契約に基づき自己のホームページ等に裸体の画像ファイルを掲載していたナチュリズム思想家が、閲覧停止等の措置を受けるなどしたことが債務不履行であるとして、被告らサーバーに対し、上記契約に基づきファイルの閲覧を可能にする措置を求めるとともに、表現の自由侵害という不法行為を受けたとして慰謝料を請求した事案	◆裸体画像ファイルが全体として公序良俗に違反するとして行われた被告らによる閲覧停止等の措置は当事者間の約款に照らしても合理性がある上、被告らに説明義務や弁解等の機会付与義務は認められないとして、請求を棄却した事例	その他	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
601	平成19年 8月24日 東京地裁 平19(シ)131号	入会金等返還請求控訴事件	◆被控訴人が、控訴人との契約を、特定商取引法48条1項に基づきクーリングオフしたとして、控訴人に対し、入会金等の支払を求めたところ、原判決がこれを全部認容したのに対し、被控訴人が同法条は法の下の平等に反する旨等を主張して控訴した事案	◆特定商取引法48条のクーリングオフ制度は、特定継続的役務の提供を事業として行い、その内容・効果等にも精通している事業者と、知識・情報等に乏しい消費者との間に、本来的に一般的に内在する格差を是正して取引の公正公平及び適正円滑を図るため、必要かつ合理的なものといふべきであり、憲法14条の定める法の下の平等や公序良俗に反するものとはいえないとして、控訴を棄却した事例	その他	主張なし	
602	平成19年 7月 3日 東京地裁 平16(フ)4095号	損害賠償請求事件	◆被告会社の元従業員である原告らが、被告会社従業員持株会に対し、被告会社株式の買取り等の請求を、被告会社に対し、被告持株会と同様の請求及び損害賠償請求をした事案	◆持株会規約の定めや従前の株式の買取状況からすれば、株式買取価格を一株当たり一〇〇〇円の割合とする旨の黙示の合意が成立していたと認めるのが相当であるとして、被告持株会に対する株式の買取り及び繰越金の返還請求を認め、また、被告会社が被告持株会と同じ法的責任を負うとはいえないものの、株式の時価が一株一〇〇〇円を割ったときにその旨の事実を原告らに説明する義務を怠ったから、株式の価値が下落した時点で原告らが支払を継続した拠出金相当額の損害を賠償すべきであるとして被告会社に対する損害賠償請求の一部を認めた事例	その他	主張なし	
603	平成19年 6月 8日 東京地裁 平18(フ)11488号	損害賠償等請求事件	◆被告司法書士会が、その所属司法書士である原告に対し注意勧告を行った事案	◆本件注意勧告の理由とされた依頼者に対する説明義務を果たしていないとの判断に問題とすべき点があるとは解されないし、原告の防御権を侵害する違法な手続に基づくものだともいえないから、本件注意勧告決定が違法であるとはいえないし、原告の名誉が毀損されたとも認められないとして、原告の請求をいずれも棄却した事例	その他	請求棄却	
604	平成19年 5月30日 さいたま地裁 平16(フ)1985号	損害賠償請求事件	◆使用者である被告Aの指示により被告Bが管理する焼却炉において廃材を焼却していた際に生じた爆発により負傷した原告が、被告らに対して安全配慮義務違反等を理由とする損害賠償の支払を求めた事案	◆特別な社会的接触の關係にあれば直接の労働契約關係にない場合でも安全配慮義務が生じ、本件当事者はそのような關係にあるが、焼却炉の利用方法が簡単である上、構造及び使用方法について一応の説明が行われており、被告らにおいて原告が爆発を生じさせる方法で焼却炉を利用することを予見することは不可能であったことを理由に安全配慮義務違反は存在しないと判断され、請求が棄却された事例	その他	請求棄却	
605	平成19年 4月26日 東京高裁 平18(ネ)6031号	請負代金請求控訴、同附帯控訴事件	◆会員となった顧客に対して不動産競売物件の記録を提供するなどの業務を行う被控訴人が、顧客である控訴人に対し、不動産競売物件に関する競売手続の情報を提供した上で、控訴人との間で、当該不動産の占有者との間で明渡しに関する和解交渉を行うことなどを請け負う旨の請負契約を締結し、約定の業務を遂行したとして報酬の支払を請求したのに対し、原判決がその請求の一部を認容したことを不服として控訴人が控訴した事案	◆本件請負契約は、その内容から、弁護士法72条本文に違反する事項を目的とする契約にあたり、業務性も認められることから、本件契約は民法90条により無効であるとして、控訴を認容し、被控訴人の請求を棄却した事例	その他	主張なし	
606	平成19年 3月 5日 東京地裁 平18(シ)434号	入会金等返還請求控訴事件	◆控訴人が、出張ホストクラブを経営する被控訴人との間で、被控訴人から仕事の斡旋を受ける旨の契約を締結し、被控訴人に対し入会金及び研修費を支払ったが、被控訴人が仕事の斡旋をしなかったことが債務不履行に当たるとして当該契約を解除し、被控訴人に対し、既払の入会金等の返還を求めたのに対し、原判決が請求を棄却したことから、控訴人が控訴した事案	◆被告の主張する入会金及び研修費は、アロマトリートメントの研修費及びその道具の購入代金であり、被控訴人は、本件契約締結に際して、出張ホストの仕事の斡旋を保証するものではないこと等を説明しており、被控訴人は、本件契約上、控訴人に一定数の女性客を斡旋したりする義務を負うものではなく、被控訴人が控訴人に仕事の斡旋をしなかったとしても、本件契約上の債務不履行にはあたらないとして、控訴を棄却した事例	その他	請求棄却	
607	平成19年 2月15日 東京地裁 平16(フ)10480号	寄託物返還等請求事件	◆結婚記念のダイヤモンドの指輪を共有していた原告らが被告百貨店で同店の名で被告補助参加人が提供する宝石のリフォームを依頼したところ、リフォーム後には人工石のキュービック・ジルコニアが当該指輪に取り付けられて返還されたとして、ダイヤモンドの返還、損害賠償及び原告の一人への名誉毀損に基づく謝罪広告を請求した事案	◆依頼時の石は元々人工石であったとする被告の主張を排斥してダイヤモンドであったと認定判断し、被告の説明義務違反を理由とする債務不履行又は不法行為並びに名誉毀損については原告の主張を排斥したが、当該ダイヤモンドの返還及び返還の強制執行が功を奏さない場合の代償金の支払を命じるとともに不法行為による慰謝料請求と弁護士費用の一部を認容した事例	その他	主張なし	
608	平成19年 2月 8日 東京地裁 平18(フ)6200号	立替金等請求事件	◆原告が、被告に対し、主的に、支払った海外レース参戦費用について、原告が立替えて支払う旨の合意があったとして、同合意に基づき費用の返還を求め、予備的に、被告自身には返済する資力が無いのに、これがあるかのような虚偽の説明をしたことにより費用の立替払をさせられたなどとして不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆契約に至る経緯、契約書の内容、原告の報道対応、レースにおけるロゴの表示などを総合すれば、原告の支払がマネジメント契約に基づく義務の履行として行われたことを優に認定することができるとし、また、すぐに判明するような虚偽の説明を被告がしたとは到底考えられないとして請求を棄却した事例	その他	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
609	平成19年1月29日 名古屋地裁 平18 (ワ)4452号	損害賠償請求事件	◆パチスロ攻略情報を販売している被告の従業員が断定的判断を提供したことにより、高額な会員登録料・情報料を支払ったと主張する原告が、被告に対し、本件契約の取消しに伴う不当利得の返還を求めるとともに、存在しない情報を売るという本件行為は詐欺であるとして、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案	◆本件事情の下では、被告は断定的判断を提供していたと認められ、原告は消費者契約法4条1項2号により本件契約を取り消すことができるから、被告は原告が支払った登録料等の返還義務を負い、また、本件攻略情報はまったく虚偽のものであり、被告はそれを知りつつ原告と本件契約を締結したのであるから、本件契約締結行為は不法行為であるとして損害賠償責任も認めた事例	その他	主張なし	
610	平成19年1月26日 東京地裁 平17 (ワ)17969号	損害賠償請求事件	◆被告の従業員であった訴外人の妻である原告が、被告に対し、説明義務違反等により保険金を受け取ることができなかったとして、損害金等の支払を求めた事案	◆いわゆる電力会社である被告の従業員であった訴外人が他社に出向したが、訴外人が同職場でうつ病に罹患し自殺するに至ったことに関し、被告には、従業員の出向により被告の団体定期保険制度を利用することができなくなる不利益があることから、団体定期保険を脱退した者には被保険者選択を受けることなく個人保険に移行することができる特典があることを説明すべき義務があったにもかかわらず、その義務を怠った過失があるとした上、被告において個人保険移行の説明を行っていれば訴外人において個人保険に移行していた蓋然性が認められるとして、訴外人の妻である原告の請求を一部認容した事例(訴外人も自ら被告に対し保険の継続に関し照会や助言を求めるなど自助努力を怠ったとして過失相殺五割)	その他	5割	
611	平成19年1月24日 東京地裁 平16 (ワ)17366号	損害賠償請求事件	◆スキー場等のリゾート施設を所有していた訴外会社の清算型民事再生手続に際し、営業譲渡を受けることを予定して設立された会社である原告が、上記再生手続に必要な資金として三〇〇〇万円を支出したにもかかわらず、訴外会社が破産し、三〇〇〇万円の資金の回収が不能となったことにつき、上記民事再生手続の申立代理人であった被告には実際には原告が訴外会社に支出する三〇〇〇万円が共益債権とならず回収不能となるリスクがあり、また、被告において共益債権化することが可能であったにもかかわらず、そのリスクについて説明したり、共益債権化するための措置をとったりしなかったため、原告において同額の損害を被ったことから、原告が被告に対し説明義務違反等に基づく損害賠償の支払を求めた事案	◆訴外会社代表者が三〇〇〇万円の支出を共益債権として回収することを考えていたとは認められず、むしろ回収不能のリスクを弁えた行動をとっていたなどとして、被告の義務違反行為を否定し、原告の請求を棄却した事例	その他	請求棄却	
612	平成18年11月29日 東京地裁 平16 (ワ)11928号	損害賠償請求事件	◆被告旅行会社の主催するアフリカツアーに参加してマラリアに罹患して死亡した訴外人の相続人である原告らが、被告においてツアーにおけるマラリアの危険性を告知する義務及びツアー後の注意喚起義務を怠ったと主張して損害賠償の支払を求めた事案	◆被告においてマラリア罹患の具体的危険性に関する予見可能性がなかったから、マラリアの危険性について積極的に情報を提供する義務違反や注意喚起義務違反があったとは認められないとされた事例	その他	請求棄却	
613	平成18年10月25日 東京高裁 平18 (ネ)2834号	損害賠償請求控訴事件	◆原告が、被告の設けていた年金共済制度である酒販年金制度に関し、(ア)原告の夫と被告との間で締結された契約につき、①第一次的に、「具体的説明義務」違反に基づき、債務不履行あるいは不法行為を主張して損害賠償を求め、②第二次的に、「一般的・抽象的説明義務」違反に基づき、債務不履行あるいは不法行為を主張して、損害賠償を求め、③第三次的に、「信義則上の掛金元本返還請求権」に基づき、④金員の支払を求め、(イ)原告と被告との間で締結された契約につき、④第一次的に、「一般的・抽象的説明義務」違反に基づき、債務不履行あるいは不法行為を主張して、損害賠償を求め、⑤第二次的に、「信義則上の掛金元本返還請求権」に基づき、金員の支払を求めた事案	◆私的年金契約について、制度運営者には、加入者に年金受給権の給付方法を選択させるに当たり、制度破綻の可能性、これにより加入者が被る年金不支給等の不利益について具体的に説明すべき年金契約上の付随的義務違反等があり、債務不履行が認められるとした原審の判断が変更され、制度運営者に義務違反はないとされた事例	その他	請求棄却	
614	平成18年8月30日 東京地裁 平17 (ワ)10266号	損害賠償請求事件	◆被告Aが開設するゴルフ場のゴルフ会員権を被告B銀行から融資を受けて購入した原告が、本件会員権の値上がりが確実であるとの説明を信じて購入したもののそうではなかったことから、主位的には被告両名の共同不法行為により損害を被ったことによる賠償を、予備的には被告Aに対して会員権購入契約の錯誤無効による不当利得返還あるいは退会を理由とする預り保証金の返還を求めた事案	◆断定的説明、預託金返還が受けられなくなる危険性の説明不足、値上がり確実との虚偽の説明など被告B銀行の担当者による不法行為に該当するような販売行為を行った事実を認めることができず、販売行為について被告両名間で共謀した事実も認めることができないことから共同不法行為による損害賠償には理由がなく、投機目的で原告が本件会員権を買ったことから錯誤の主張にも理由がなく、原告が本件会員権購入に当たり借り入れた融資金の返済が済んでいないことから預託金返還請求権を行使することもできないとして、原告の請求がいずれも棄却された事例	その他	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
615	平成18年6月12日 最高裁第一小法廷 平16(受)1219号	根抵当権抹消登記手続等請求事件	◆土地を単独所有ないし共有している原告らが、本件土地について登記簿上根抵当権者とされている被告Y1及び被告Y2に対し、根抵当権設定契約とともになされた原告X1と被告銀行との間の金銭消費貸借契約は、原告X1が実現不可能な返済計画を実現可能と誤信したことにより締結したものであったから、動機の錯誤により無効であり、根抵当権設定契約も同様に錯誤により無効であると主張して、所有権に基づき根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めるとともに、原告X1が、本件各貸付をした被告銀行及び本件建物の建築計画を作成した被告Y3が実現不可能な返済計画を実現可能と誤信させたとして主張して、選択的に不法行為又は債務不履行に基づき、損害賠償を請求した事案	◆顧客に対し、融資を受けて顧客所有地に容積率の上限に近い建物を建築した後はその敷地の一部を売却して返済資金を調達する計画を提案した建築会社の担当者に、建築基準法にかかわる問題についての説明義務違反があるとされた事例 ◆顧客に対し、建築会社の担当者と共に前記計画を説明した銀行の担当者には建築基準法にかかわる問題についての説明義務違反等がないとした原審の判断に違法があるとされた事例	その他	主張なし	
616	平成18年5月19日 東京地裁 平16 (ワ)23683号	不当利得返還請求事件	◆海外の芸術大学への留学などを斡旋する被告経営学院へ入学した原告が、消費者契約法に基づく入学契約の取消による授業料等の返還及び入学に当たっての被告の説明義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告には消費者契約法に基づく取消原因となる不利益事実の不告知であるとか不法行為を構成する説明義務違反はなかったとして、原告の請求がいずれも棄却された事例	その他	請求棄却	
617	平成18年4月24日 東京地裁 平16 (ワ)24027号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告の設けていた年金共済制度である酒販年金制度に関し、(ア)原告の夫と被告との間で締結された契約につき、①第一次的に、「具体的説明義務」違反に基づき、債務不履行あるいは不法行為を主張して損害賠償を求め、②第二次的に、「一般的・抽象的説明義務」違反に基づき、債務不履行あるいは不法行為を主張して、損害賠償を求め、③第三次的に、「信義則上の掛金元本返還請求権」に基づき、④第一次的に、「一般的・抽象的説明義務」違反に基づき、債務不履行あるいは不法行為を主張して、損害賠償を求め、⑤第二次的に、「信義則上の掛金元本返還請求権」に基づき、金員の支払を求めた事案	◆被告の年金制度が破綻して年金支給が困難になる具体的可能性が生じているにもかかわらず、被告S共済組合の私的年金受給権を有する原告にその説明義務を尽くさなかったため同人に一時金としての年金一括受給と月額当たりの年金分割支給の選択の情報がないままに月額による分割受給を選択して損害を被らせたとして年金契約上の付随的義務に違反する債務不履行による損害賠償が命じられた事例 ◆原告が被告に対してした一般的・抽象的説明義務(すなわち本件年金制度を設計、運営、加入募集してきた者として、制度への加入あるいは年金の受給方法の選択に先立って制度の一般的な破綻の可能性、これにより原告が被る年金不受給、支給金の元本割れ等の不利益について説明した上で年金の一括か分割かの受給選択を行わせるべき契約上の、あるいは不法行為上の信義則に基づくもの)及び信義則上の掛け金元本返還請求権(すなわち契約締結時に支給金の元本割れの不利益について説明が行われ加入者がこれを了解した旨の特段の合意がない限り、信義則上元本の支払いが保証された契約とみる)の主張についてはいずれも合理的な根拠がないものとして排斥した事例	その他	主張なし	
618	平成18年2月22日 名古屋簡裁 平17 (ハ)7636号	電話料金請求事件	◆原告が、被告に対し、携帯電話料金の支払を請求したところ、被告が、通常通話分の支払義務を認めた上で、特殊通話利用分(パケット通信料等)については、契約時に料金設定に関する十分な説明がなかったから支払義務はないとして争った事案	◆被告は、料金プラン等の一応の説明を受けており、本件携帯電話機を受領した時点でガイドブックを受け取っているものであるから、この説明を読めば、原告の料金設定がいくらであるかは十分理解できたといえ、その支払を拒むことはできないとして、原告の請求を全部認容した事例	その他	主張なし	
619	平成17年11月29日 大阪高裁 平17 (ホ)1409号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人の勧誘によってゴルフクラブの会員権を購入した控訴人らが、勧誘行為が違法であったとして、被控訴人に対し、不法行為に基づき、上記ゴルフクラブを運営する会社が破綻し控訴人らが預託した金銭のうち返還されなくなった分の損害金等の支払を求めた事案	◆破綻したゴルフ場経営会社のゴルフクラブ会員権を購入した者が預託金の返還を受けられずに損害を被った場合、会員権の購入を勧誘した金融機関の職員に同会社の財務状況等について説明すべき義務の違反があったとして、金融機関の不法行為責任が認められた事例	その他	5割	
620	平成17年3月31日 東京高裁 平16 (ホ)105号	債務不存在確認等、同反訴請求控訴事件	◆控訴人花子が、被控訴人銀行に対し、被控訴人銀行の太郎に対する上記貸付は、相続税対策を目的とするところ、同被控訴人の担当者は、相続税制の法改正について説明しなかったなどの義務違反があるとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めたのに対し、債権回収株式会社である被控訴人Yが、控訴人花子に対し、上記代位弁済による求償権に基づき、控訴人一郎及び控訴人二郎に対し、上記連帯保証契約に基づき、連帯して支払を求めた事案	◆昭和六三年の税制改正で相続税課税が取得価格によることになったことについて不動産取得融資の際に銀行担当者が説明しなかった場合、銀行に条理上の説明義務の違反があるとし、融資を受けた者の銀行に対する損害賠償請求が認められた事例 ◆相続税対策により銀行から融資を受けた不動産を購入した者が、不動産価格の下落等により損害を被った場合、融資した銀行の担当者に税制改正や相続税対策の効果等についての説明義務があったとして、銀行の損害賠償責任が認められた事例	その他	3割	
621	平成16年10月14日 大阪高裁 平14 (ホ)3714号	損害賠償請求控訴事件	◆控訴人が被控訴人に対し、被控訴人が設置運営する大学の特技(スポーツ)推薦入学試験を控訴人が受験し、不合格となったことについて、債務不履行又は不法行為により、損害賠償を求めた事案	◆大学が、特技(スポーツ)推薦入学試験制度について受験者に対し適切な説明をしないばかりか、誤った情報を提供し説明義務に違反したとして、その誤信によって受験生が被った損害の賠償請求を認めた事例	その他	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
622	平成16年10月13日 神戸地裁 平15 (ワ)1765号	不当利得金返還請求事件	◆貸金業者である訴外会社及び同社から営業譲渡を受け、その後商号を変更した被告との間で、継続的に借入れと返済をしてきた原告が、過払金の発生を主張してその返還等を求めた事案	◆営業譲渡を受ける際、被告は、訴外会社の債務につき免責される旨の登記をしたが、そのことにつき顧客には何ら説明していないのに加え、被告が訴外会社の商号を継続使用していたなどの諸事実からすれば、被告は、商法26条1項により、訴外会社の過払金返還債務についても弁済する義務があり、また、被告が免責登記を主張するのは信義則に反し許されないとした上で、みなし弁済の適用、消滅時効の成立などの被告の各主張を排斥して、原告の請求を全部認容した事例	その他	主張なし	
623	平成16年 8月 9日 東京高裁 平16 (ネ)1566号	貸金請求控訴事件	◆銀行である原告が、被告に対し、貸金契約に基づく支払を請求したのに対して、被告が、原告に虚偽の説明があったと主張して不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆銀行ローン付きのゴルフ会員権の購入の勧誘につき、欺罔行為に匹敵する過失があったとして、銀行の不法行為責任が認められた事例	その他	5割	
624	平成16年 5月26日 広島高裁 平16 (ネ)16号	預金払戻請求控訴事件	◆被控訴人には、債権者として主債務者である有限会社Cの信用状況について調査し、その結果得られた情報や手形割引に関する情報等を、連帯根保証をした控訴人らに提供すべき信義則上の義務があるか否かが争われた事案	◆主債務者の信用状態に関する調査は、被控訴人が与信取引の開始や継続等を決定するに当たり、その意思形成を円滑、適切に行うことを目的としてされるものであることなどから、被控訴人に、調査等の結果得られた情報を控訴人らに提供すべき義務があったものとは認められないとした事例	その他	請求棄却	
625	平成16年 1月28日 東京地裁 平14 (ワ)13827号	損害賠償請求事件	◆原告らが、旅行会社である被告に対し、旅行の中止について、①出発前に米同時多発テロによる旅行の中止が予測され、取消料の負担なしに旅行契約の解除を認める旅行約款条項が適用されたとして、同条項に基づく解除を認める取扱いをとする義務及び同解除ができることを説明する義務、②海外危険情報の発出の有無及びその内容を説明する義務をいずれも尽くさず、これにより中止を余儀なくされた本件旅行に参加させられたとして、債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権に基づき損害賠償を求めた事案	◆旅行会社の主催する「西トルキスタン・大シルクロード」という名称の海外バック旅行が米国同時多発テロの影響で途中で中止された場合、旅行会社には、旅行出発時において、旅行者が取消料の負担なしで旅行契約解除を認める旅行約款条項に関する説明義務違反があるとされた事例 ◆旅行会社が旅行者に対する取消料の負担なしの解除ができることの説明義務に違反した場合、旅行者に旅行契約を解除するかどうかの選択判断の機会喪失の損害を与えたものであるとして、慰謝料各五万円が認められた事例	その他	主張なし	
626	平成15年12月25日 広島高裁 平15 (ネ)91号	損害賠償請求控訴事件	◆控訴人の所属する広島市立B中学校野球部が野球大会に出場すべく学校外の会場に赴いた際、会場付近の公園内で待機中に、同じく野球部員である被控訴人生徒らが控訴人に向けて投げたダングリが控訴人の右眼に当たり、控訴人が右眼角膜穿孔と外傷性白内障の傷害を負い、視力低下・調節障害等の後遺障害が残ったとして、控訴人が、B中学を開設している被控訴人広島市に対しては、国家賠償法1条1項に基づき、被控訴人生徒らに対しては共同不法行為に基づき、それぞれ損害賠償を請求したところ、原判決は請求を棄却したことから、控訴人が、A教諭の過失や報告義務について追加の主張をして控訴した事案	◆A教諭において、ダングリ投げが行われて本件事故のような事故が発生すると予見することが可能であったとはいえず、生徒の動静を確認すべき義務はなく同人に過失はないとし、また、A教諭らは本件事故後10日から2週間程度、野球部員から話を聞くなどし、本件事故後原因等を調査するとともに、その調査結果に基づいて図面を作成して、これを示して控訴人の親権者に説明したことが認められ、報告義務違反は認められないなどとして、控訴を棄却した事例	その他	請求棄却	
627	平成15年10月21日 東京地裁 平10 (ワ)10379号	損害賠償等請求事件	◆原告らが、若年時より長期間にわたって喫煙を継続したため、肺がん、喉頭がん、肺気腫に罹患したとして、被告らがたばこ健康に関する正確な情報を提供するなどの有効な喫煙規制対策をとらずにたばこを販売し、又は販売させたことなどが違法であるとして、被告会社に対して民法709条に基づき、同被告の歴代の代表取締役に対しては商法266条の3に基づき、被告国に対しては国家賠償法1条に基づき、原告の損害を連帯して賠償するよう求め、さらに被告会社に対し、原告らの人格権が侵害されていることを理由に、侵害行為の差止めとして、販売制限、広告の禁止、有害表示の掲載等を求めた事案	◆長期間にわたるたばこ喫煙者が肺がん、肺気腫等に罹患したとして、被告に対し、たばこ健康に関する正確な情報を提供するなど有効な喫煙規制対策をとらずにたばこを販売し、又は販売させたことが違法であるとして行った損害賠償請求について、違法性がないとして請求が棄却された事例 ◆長期間にわたるたばこ喫煙者が肺がん、肺気腫等に罹患したとして、被告の歴代の代表取締役に対して行った商法二六六条の三に基づく損害賠償請求について、違法性がないとして請求が棄却された事例 ◆長期間にわたるたばこ喫煙者が肺がん、肺気腫等に罹患したとして、国に対して行った国家賠償法1条に基づく損害賠償請求について、違法性がないとして請求が棄却された事例 ◆長期間にわたるたばこ喫煙者が肺がん、肺気腫等に罹患したとして、被告に対して行った、たばこによる人格権侵害行為の差止めとしての販売制限、広告の禁止、有害表示の掲載等の請求について、違法性がないとして請求が棄却された事例 ◆たばこの有害性を理由に、喫煙者からの被告に対するたばこの販売の制限、広告の禁止、有害表示及び損害賠償の請求が棄却された事例	その他	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
628	平成15年10月3日 大津地裁 平14 (ワ)540号	損害賠償請求事件	◆被告のパソコン講座の予約制を申し込み、同講座を受講した原告が、厚生労働省の教育訓練給付制度を利用して受講することを希望していたが、被告の説明不足のために、同制度を利用することができなかったとして、被告に対し、損害賠償を請求した事案	◆原告は、本件給付制度を利用することを前提として本件講座を受講したことが認められ、予約制に本件給付制度が適用されないことを予め知っていたならば、予約制を利用しなかったものと判断するのが相当であり、被告の従業員であるCは講座の内容だけでなく、予約制では本件給付制度を利用することができない旨の正確な説明をすべき義務があり、この点の説明を怠ったCの行為には過失があると、原告が給付制度を利用して受講することを申し出ていない点を考慮して2割の過失相殺をするなどして請求を一部認容した事例	その他	2割	原告は、B校でCに本件講座の受講を申し込む際に、本件給付制度を利用して受講することを申し出ていないところ、少なくとも原告が、本件講座の受講申込みの際に、本件給付制度を利用して本件講座を申し込むものであることを説明していたならば、Cが予約制を勧めることがなかったことから、その点において消費者契約法3条2項の趣旨及び公平の見地から過失相殺をするのが相当である。
629	平成15年10月2日 神戸地裁 平14 (ワ)1375号	自動車修理等代金請求、損害賠償請求事件	◆B社の自動車の販売及び修理等を業とする原告よりB社製のフルタイム4WD車(本件自動車)を購入した被告Aが、被告Bにおいて、本件自動車の前輪2本のタイヤをE社製の新品のタイヤに交換し、その後、被告Aが高速道路を走行中に本件自動車のボンネット内で火災が発生する事故が生じたため、被告Aは原告に本件修理を依頼したところについて、原告が被告Aに対し、修理代金を請求したところ、被告Aは、本件火災事故は原告が被告Aに販売した本件自動車のミッションのシフト不良の欠陥に起因するものであり、原告が行った修理は、その欠陥を修理しただけのものであるから、被告Aにはその修理代金を支払う義務がないとして争った事案	◆本件火災事故は、本件自動車の欠陥に起因するものとは認められないから、被告Aの上記主張はこれを採用することができないとして、原告の請求を全て認容した事例 ◆被告Aが、原告には、タイヤの装着等につき誤りのないよう周知徹底を図る義務を怠ったなどの過失があり、また、被告Bにはタイヤ交換において過失があり、上記火災事故はこれらの過失が競合したことにより発生したものであるとして、原告及び被告Bに対し、債務不履行ないし不法行為に基づき賠償請求をしたところ(第2事件)、原告には、メーカーの指定した方法でタイヤを装着する必要があることを周知徹底させる義務違反があり、また、被告Tにもタイヤ交換において説明義務違反が認められ、本件火災事故は、原告及び被告Tの各過失が競合して発生したものと認められるとし、また、被告Aにも過失が認められるとして、5割の過失相殺をするなどして、被告Aの請求を一部認容した事例	その他	5割	
630	平成14年11月21日 東京地裁 平12 (ワ)8729号	損害賠償請求事件	◆アメリカにおいてヘリコプターの操縦免許を取得する専門学校と原告らは入学契約を締結したものの、語学力等の力不足のために追加出費を余儀なくされた末に免許取得できなかったことが被告の説明義務違反ないし誠実訓練違反であるとして損害賠償を請求した事案	◆原告らに対する被告の説明義務違反の主張は排斥したものの訓練態勢には不備があったとして、被告の債務不履行と因果関係のある原告らの損害の一部を認定判断した事例	その他	主張なし	
631	平成14年3月27日 東京地裁 平11 (ワ)8473号	貸金請求、貸金等請求反訴、損害賠償等請求、損害賠償等請求反訴事件	◆A社からゴルフ会員権を購入し、被告銀行らから提携ローンにより購入資金を借り入れた原告らが、A社は事実上倒産状態となり、ゴルフ会員権売買契約はA社の債務不履行を理由に解除されたことから、提携ローンによる借入に際し、被告銀行らに説明義務違反があったなどと主張し、債務不履行又は不法行為による損害賠償を求めた事案	◆ゴルフ場建設・販売業者がゴルフ場の開場予定日から九年を経過してもこれを開場しないことが、ゴルフ会員権購入者に対する債務不履行を構成するとされた事例 ◆与信業者(銀行)が実質的にみて、ゴルフ場建設・販売業者の共同事業者とみるべき実態があり、与信業者もゴルフ場を完成させる債務を負うと認めるべき特段の事情がない以上、与信業者にゴルフ場を完成させる債務不履行責任はないとされた事例 ◆ゴルフ会員権購入者に対する与信業者(銀行)従業員の勧誘・説明に、虚偽の情報の提供ではなく、説明義務違反は認められないとして、与信業者の債務不履行、不法行為による責任がいずれも否定された事例 ◆ゴルフ場建設・販売業者の債務不履行を与信業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情がないことから、ゴルフ場の未完成をもって与信業者(銀行)に対する抗弁事由にならないとして、与信業者(銀行)のゴルフ会員権購入者に対する貸金返還請求が認容された事例	その他	主張なし	
632	平成14年3月19日 神戸地裁 平12 (ワ)2532号	損害賠償請求事件	◆音楽塾を経営する被告との間で、被告が経営する「A」のインストラクター科に入会する旨の契約を締結した原告が被告に対し、被告が説明どおりの授業を行わなかったとして、原告が月謝・維持費名目で支払った107万1000円について、債務不履行、錯誤無効、詐欺取消を主張して、同額の支払を求め、また、原告がカリキュラム代の名目で支払った525万円については不法行為に基づき、さらに、慰謝料300万円を債務不履行及び不法行為に基づき請求した事案	◆月謝等にかかる請求については、被告に全面的に債務不履行があったとか、原告に要素の錯誤があったとか、被告の行為が詐欺となるとまで断定することは困難であるとしたものの、レッスン内容は不十分、不完全であるとして、20万4200円の返還義務を認め、また、被告が原告に対し、音大プラスαの授業を行うとか特別のカリキュラムを組むなどと説明してカリキュラム代等を納めさせたことは不法行為にあたるとして、カリキュラム代525万円全額の支払を認め、さらに、慰謝料100万円を認定して、請求を一部認容した事例	その他	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
633	平成13年2月14日 大阪地裁 平10(ワ)4187号	損害賠償請求事件	◆土砂崩れにより死亡した訴外人一家四名の相続人である原告らが、右土砂崩れを起こした土地の所有者で、かつ、訴外人に対して右土地に隣接する土地・建物を売却した被告会社並びに同被告の代表者である被告Y1及び被告Y2に対して不法行為に基づき、また、被告会社に対して工作物責任又は瑕疵担保責任に基づき、損害賠償を請求した事案	◆土砂崩れにより建物で就寝中の一家四名が生き埋めになって死亡した事故につき、当該家族の居住していた土地・建物の売主に不法行為に基づく損害賠償責任が認められた事例	その他	否定	居住者は、本件土地・建物を住居として使用するにつき生命、身体に対する最低限の安全性を備えていると信頼していたと認めるのが相当であって、その危険性を認識するのは困難であり、かつ、右信頼は保護に値するといわざるをえず、また、東側一階の部屋で就寝することにつき、その危険性を認識することは困難であったといわざるをえず、本件結果の発生につき亡訴外人に過失があったと認めることはできない。
634	平成12年11月30日 東京地裁 平11(ワ)11144号	売買代金返還請求事件	◆原告が、主目的には、被告との間で、ダイヤルQ2回線を利用してインターネットに接続した利用者に対して、プロバイダーがサーバーに搭載している画像情報を提供し、その利用代金をNTTが代行して徴収し、プロバイダーの銀行口座宛て送金するというシステムの運営管理業務を委託する契約を締結したが、被告には債務不履行があるとして、予備的には、被告との間で、本件システムに使用するサーバーについての売買契約を締結し、その代金を支払ったが、右売買契約は錯誤により無効であるとして、原告が被告に支払った金員の支払を求めた事案	◆XがYとの間で「情報回収代行サービス回線を利用してインターネットに接続した利用者に対しプロバイダーがサーバーに搭載している画像情報を提供し、その利用代金をNTTが代行して徴収しプロバイダーの銀行口座宛て送金するというシステムを利用した事業」に参加する契約を締結し、一二〇〇万円を支払った場合において、この契約はわいせつ画像をインターネット上で閲覧可能な状態に置き、収益をあげることを目的としたものであり公序良俗に反し、無効であり、支払われた一二〇〇万円は不法原因給付に当たるとされた事例	その他	請求棄却	
635	平成12年9月29日 東京地裁 平12(ワ)9570号	損害賠償請求事件	◆被告の会員となった原告が、被告に対し、「結婚が決まるまで、お世話致します」との約定に反し原告に合った女性を紹介しなかったこと、原告の了解なく「交際希望申込カード」に原告の氏名、自宅の電話番号を載せることにより原告のプライバシーを侵害したこと等を理由に、債務不履行ないし不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆Xは、結婚を前提とする交際相手を紹介する役務を提供するYと会員契約を締結したところ、Yは女性会員名簿を送付するのみであり、「交際希望申込カード」にXの氏名、電話番号を載せたが、名簿を送付する紹介方法は会員契約に違反するものではなく、カードに氏名、電話番号を掲載することも事前の承諾がありプライバシーを侵害するものではないとされた事例	その他	請求棄却	
636	平成12年9月28日 東京地裁 平11(ワ)10168号	貸金請求事件	◆原告が、被告に対し、ゴルフ会員権の購入資金を融資した金銭消費貸借契約に基づき、貸金及び遅延損害金の支払を求めたところ、被告が、原告に対し、右契約の締結につき説明義務違反及び保護義務違反による損害賠償請求権を有するとして、相殺を主張した事案	◆ゴルフ会員権の購入資金を融資したXがYに対し、金銭消費貸借契約に基づき貸金請求をした場合において、Xの担当者が貸付けに際し説明義務違反及び保護義務違反があったとするYの反論が認められなかった事例	その他	主張なし	
637	平成10年6月12日 大阪高裁 平8(ネ)2710号	損害賠償請求控訴事件	◆ヘリコプターの免許取得のため、被告会社との間で飛行操縦訓練校入学契約を締結し、学費等を支払った原告が、被告会社は、原告に虚偽説明をし、適切な訓練や指導をしなかったとして、被告会社、同社代表取締役及び被告会社の実質的経営者に対し、損害賠償を求めた事案	◆ヘリコプターの操縦免許を取得するため、その教習を実施する会社との間に入学契約を締結して教習を受けたが、免許を取得できなかったことにつき、会社は説明義務及び誠実訓練義務に違反して債務不履行及び不法行為責任を負うとされた事例	その他	4割(職権)	
638	平成7年5月23日 大阪地裁 平3(ワ)3118号	損害賠償請求事件	◆原告らが、U日本校の誘致は被告らの共同事業によるものであり、また、同校に関する被告1の表示及び説明並びに被告2の宣伝を信頼して同校に入学したところ、その実態が被告らの当初の表示及び説明等と著しく相違するものであったばかりか、遂には同校が閉校するに至ったこと等により、財産的損害及び精神的損害を被ったとして、同校の共同事業者である被告らに対し、民法七〇九条、七一九条に基づき、損害賠償を請求した事案	◆外国大学が、日本校を開設するにあたり学生らに行つた表示及び説明に虚偽又は誇大な点があつたとして同大学の不法行為責任を認めた事例 ◆外国大学の日本校誘致に関与した地方公共団体の不法行為責任が否定された事例	その他	否定(判決上不明)	特に記載なし。
639	平成7年4月28日 東京高裁 平4(ネ)4204号	損害賠償請求事件	◆被告会社とドライバー保険契約を締結した原告が、本件契約の締結の際に誤った説明を受けたと主張して、これに起因する損害について、被告会社に対しては募集取締法一条一項、一六条一項一号に基づいて、被告江頭に対しては不法行為に基づいて連帯のうえ、金員の支払を求めた事案	◆いわゆるドライバー保険の締結に当たり、保険代理店において同居の親族所有の自動車を用意運転中の事故が保険の対象とならない旨の特約を保険契約者に積極的に告知する義務はないとされた事例	その他	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
640	平成4年4月22日 東京地裁 昭61(ワ)3830号	損害賠償請求事件	◆いわゆる豊田商法(金のペーパー商法)の被害者である原告らが、取引に関与した元従業員である被告らを相手にして不法行為による損害賠償を求めるとともに、国に対して公正取引委員会及び通産省の不作為を理由に国家賠償法一条一項による損害賠償を求めた事案	◆いわゆる豊田商法を行っていた株式会社が独占禁止法一九条並びに不当景品類及び不当表示防止法四条の適用対象となる事業者にとらえられた事案 ◆公正取引委員会がいわゆる豊田商法につき個々の消費者との関係で独占禁止法並びに不当景品類及び不当表示防止法に基づく調査、審判等の権限を行使する義務を負っていたとは認められないとされた事案 ◆通産省がいわゆる豊田商法につき特定個人に対する関係で条理ないし慣習等に基づき公正取引委員会に通報、協力する義務を負っていたとはいえないとされた事案	その他	主張なし	
641	平成元年4月25日 山形地裁 昭61(ワ)124号	損害賠償請求事件	◆訴外会社と純金ファミリー契約を締結した原告らが、同社従業員である被告らに対し、積極的に虚偽の事実、すなわち、同社が間違いなく金地金を保有しており、満期には金地金が確実に返還され、かつ、それまでの間、約定の買料名下の金員が支払われると申し向けるなどして長時間執拗に勧誘し、その旨誤信した原告らに純金ファミリー契約を締結させて、売買代金名下に現金を交付させたものであるから、それが不法行為に該当するとして、損害の賠償を求めた事案	◆会社従業員は、会社が自分達への異常な高額給与を含め、多額の経費を費やして、極めて高率の収益を維持しなければ客に対する純金ファミリー契約上の義務を履行し得ないことを認識していた一方、マスコミの厳しい批判報道にもかかわらず、自らがどのようにして高収益を得ているか具体的に納得のいく説明を受けていない場合、会社が客から金地金売買取代金名下に受領した金員を経費に費消しているとの批判報道が真実であつて、金地金を約定どおり客に償還することが不可能または著しく困難であることを容易に認識したものであるとされた事案	その他	主張なし	
642	昭和59年2月24日 東京地裁 昭56(ワ)12655号	損害賠償請求事件	◆被告会社の仲介により店舗の賃貸借契約を締結した原告が、被告会社の注意義務違反により、本件店舗の所有者を誤信したとして、被告会社に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆宅地建物取引業者が建物の賃貸借の仲介をするに当たり、賃貸人の所有権の存否の調査を怠つた義務違反があるとして不法行為責任が認められた事案	その他	否定	原告が本件店舗を明渡したのは、訴外会社から、本件店舗を明け渡すよう申出を受け、次いで同年三月一九日ごろ、本件建物の占有移転禁止の仮処分を受けたため、やむを得ず、本件店舗での喫茶店の営業を中止し、明渡す合意を行ったものであり、明渡しを行った点に過失はない。
643	昭和55年6月5日 最高裁第一小法廷 昭54(オ)1252号	損害金等請求事件	◆山林の買主である被告原告が、不動産仲介業者である原告人に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆宅地建物取引業者につき、仲介の目的たる山林について保安林指定の有無を調査しなかつたとして不法行為責任を認めた事案	その他	主張なし	
644	昭和51年8月23日 東京地裁 昭48(ワ)1057号	損害賠償請求事件	◆訴外会社との間でいわゆるマンション経営契約を締結した原告が、同社の従業員らに対し、詐欺等を理由とする不法行為に基づいて損害賠償を求めた事案	◆マンション経営契約を、元本確実、高利回りの有利な利殖法と宣伝、勧誘させた会社の幹部らについて、元本返済の確実性を認めることはできないとして不法行為等に基づく損害賠償責任を肯定した事案 ◆不特定多数の者に対し仮登記を経由すれば出資する元金は安全であると説明してなされたいわゆるマンション経営契約が詐欺であるとして損害賠償請求が認められた事案	その他	否定	原告にも、不動産に関する取引を行う者として軽率な点はあったものの、被告らのマンションの青田売という、刑事上詐欺罪にも問われた行為の違法性の程度に照らすと、原告の過失は斟酌すべきではない。
645	昭和49年11月6日 大阪高裁 昭45(ネ)890号	不明	◆(出典誌に判決全文が掲載されていないため不明)	◆宅地建物取引業者は取引関係者に対し取引に伴う課税について説明等をする義務を原則として負わないが、信義則上負う場合もあることを認めた事案	その他	不明	
646	平成23年5月17日 東京地裁 平21(ワ)30402号	精算金等請求事件	◆A社の従業員であり、A社の従業員らで組織する被告の会員であった原告X1が、A社を退職した際に被告から所定の精算金が支払われていないなどと主張して、被告に対し、精算金等の支払を求め、また、同じく被告の会員であった原告X2及びX3が、A社を退職した際に被告から支払を受けた精算金は不当利得ではないなどと主張して、被告との間で精算金返還義務の不存在確認を求め、さらに原告らが、被告に対し、被告の虚偽説明等により精神的苦痛を受けたとして不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆不法行為に基づく損害賠償請求を除いて原告らの請求を認めた事案	その他	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
647	平成23年 4月14日 東京地裁 平21 (ワ)24273号	損害賠償請求事件	◆原告のためオーストラリアにおける査証取得申請事務代行業務を受託していた旅行代理店たる被告の従業員が、最終的に手配した査証の有効期限につき誤った情報を原告に提供した結果、これを信頼して査証有効期限後も同国に滞在していた原告に、不法滞在者としての不利益を負わせたことを理由として、原告が被告に対して損害賠償を求め、損害論が争われた事案	◆原告が同国における雇用契約の根拠として提出する契約書には様々な不審な点があり、紛争が発生した後に意図的に作成された可能性が高く、信用できないとし、また、原告の主張する現在の症状と被告の行為との間に相当因果関係は認められないなどとして、休業損害や通院費等の請求を認めず、原告の請求を慰謝料及び弁護士費用の限度で一部認容した事例	その他	主張なし	
648	平成23年 1月28日 東京地裁 平21 (ワ)33859号	損害賠償請求事件	◆外国銀行である被告との間で、外貨建て定期預金契約を締結した原告が、円高が進行したためこれを解約したところ、元本を上回る損失が発生し、預金を相殺されるとともに借入金債務等を負担することになったため、被告に対し、損害賠償を求めた事案	◆金融商品の販売等に関する法律3条の施行日以前に締結された本件の契約につき、被告が同条の説明義務を負うとはいえず、これは施行日以後に自動更新された契約についても同様であるなどとして説明義務違反を否定し、原告の投資経験や資産状況に照らして適合性原則違反も認められず、相殺義務違反など原告が主張するその余の被告の義務違反も認められないとして、原告の請求を棄却した事例	その他	請求棄却	
649	平成22年 7月 2日 東京地裁 平20 (ワ)22334号	損害賠償請求事件	◆本件投資をした原告が、①同投資に関する被告会社の勧誘が出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律1条及び2条1項に違反し、また、②出資のリスク等を正確に認識するに足りる情報を提供すべき義務を怠った違法があるとして、被告会社に対しては不法行為、使用者責任又は旧民法44条に基づき、被告Y2に対しては被告会社の違法な勧誘を主導したとして不法行為に基づき、被告会社代表取締役である被告Y1に対しては旧商法266条の3に基づき、損害賠償を請求した事案	◆①本件投資は、その性質上、元本の全額返還が前提とされない「投資」であると認められ、元本の全額返還が前提とされる「預り金」には当たらないものと解されるので、出資法2条1項は適用されないこと、本件投資契約の要約書面は出資元本全額が払い戻されることを前提にした記載であるとは認められず、被告会社の勧誘が出資法1条に違反しているとはいえないとして、被告会社の勧誘が出資法に違反しているとはいえないこと、②本件投資の相手方は被告会社ではないと認められ、被告会社が本件投資のリスク等を説明する義務を負っているとはいえないなどとして、不法行為の成立を否定し、請求を棄却した事例	その他	請求棄却	
650	平成22年 2月25日 東京地裁 平20 (ワ)7327号	指導料返還等請求本訴事件、指導料請求反訴事件	◆原告ら及び被告は、いずれも歯科医師であり、歯科医院を共同経営していたところ、共同経営から撤退した原告らが被告に対し、共同経営の際に指導料として被告に代わって負担していた家賃の一部の返還を求めるとともに、被告に説明義務違反があるとして損害賠償を求めるとした(本訴)のに対し、被告が原告らに対し、原告らには指導料の支払義務があるとして指導料の支払を求めた(反訴)事案	◆原告ら及び被告は本件歯科医院の営業譲渡を目的としており、原告らの支払っていた指導料は将来の譲渡代金に充当されるものであって、共同経営が廃止された場合には返還義務が認められるが、被告の説明義務違反は認められないなどとして、本訴を一部認容するとともに、反訴を棄却した事例	その他	主張なし	
651	平成21年 5月21日 東京地裁 平18 (ワ)11635号	各損害賠償請求事件	◆東京証券取引所のマザーズ上場企業である被告親会社又は被告子会社の株式を取得した原告らが、被告親会社の有価証券報告書の重要事項に虚偽記載があり、また、被告子会社の株式交換に関する公表及び業績公表に虚偽があったため、損害を被ったと主張して、被告会社ら、同社の取締役、監査役、同社から監査を受嘱していた監査法人、公認会計士等に対し、損害賠償を求めた事案 ◆親会社の有価証券報告書における証券取引法21条の2第1項、24条の4所定の「重要な事項」について、虚偽記載の有無及び当該事実が認められた場合における当該親会社等の損害賠償責任の有無につき争われた事案	◆有価証券報告書の重要事項についての虚偽記載及び東京証券取引所の規則に基づく適時開示における虚偽公表の事実を認め、本件親会社の株式取得者に対し、本件親会社、同社取締役、監査役、同社から監査を受嘱した監査法人及び公認会計士らの損害賠償責任を認めた事例 ◆東京証券取引所の規則に基づく公表(適時開示)により虚偽の事実を公表した会社等の不法行為責任について、同規則には虚偽公表に対する法的責任については特別に設けられていないものの、会社情報の正確な提供等是有価証券の公正な価格形成の確保にとって重要であるから、虚偽公表が行われたことにより当該会社の株式を取得した者に損害を生じさせた場合には、当該取得者が公表事実と虚偽があることを認識しながら当該株式を取得した等の特段の事情がない限り、当該損害につき、不法行為による損害賠償責任を負うとされた事例 ◆株式会社により、有価証券報告書の重要事項の虚偽記載及び東京証券取引所の規則に基づく適時開示において虚偽公表がされた場合に、同事実を知らずに当該会社の株式を取得した者が被った損害について、本件有価証券報告書提出後及び虚偽公表後の株式取得者は、潜在的には、当該株式の取得時点で、本来あるべき市場株価と現実の市場株価(取得株価)の差額(取得時差額)相当の損害を被ったといえ、当該虚偽記載等が明らかになり、株式の市場価格が下落し、取得時差額相当の損害が現実化、顕在化した時点で、損害が現実に生じたときとみべきであるとした上で、証券取引法21条の2第2項が適用される場合は、同項で推定される損害額から同条5項による減額を行った額を損害額とし、同条2項が適用されない場合は、民事訴訟法248条により、同様の方法で損害額を算定した事例	その他	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
652	平成19年 8月28日 東京地裁 平18 (ワ)10753号	損害賠償請求事件	◆金融機関である被告に対し長期分割の貸金債務を負っている原告が、同債務を繰上弁済する際に、被告担当者から、繰上弁済に伴う税務上の問題について適切な説明をされなかったために、償還期間を短縮する方法を選択した結果、租税特別措置法41条(住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除)、41条の5(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の適用が受けられなくなり損害を被ったと主張して、被告に対し、信義則上の説明義務違反を理由として民法415条、709条、715条に基づく損害賠償を請求した事案	◆金融機関である被告から住宅購入資金のため長期分割の貸金債務を負っている原告が被告の担当者の助言を聞いて繰上弁済をしたために租税特別措置法上の控除制度(本件控除制度)の適用を受けられなくなったとして求めた損害賠償請求が、被告担当者には税法上の本件控除制度の適用の有無につき説明すべき信義則上の義務を一般的に負っていると認めることはできないから被告の債務不履行ないし不法行為は成立しないとして棄却された事例	その他	請求棄却	
653	平成19年 5月23日 東京地裁 平16 (ワ)9012号	損害賠償請求事件、破産債権確定請求事件	◆訴外会社(破産会社)と投機の商品取引をした原告が同社の担当者による違法行為があり損害を被ったとして訴外会社の破産管財人及び同社の代表取締役(破産者)の破産管財人には各破産債権の確定を、同社の取締役二名には損害賠償を求めた事案	◆担当者による適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、一任売買等といった原告主張の違反行為を否定し、取締役二名には任務懈怠が認められないとして損害賠償請求を棄却したが、担当者らによる過大建玉の違法があったとして訴外会社の使用者責任及び代表者の分離保管義務違反による株式会社の代表取締役としての損害賠償責任を肯定し、原告にも五割の過失相殺をした上で両者の破産管財人に対する破産債権の確定請求を一部認容した事例	その他	5割	
654	平成17年10月25日 東京地裁 平15 (ワ)9236号	損害賠償請求事件	◆被告会社の代表取締役である被告らが不実の目論見書等を使用して原告に有価証券を取得させたとして、証券取引法17条に基づく損害賠償等を請求した事案	◆証券取引法17条に定める損害賠償責任の責任主体である「有価証券を取得させた者」を証券の発行者、募集若しくは売出しをする者、引受人又は証券会社等に限られないと解するとしても、被告らは、原告の本件株券購入に際し、原告から何らの利益も受けずに、原告からの求めに応じて情報を提供したり、書面を作成したに過ぎないこと、及び原告は短資業を営む会社であり、本件目論見書の分析は十分に可能なことなどから、被告らは「有価証券を取得させた者」に該当せず、被告らに賠償責任を認めることはできないとして請求を棄却した事例	その他	請求棄却	
655	平成17年 4月26日 東京地裁 平15 (ワ)28666号	損害賠償本訴、同反訴請求事件	◆投資顧問会社である被告会社と投資顧問契約を締結していた原告が、被告会社の代表者である被告C川は、特定のファンドのリスクを一切説明することなく、これに投資するよう勧誘したため、これを信じて本件ファンドに投資した原告は、本件ファンドの価格の下落によって損害を被ったとして、被告C川に対しては不法行為に基づく損害賠償請求として、被告会社に対しては代表者の不法行為についての法人の責任(商法二六一条三項、七八条二項、民法四四条一項)に基づいて、損害賠償を求めた事案	◆投資顧問契約を締結した顧客に対して特定のファンドへの投資を助言した投資顧問業者について、リスクの説明義務違反はないとして損害賠償責任が否定された事例	その他	請求棄却	
656	平成16年 1月28日 東京地裁 平14 (ワ)12018号	損害賠償等請求、建物譲渡代金等請求反訴、配当異議事件	◆原告らが、被告の推進する公社共同事業制度を利用して被告から融資を受けて共同住宅を建築したところ、被告に説明義務違反があったために、原告X1が前金を支払った建設会社が倒産し、また、予定された賃料収入等を得られないなどの損害を被った等と主張して、被告に対し、損害の賠償及び契約の錯誤無効又は詐欺取消しに基づく債務不存在確認を求めるとともに、その債務不存在を前提として、被告申立てによる不動産競売事件の配当表の書換えを求めたのに対して、被告が原告らに対し、前記の融資金の返還を求めた事案	◆財団法人の推進する事業制度を利用して融資を受け共同住宅を建築した建築主が、財団法人の説明義務違反により前金を支払った建設会社が倒産し予定された賃料収入が得られなかったなどの損害を被った旨の主張が認められなかった事例	その他	主張なし	
657	平成15年11月28日 東京地裁 平14 (ワ)21105号	債務不存在確認等本訴請求、同反訴請求事件	◆原告花子が、被告銀行に対し、被告銀行の太郎に対する上記貸付は、相続税対策を目的とするところ、同被告の担当者は、相続税制の法改正について説明しなかったなどの義務違反があるとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めたのに対し、債権回収株式会社である被告Yが、原告花子に対し、上記代位弁済による求償権に基づき、原告一郎及び原告二郎に対し、上記連帯保証契約に基づき、連帯して支払を求めた事案	◆相続税対策として高額不動産を購入するためにされた融資契約に際し、銀行の担当者が顧客に虚偽の説明をしたとは認められず、また、担当者には信義則上、税制改正につき説明すべき義務があったとは認められないとして、顧客の銀行に対する不法行為による損害賠償請求、説明義務違反による損害賠償請求等がいずれも棄却された事例	その他	主張なし	
658	平成15年 6月18日 東京地裁 平14 (ワ)19356号	損害賠償請求事件	◆被告が発行するビデオ情報誌が風説を流布したことにより、訴外会社の株式につき作為的相場が形成され、その結果当該株式を購入していた原告が、その売却機会を逸することによって、損害を被ったとして、被告に対し、不法行為(民法709条)に基づき損害賠償を請求した事案	◆A社の株式売買で損失を生じたXが、株式市況に関するビデオ情報を提供する株式会社Yにおいて、風説を流布したことによりA社の株式につき作為的相場が形成され売却機会を逸したことにより損害を被ったとして、Yに損害賠償請求をしたのに対し、Yの行為とXの主張する損害とは相当因果関係が認められないとされた事例	その他	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
659	平成15年1月24日 大阪地裁 平12(ワ)13031号	根抵当権抹消登記手続等請求事件	◆土地を単独所有ないし共有している原告らが、本件土地について登記簿上根抵当権者とされている被告Y1及び被告Y2に対し、根抵当権設定契約とともになされた原告X1と被告銀行との間の金銭消費貸借契約は、原告X1が実現不可能な返済計画を実現可能と誤信したことにより締結したものであったから、動機の錯誤により無効であり、根抵当権設定契約も同様に錯誤により無効であると主張して、所有権に基づき根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めるとともに、原告X1が、本件各貸付をした被告銀行及び本件建物の建築計画を作成した被告Y3が実現不可能な返済計画を実現可能と誤信させたと主張して、選択的に不法行為又は債務不履行に基づき、損害賠償を請求した事案	◆銀行が土地の所有者に建物を建築する資金を融資するに当たり、返済計画に関わる建築基準法上の規制について、同所有者に正確な情報を説明しなかった過失があるとし、同所有者の銀行に対する損害賠償請求が認容された事例	その他	主張なし	
660	平成14年11月26日 東京地裁 平13(ワ)8822号	貸金請求、損害賠償請求事件	◆原告が被告Y1、Y2及び被告会社に対し、貸金返還債務ないし連帯保証債務の履行を求めたのに対し(甲事件)、被告Y1が、相続税対策として、原告の従業員の指導に従って原告から27億円を借り入れて不動産を購入したところ損害を被ったとして、原告の説明義務違反の不法行為を理由に損害賠償を求めた(乙事件)事案	◆金融機関の従業員が顧客に対し、相続税対策のために融資を受けて不動産を購入するよう勧誘した際に、不法行為責任を負うような説明義務違反があったとは認められないとされた事例	その他	主張なし	
661	平成14年9月6日 東京地裁 平13(ワ)17427号	求償金請求事件	◆原告がカードローン契約に基づく債務の履行を請求したのに対し、被告が説明義務違反などを主張して争った事案	◆重度の視力障害者とのカードローン契約に基づき妻が無断でカードを利用して行った金銭の借入れにつき、銀行の説明義務違反、貸手責任が否定された事例	その他	主張なし	
662	平成14年6月14日 東京簡裁 平14(ハ)3641号	立替金請求事件	◆原告が被告に対しクレジットカード利用契約に基づき立替金の請求をしたが、被告は契約締結の事実を否認する一方、海外で利用した代金の円換算方法(特に換算日)について原告から明確な説明がなかったとして代金の支払を拒んだ事案	◆原告と被告との間に本件クレジットカード利用契約が成立した事実を認めることができるとし、会員規約によると交換レートの時期についての明示に欠けることはなく、また、被告からの円換算方法についての照会に対して原告は回答書を送付するなど業者としての説明義務を果たしており、かえって、利用した後に円換算の時期や方法について知らなかったとの被告の弁解は信義則に反し許されないと請求が認容された事例	その他	主張なし	
663	平成13年2月7日 東京地裁 平5(ワ)15483号	損害賠償請求事件	◆被告Y1の従業員から、不動産を購入してその購入代金を同被告から借り入れる方法による相続税対策をすることの勧誘を受け、被告Y2の仲介により、被告Y3から土地建物を購入し、かつ、その購入代金を被告Y1から借り入れた訴外人の相続人である原告が、被告Y1はそれらの点について虚偽の説明をしたなどと主張して、被告Y1に対し、不法行為(説明義務違反)に基づき、本件不動産の売買代金及び仲介手数料相当額の損害賠償を求めるとともに、本件不動産の取引に関与したその余の被告らに対し、不法行為、不当利得等に基づき、売買代金相当額等をそれぞれ請求した事案	◆資産家(顧客)が都市銀行の担当者から相続税対策として銀行から融資を受けて不動産を購入することを勧められ、貸出金利が相続税対策の実効性の重要な要素となる場合において、銀行担当者が貸出金利につき真実は年一〇・三五パーセントないし一〇・四五パーセントであるのに年七・六パーセントであると虚偽の説明をしたときは信義則上要求される説明義務違反であるとして、顧客の被った不動産の売買代金及び仲介手数料相当額の損害賠償請求が認められた事例(過失相殺三割)	その他	3割	
664	平成12年8月21日 東京地裁 平11(ワ)15111号	貸金請求事件	◆金融機関(銀行)からの顧客に対する貸金請求に対し、顧客が当該貸金は貸主である金融機関が提携紹介した海外不動産物件への投資資金であり、右物件の価額低下による損害は金融機関の説明義務違反に基因するなどとして、債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権による相殺を主張した事案	◆金融機関に説明義務違反はなく、相殺の主張が認められなかった事例	その他	請求棄却	
665	平成12年6月28日 福岡地裁小倉支部 平11(ワ)231号	損害賠償請求事件	◆被告の修学資金貸与制度により資金の貸与を受けていた原告が、被告の指示に従い返還免除期間(一定期間指定される医療機関に勤務すると右貸与金返還が免除される)の算定を前提としてA病院に勤務したところ、右病院は免除の対象外として返還金を請求されたことから、被告の説明義務に反した指示により損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償請求を(主位的請求)、被告に勤務する教授から右免除対象とならないB病院への勤務を指示されたところ、原告がこれを拒否すると、医局からの退局を強要され、その後免除対象となる産業医等としての勤務が不可能となったとして、右教授らの行為は違法性があり被告に対して使用者責任(民法七一五条)に基づく損害賠償を請求した(予備的請求)各事案	◆医大の修学貸与資金制度に関して、大学の指示した派遣病院での勤務が返還免除の対象とならなかった場合に、大学側に説明義務違反があったとして損害賠償が認められた事例	その他	1割	本件では、原告は、右病院への派遣を指示されるについて、右病院での勤務が免除対象外で免除期間に算入されないことを医局はもちろん誰からも説明されておらず、事前に医局の助教授から、専修医の六年までは専修医期間なので、産業医等に関係なく、どこの病院でも就労できる旨説明を受けており、右勤務は医局からの派遣であり、週二回無休での大学勤務や医局からの雑用などもあり、原告は当然免除期間に含まれることに何の疑いもなく一年間右病院で勤務していたものである。

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
666	平成 6年 9月 26日 名古屋地裁 昭60 (ワ)3826号	損害賠償請求事件	◆本件土地を購入した原告らが、被告Y2の従業員らは、原告らに対し、執拗に勧誘し、本件土地の価値が実際の一五倍から二五倍あるものと誤信させて本件土地を購入させ、他方、被告銀行は、原告らの本件土地購入について、専用の提携ローンを用意し、本件土地を不当に高く評価したうえ、原告らから改めて抵当権の設定を受け、本件土地が被告銀行の評価額程度の価値を有するものと原告らを誤信させたと主張して、被告らの行為は共同不法行為であるとして、損害賠償の支払を請求した事案	◆虚偽の情報の提供により不当に高い価格で土地を購入させたいいわゆる原野商法において不動産会社及び銀行に対する損害賠償請求が認められた事例	その他	主張なし	
667	平成 4年11月 4日 東京地裁 平元 (ワ)12748号	損害賠償請求事件	◆信用金庫と預金等の継続的な取引を行っていた原告らが、信用金庫の担当職員に数々の不正行為等があったとして、信用金庫に対し、預金等の払戻しや不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆金融機関の担当職員が顧客に対し定期預金を設定する際、普通預金にオーバーローンを生じることを説明しなかつたことに過失があるとして、金融機関がローンの利息と定期預金の利息の差額の損害賠償責任を負うとされた事例	その他	主張なし	